

史跡 赤井官衙遺跡群 保存活用計画

東松島市教育委員会

序 文

赤井官衙遺跡群は、赤井官衙遺跡と矢本横穴で構成される大規模な遺跡群です。赤井官衙遺跡は、『続日本紀』にみえる牡鹿柵跡または牡鹿郡家跡と考えられる東北地方最大級の城柵官衙遺跡であり、矢本横穴は、牡鹿柵または牡鹿郡家に勤務した官人や在地氏族の墓域で、どちらも遺構や遺物が良好に保存されています。

赤井官衙遺跡は、昭和61年、矢本横穴は昭和42年に初めて発掘調査が実施され、これまでに実施された調査により大きな成果が挙げられています。

これらの発掘調査に基づく学術評価と地域の皆様のご理解を得て、令和3年3月26日に赤井官衙遺跡と矢本横穴の一部が「赤井官衙遺跡群 赤井官衙遺跡 矢本横穴」として史跡に指定されました。東松島市は、史跡赤井官衙遺跡群を適切に保存・活用し、次世代へ継承していくことを目的とし、その指針となる本計画を策定いたしました。

今後は、本計画に基づいて史跡等の保存管理に努めるとともに、調査研究を継続して、史跡の価値をより明確にし、史跡を活かした活用・整備を推進してまいります。そして、地域住民、市民、関連団体の協力を得ながら本計画を実践し、地域の貴重な遺産である本史跡を未来に伝え、魅力を発信していきたいと考えております。

結びに、本計画策定あたり、ご指導、ご助言をいただきました史跡赤井官衙遺跡群保存活用計画策定検討委員会委員、文化庁、宮城県教育委員会、その他関係機関の皆様に厚く御礼申し上げますとともに、今後の史跡の保存活用につきましても引き続きご支援をお願い申し上げます。

令和7年3月

東松島市教育委員会
教育長 志小田 美弘

例言

1. 本書は宮城県東松島市赤井字星場、関下、照井中地内および矢本字上沢目、上館下地内に所在する「史跡赤井官衙遺跡群 赤井官衙遺跡 矢本横穴」の保存活用計画書である。
2. 本計画では、赤井官衙遺跡群（赤井官衙遺跡および矢本横穴）の史跡と周知の埋蔵文化財包蔵地を合わせた範囲を＜遺跡＞と呼称し、本計画の対象範囲は、＜遺跡＞の範囲とする。
3. この保存活用計画策定事業は、東松島市が主体となり、令和4・5年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（史跡等保存活用計画策定費国庫補助金）の交付を受けて実施した。
4. 本計画は、東松島市教育委員会が令和3年度に設置した「赤井官衙遺跡群保存活用計画策定検討委員会」により協議・検討を重ね、文化庁および宮城県教育委員会をはじめ関係機関の指導・助言のもと、東松島市教育委員会が策定した。
5. 本事業の事務は、東松島市教育委員会教育部生涯学習課文化財係が担当し、関連する業務を株式会社創宇舎に委託した。

「史跡赤井官衙遺跡群 保存活用計画」目次

序文	3
例言	4
目次	5
挿図等一覧	7
1. 計画策定の経緯と目的	
1) 計画策定の経緯	9
2) 計画策定の目的	10
3) 計画の対象範囲	10
4) 計画策定の体制	10
5) 関連行政施策における位置付け	12
6) 計画の実施	14
2. 東松島市の概要	
1) 自然環境	19
2) 歴史環境	23
3) 社会環境	32
3. 史跡の概要	
1) 指定に至る経緯	39
2) 指定の状況	53
3) 史跡の価値	70
4. 計画の大綱	76
5. 保存管理	
1) 現状と課題	77
2) 保存管理の方針	78
3) 保存管理の地区区分	78
4) A地区の保存管理—現状変更等の取扱い基準	83
5) B地区の保存管理—周知の埋蔵文化財包蔵地としての取扱い	87
6) 発掘調査、追加指定および土地公有化の進め方	89
6. 活用	
1) 現状と課題	90
2) 方針	92
3) 活用のあり方と方法	93

7. 整備	
1) 現状と課題	94
2) 方針	95
3) 整備のあり方と方法	95
8. 運営・体制の整備	
1) 現状と課題	96
2) 方針	97
3) 運営・体制の整備の方法	97
9. 事業推進施策	
1) 方針	99
2) 事業実施のプログラム	99
3) 事業実施の経過観察	102

【参考資料】

参考資料目次	104
1) 保存活用計画策定検討委員会設置要綱	105
2) 計画策定の経過	106
3) 関連行政施策（抜粋）	111
4) アンケート調査	154
5) 関係法令（抜粋）	179

－ 挿図等一覧 －

【図】

第1図 史跡赤井官衙遺跡群位置図	9
第2図 赤井官衙遺跡群保存活用計画策定組織図	11
第3図 東松島市政策（計画）相互の関連模式図	17・18
第4図 赤井官衙遺跡調査区位置図	39
第5図 館院1地区遺構模式図（Ⅲ-3期、8世紀半ば）	44
第6図 赤井官衙遺跡遺構模式図	45・46
第7図 館院2地区遺構模式図（Ⅲ-3期、8世紀半ば）	47
第8図 倉庫地区遺構模式図（Ⅲ-2期、8世紀前半）	48
第9図 矢本横穴位置図	49
第10図 横穴墓構造模式図	50
第11図 赤井官衙遺跡地形図	54
第12図 赤井官衙遺跡館院1地区地形図（1/1000）	55・56
第13図 赤井官衙遺跡館院2地区地形図（1/1000）	57
第14図 赤井官衙遺跡倉庫地区地形図（1/1000）	58
第15図 矢本横穴地形図（1/10000）	59
第16図 赤井官衙遺跡館院1地区土地所有区分図	65
第17図 赤井官衙遺跡館院1地区土地利用区分図	65
第18図 赤井官衙遺跡館院2地区土地所有区分図	66
第19図 赤井官衙遺跡館院2地区土地利用区分図	66
第20図 赤井官衙遺跡倉庫地区土地所有区分図	67
第21図 赤井官衙遺跡倉庫地区土地利用区分図	67
第22図 矢本横穴土地所有区分図	68
第23図 矢本横穴土地利用区分図	69
第24図 史跡の価値概念模式図	71
第25図 赤井官衙遺跡地区区分図	79・80
第26図 矢本横穴地区区分図	82
第27図 A地区（史跡）の現状変更等に関する手続きの流れ	86
第28図 B地区（埋蔵文化財包蔵地）における発掘届等に関する手続きの流れ	88
第29図 パンフレット	91
第30図 講演会ポスター	91
第31図 運営・体制の概念模式図	98

【表】

第1表 保存活用計画に関連する市の施策（計画）一覧表	15
第2表 文化財保存活用大綱と市政策との関連一覧表	16
第3表 『続日本記』丸子・道嶋氏関係主要記事	42
第4表 史跡の土地所有・地目一覧①～③	62～64
第5表 A地区（史跡）の現状変更等の取扱い基準	85

第6表 事業実施のプログラム 101
 第7表 点検項目一覧表（例） 102

【写真】

写真1 赤井官衙遺跡群遠景（東から） 40
 写真2 赤井官衙遺跡群遠景（南から） 40
 写真3 関東系土師器 41
 写真4 円面硯 41
 写真5 館院1地区区画内部の建物跡 44
 写真6 「舎人」刻書土器、「牡舎人」墨書土器 44
 写真7 八脚門 47
 写真8 運河状遺構 47
 写真9 白土仕上げの土壁を持つ建物跡 47
 写真10 「上郷」墨書土器 47
 写真11 大溝跡や材木堀跡に囲まれた建物跡 48
 写真12 外郭材木堀跡 48
 写真13 外郭外大溝跡 48
 写真14 外郭外大溝跡断面 48
 写真15 矢本横穴第3次調査区全景 49
 写真16 人骨出土状況 50
 写真17 高壇式横穴墓に類似する横穴墓 50
 写真18 矢本横穴出土遺物の例 51
 写真19 墓前祭祀に用いられた土器出土状況 51
 写真20 静岡県湖西窯産須恵器 51
 写真21 革帯出土状況 52
 写真22 革帯復元模造品 52
 写真23 革帯 52
 写真24 「大舎人」墨書土器 52
 写真25 赤井官衙遺跡空中写真 54
 写真26 赤井官衙遺跡の本質的価値を構成する遺構の例 72
 写真27 赤井官衙遺跡の本質的価値を構成する出土遺物 73
 写真28 矢本横穴の本質的価値を構成する遺構の例 73
 写真29 矢本横穴の本質的価値を構成する出土遺物 74
 写真30 赤井官衙遺跡・矢本横穴の本質的価値を裏付ける出土遺物の例 75
 写真31 発掘調査現地説明会 90
 写真32 赤井市民センターでの展示 90
 写真33 講演会 91
 写真34 オール赤井まつり展示 91

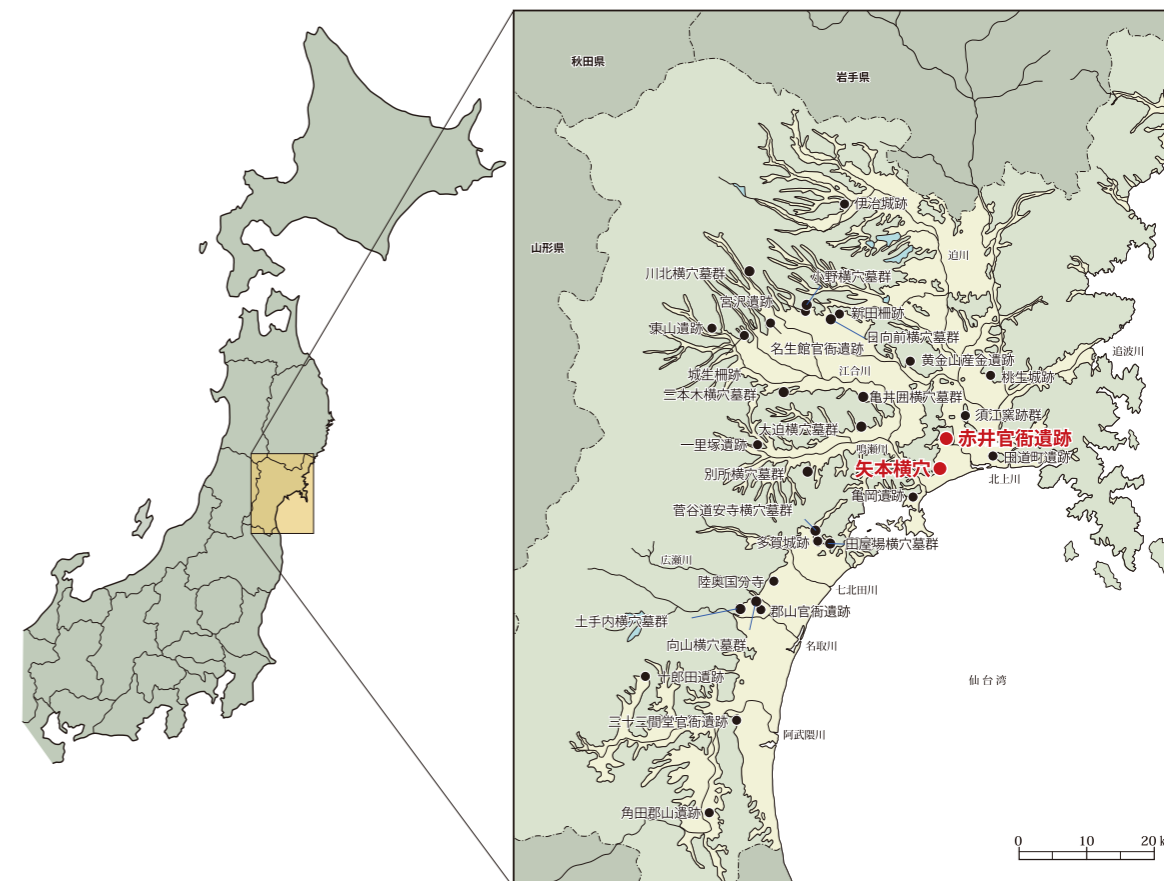
1 計画策定の経緯と目的

1) 計画策定の経緯

宮城県東松島市に所在する赤井官衙遺跡群は、赤井官衙遺跡と矢本横穴から構成されており、赤井官衙遺跡は古代陸奥国牡鹿郡の城柵または郡家跡、矢本横穴は赤井官衙遺跡に勤務した官人および関東からの移民集団の墓域と考えられる（第1図）。

赤井官衙遺跡群は、関東からの移民を基礎にした集落の形成とそれを基にした城柵または郡家の造営および経営、そしてそれらを担った人々の墓域も総合的に理解できる全国でも稀有な例であり、7世紀中葉から8世紀にかけての律令国家成立期の東北経営を理解するために欠くことのできない重要な遺跡群として、令和3年3月26日に国の史跡に指定され、同年7月には東松島市が管理団体に指定された。

史跡に指定された赤井官衙遺跡群を適切かつ確実に保存・継承し活用を推進するため、管理団体である東松島市は「史跡赤井官衙遺跡群保存活用計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとした。



第1図 史跡赤井官衙遺跡群位置図

2) 計画策定の目的

①策定に係る目的

本計画は、史跡である赤井官衙遺跡群を適切に保存・活用し、次世代へ継承することを目的として策定するものである。

②策定に係る方針

本計画を策定するにあたり、遺跡群の価値を再確認し、現状の課題を踏まえたうえで、史跡の保存と住民生活の調和を図りつつ、史跡を適切に保存管理し、整備活用を図るための基本的な考え方を示す。

具体的には、史跡周辺の歴史や周辺環境を踏まえたうえで史跡の本質的な価値を明らかにし、史跡の現状と課題を整理することで、適切な保存管理を実施するための方針を定め、現状変更等の具体的な取扱い基準を定める。また、史跡を広く活用するための活用や整備に関する方針や方法を示す。さらに、史跡の保存管理・活用・整備の事業を円滑に進めるための運営・体制や事業を推進するための方針を示し、行政上の指針とするものである。

なお、本計画策定後の史跡の追加指定、発掘調査の進展、史跡の保存管理、整備活用事業の実施状況等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを図るものとする。

3) 計画の対象範囲

本計画では、赤井官衙遺跡群（赤井官衙遺跡および矢本横穴）の史跡と周知の埋蔵文化財包蔵地を合わせた範囲を「遺跡」と呼称し、本計画の対象範囲は、「遺跡」の範囲とする。

史跡に指定された範囲は「遺跡」の一部であり、「遺跡」の全容がまだ明らかになっておらず、史跡指定地外での重要遺構の分布が確実に想定されていることから、史跡の適切な保存活用のために、史跡部分のみならず、「遺跡」全体を包括的に捉えて保存活用を進めていくものである。

なお、周知の埋蔵文化財包蔵地の隣接地は、未発見の重要遺構が地下に連続して存在する可能性があり、今後の調査の進展により遺構等が確認された場合、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲が変更され、その範囲内に含まれる可能性を有している。そのため、現段階では計画対象範囲外ではあるものの、隣接地の取扱いについても本計画内で触れることとする。

4) 計画策定の体制

本計画の策定は、東松島市教育委員会（教育部生涯学習課）が担当した。本計画の立案にあたっては、学識経験者および地元有識者、地元住民代表からなる「赤井官衙遺跡群保存活用計画策定検討委員会（以下、検討委員会という。）」で検討作業を行った。検討委員会は令和4（2022）年度から5（2023）年度に4回開催され、その協議・検討の結果を踏まえて、東松島市教育委員会が本計画を取りまとめた。

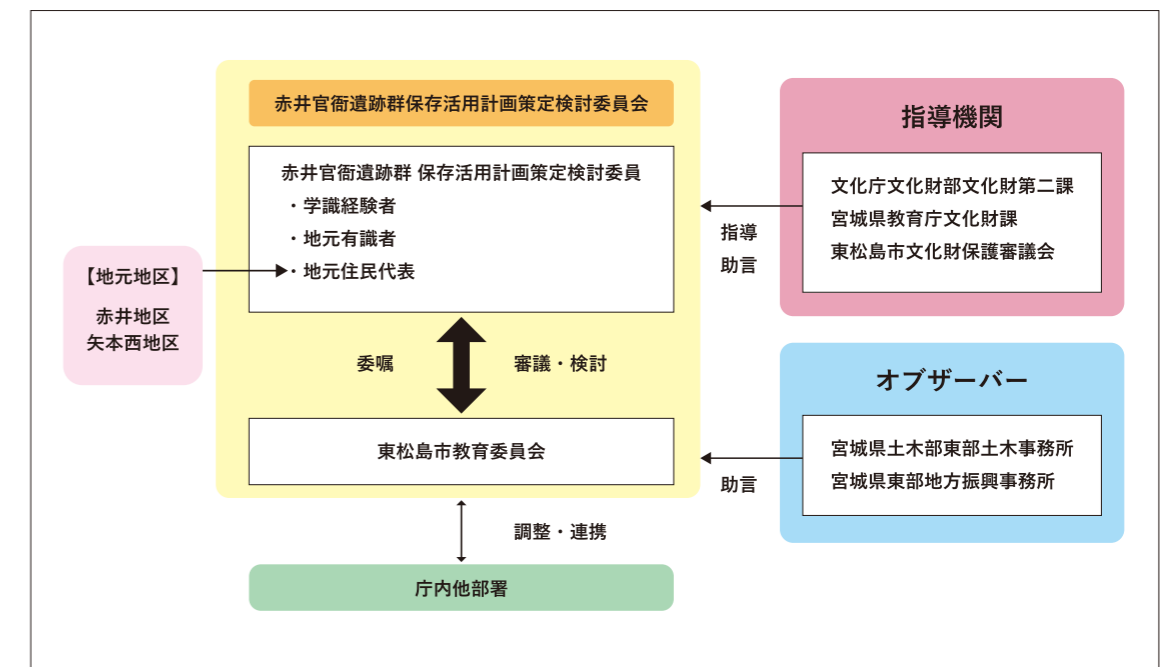
また、策定にあたっては、文化庁文化財部文化財第二課、宮城県教育庁文化財課、東松島市文化財保護審議会から指導・助言、宮城県土木部東部土木事務所、宮城県東部地方振興事務所からの助言を得ている。さらに庁内の他部署との連携・調整を図った。（第2図）

① 史跡赤井官衙遺跡群保存活用計画策定検討委員会

委員長	佐藤 則之	元宮城県教育庁文化財保護課長
副委員長	山崎 恵章	東松島市文化財保護審議会会長
委員	熊谷 公男	東北学院大学名誉教授
委員	白崎 恵介	宮城県多賀城跡調査研究所上席主任研究員(令和4年度)
委員	関口 重樹	宮城県多賀城跡調査研究所上席主任研究員(令和5年度)
委員	広田 純一	岩手大学名誉教授
委員	佐藤 美智子	赤井地区代表
委員	佐々木 俊一	鹿妻地区代表
委員	関口 雅代	デザイナー・東松島市移住コーディネーター

② 指導機関

文化庁文化財部文化財第二課
宮城県教育庁文化財課
東松島市文化財保護審議会



第2図 赤井官衙遺跡群保存活用計画策定組織図

5) 関連行政施策における位置付け

地域の自然環境や社会環境との関わりのなかで長い時間をかけて蓄積され、地域文化の主な形成要素となった文化財（歴史遺産）について、近年、保存を主とした従来の施策から、活用面での様々な模索や試みが求められている。

そのためには、地域の自然、社会、歴史などの総体として創出される「地域の個性」を継承し育むことなどを旨とする市の各行政部門間全体の共通理解と相互協力が不可欠である。

東松島市の行政施策に関する主な計画としては、第1表 保存活用計画に関連する市の政策（計画）一覧に掲げるものがあげられる。このうち、本計画の上位計画である①と⑧、土地利用に関して重要な関わりを持つ②～④について、【参考資料】として、関連部分を抜粋のうえ、具体的な記載内容を参照できるよう巻末に掲載する。

①東松島市第2次総合計画後期基本計画（復興政策課）

策定：令和2（2020）年12月

計画期間：令和3（2021）年～令和7（2025）年

策定趣旨：市政全体に関する総合計画

計画概要：参考資料（抜粋／赤文字～文化財行政関連記述）参照

②東松島市国土利用計画一第2次一（復興政策課）

策定：平成28（2016）年3月

計画期間：必要に応じて見直しを行う

策定趣旨：市土の総合的かつ計画的な利用を図る指針

計画概要：参考資料（抜粋／赤文字～文化財行政関連記述）参照

③東松島市人口ビジョン第2期総合戦略（地域創生・SDGs推進室）

策定：令和2（2020）年3月

計画期間：令和2（2020）年～令和7（2025）年

策定趣旨：市の人口ビジョン計画

計画概要：市の人口維持・発展を図り、将来にわたって住み続けられるまちづくり戦略

④東松島市都市計画マスタープラン（都市計画課）

策定：令和2（2020）年10月

計画期間：令和3（2021）年～令和12（2030）年

策定趣旨：都市計画法第18条の2に基づき「市の都市計画に関する基本方針」を定めた計画

計画概要：参考資料（抜粋／赤文字～文化財行政関連記述）参照

⑤東松島市SDGs未来都市計画第II期（地域創生・SDGs推進室）

策定：令和3（2021）年3月

計画期間：令和3（2021）年～令和5（2023）年

策定趣旨：まちづくりに関する計画

⑥-1東松島市観光ビジョン（商工観光課）

策定：平成27（2015）年3月

計画期間：平成27（2015）年～令和7（2025）年

策定趣旨：観光振興のための計画

⑥-2東松島市農業振興地域整備計画（農林水産課）

策定：平成29（2017）年6月

計画期間：平成29（2017）年～

策定趣旨：農業の振興のための計画

⑦第2期東松島市地域福祉推進計画（福祉課）

策定：平成30（2018）年4月

計画期間：平成30（2018）年～令和4（2022）年

策定趣旨：地域福祉の推進のための計画

⑧東松島市教育振興基本計画（教育委員会）

策定：令和3（2021）年3月

計画期間：令和3（2021）年～令和7（2025）年

策定趣旨：教育行政に関するマスタープラン

計画概要：参考資料（抜粋／赤文字～文化財行政関連記述）参照

⑨東松島市第2次環境基本計画（市民生活課）

策定：平成29（2017）年3月

計画期間：平成29（2017）年～令和9（2027）年

策定趣旨：環境の保全と創造についての計画

⑩-1東松島市地域防災計画（防災課）

策定：令和3（2021）年6月

計画期間：令和3（2021）年～令和7（2025）年

策定趣旨：防災に関する計画

⑩-2東松島市国土強靱化地域計画（防災課）

策定：令和4（2022）年1月

計画期間：令和4（2022）年～令和7（2025）年

策定趣旨：防災・減災、復旧・復興に資する総合的計画

⑪東松島市公共施設等総合管理計画（財政課）

策定：平成29（2017）年3月

計画期間：平成29（2017）年～令和27（2045）年

策定趣旨：公共施設についての長期的・総合的な管理方針

⑫-1 石巻広域都市計画区域の整備、開発および保全の方針（宮城県 都市計画課）

策 定：令和元年（2019）年 5 月
 計画期間：令和元年（2019）～令和 7（2025）年
 策定趣旨：県東部地区（石巻市、東松島市、女川町）を対象とした都市づくりの方針

このほかに、本計画の策定に際し、その直接的な基盤となる文化庁および宮城県教育委員会によってそれぞれ策定された下記の「指針」と「大綱」がある。

【文化庁】

「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」

策 定：平成 31（2019）年 3 月
 策定趣旨：文化財の確実な継承に向けた、これからの時代にふさわしい保存と活用の在り方の指針
 計画概要：地方公共団体や所有者等が当該計画を作成・推進する際の基本的考え方や留意事項

【宮城県教育委員会】

⑫-2「宮城県文化財保存活用大綱」（文化財課）

策 定：令和 3（2021）年 3 月
 計画期間：期間は定めないが、5 年後に再検討することを前提にする
 策定趣旨：都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性の明確化
 計画概要：保存活用に係る課題の整理分析、策定の基本方針とその展開と推進の在り方

以上の上位計画に加え、各部門別計画や事業を含め、想定される全体的相互関係等については下記の表および図の通りである。

第 2 表 文化財保存活用大綱と市政策との関連一覧表

第 3 図 東松島市 政策（計画）相互の関連模式図

6) 計画の実施

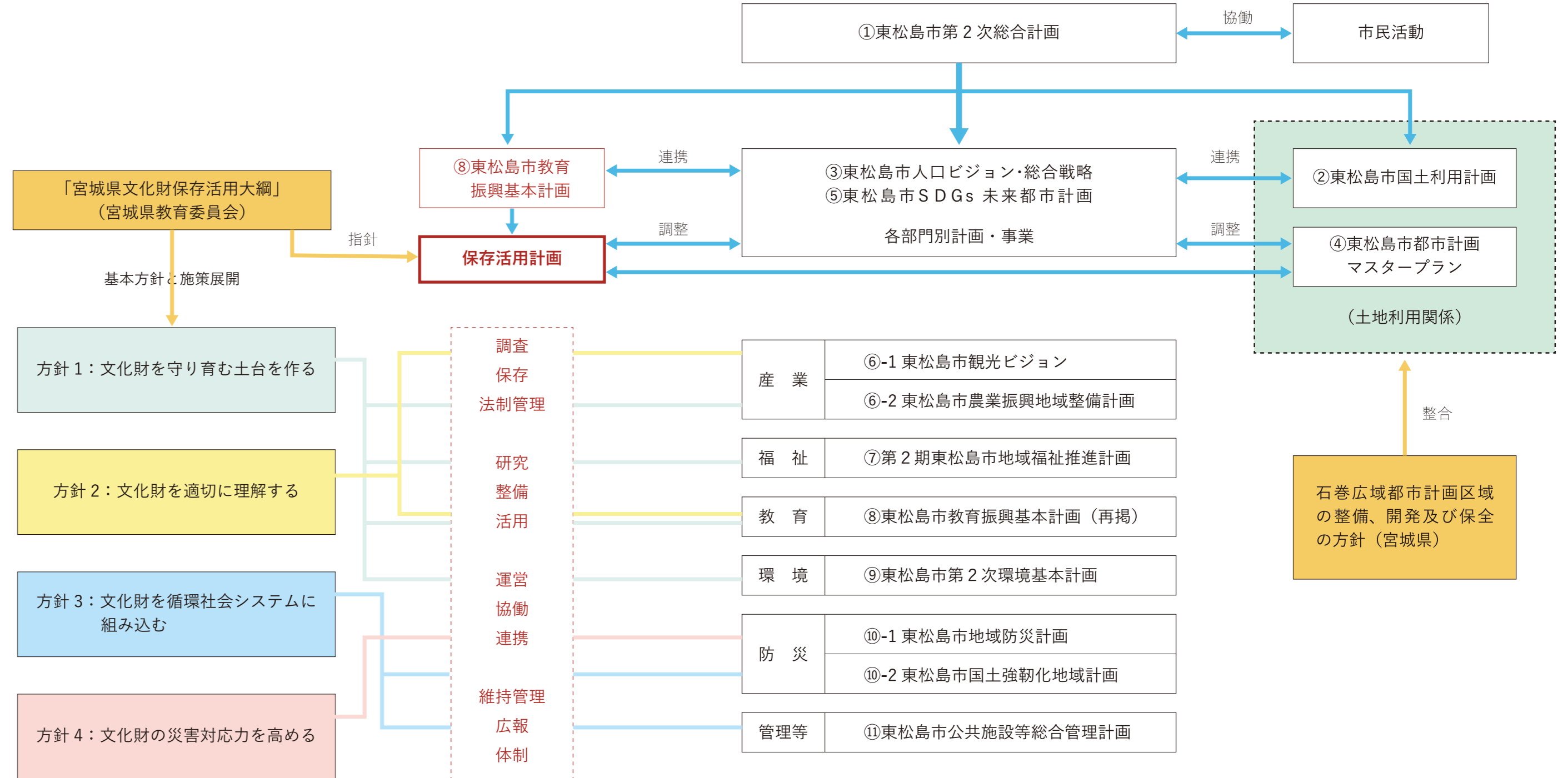
本計画は、令和 7（2025）年 4 月 1 日から実施するものとし、概ね令和 17（2035）年 3 月 31 日までの 10 年間を計画期間とする。なお、本計画策定後の史跡の追加指定、発掘調査の進展、史跡の保存管理、整備活用事業の実施状況等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを図るものとする。

第 1 表 保存活用計画に関連する市の政策（計画）一覧表

関連	No.	名 称	所 管 部 署	本計画との関係	内 容 等	
指 針	①	東松島市第 2 次総合計画後期基本計画	復興政策課	最上位計画	赤井官衙遺跡群についての記述あり。	
	②	東松島市国土利用計画―第 2 次―	都市計画課	関連計画	土地利用に関する計画。赤井官衙遺跡についての記述あり。	
	③	東松島市人口ビジョン第 2 期総合戦略	地域創生・SDGs推進室	関連計画	まちづくりに関する計画。	
施 策	④	東松島市都市計画マスタープラン	復興政策課	関連計画	まちづくりに関する計画。赤井官衙遺跡についての記述あり。	
反 映	⑤	東松島市SDGs未来都市計画	地域創生・SDGs推進室	関連計画	まちづくりに関する計画。	
部 門 別 計 画 ・ 事 業	⑥-1	東松島市観光ビジョン	商工観光課	関連計画	観光振興のための計画。歴史・文化に関する記述あり。	
	⑥-2	東松島市農業振興地域整備計画	農林水産課	関連計画	農業の振興のための計画。圃場整備、水利施設、暗渠排水など埋蔵文化財に関わる記述あり。文化財、歴史遺産に関する記述あり。	
	⑦	第 2 期東松島市地域福祉推進計画	福祉課	関連計画	地域福祉の推進のための計画。歴史や文化財に関する記載は無いが、今後の史跡の活用において関連する可能性あり。	
	⑧	東松島市教育振興基本計画	教育委員会	上位計画	赤井官衙遺跡群についての記述あり。	
	⑨	東松島市第 2 次環境基本計画	市民生活課	関連計画	環境の保全と創造についての計画。歴史・文化的資源の保全、歴史・文化的資源を活かしたまちづくりに関する記述あり。	
	⑩-1	東松島市地域防災計画	防災課	関連計画	防災に関する計画。保安林、仮設住宅の建築など埋蔵文化財に関わる記述あり。	
	⑩-2	東松島市国土強靱化地域計画	防災課	関連計画	防災に関する計画。文化財についての記述あり。	
	⑪	東松島市公共施設等総合管理計画	財政課	関連計画	公共施設についての長期的・総合的な管理方針。下水道、上区地区センター（赤井官衙遺跡史跡指定地内）など埋蔵文化財に関わる記述あり。	
	整 合	⑫-1	石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	宮城県	関連計画	
		⑫-2	宮城県文化財保存活用大綱	宮城県教育委員会	関連計画	

第2表 文化財保存活用大綱と市政策との関連一覧表

宮城県教育委員会の政策(計画)	東松島市の政策(計画)
「宮城県文化財保存活用大綱」	① 東松島市第2次総合計画後期基本計画 復興政策課
	② 東松島市国土利用計画-第2次- 都市計画課
	③ 東松島市人口ビジョン第2期総合戦略 地域創生・SDGs推進室
	④ 東松島市都市計画マスタープラン 復興政策課
	⑤ 東松島市SDGs未来都市計画 地域創生・SDGs推進室
基本方針と施策展開	部門別計画・事業
方針1：文化財を守り育む土台をつくる	
<ul style="list-style-type: none"> *地域で支える仕組みづくり *選材選所の人材育成 *文化財専門職員の継続的な確保と育成 *関係機関との連携強化 *社会変化などに応じた条例改正 *市町村地域計画などの策定促進 *文化財関連計画の策定促進及び策定への参加 	⑥-2 東松島市農業振興地域整備計画 農林水産課 ⑦ 第2期東松島市地域福祉推進計画 福祉課 ⑧ 東松島市教育振興基本計画 教育委員会 ⑨ 東松島市第2次環境基本計画 市民生活課
方針2：文化財を適切に理解する	
<ul style="list-style-type: none"> *文化財の網羅的な調査・把握 *多様な視点を踏まえた文化財調査の実施 *個別文化財の調査の充実 *的確な指定等の推進 *各文化財保存活用計画などの策定促進 *文化財の継続的な状況把握 *関連部局との連携による文化財の面的把握 	⑥-1 東松島市観光ビジョン 商工観光課 ⑧ 東松島市教育振興基本計画 教育委員会
方針3：文化財を循環型社会システムに組み込む	
<ul style="list-style-type: none"> *社会活動・生涯学習と連動した保存継承機会の創出 *教育的意義を明確にした学校教育との連携 *保存活用にかかる資金の確保 *普及・活用手法の創出 *行政所有文化財及び収蔵展示施設の模範的な保存・活用 *適切な修理・管理・保全の促進とそれら技術・技能の向上 *周辺環境を含めた文化継承プログラムの構築 	⑩-2 東松島市国土強靱化地域計画 防災課 ⑪ 東松島市公共施設等総合管理計画 財政課
方針4：文化財の災害対応力を高める	
<ul style="list-style-type: none"> *防災・減災の方針整備と体制整備 *リスクの把握 *防災意識向上に向けたソフトの整備 *防災設備をはじめとする予防策の充実 *予防体制の整備 *災害遺産の発掘 	⑩-1 東松島市地域防災計画 防災課



第3図 東松島市政策（計画）相互の関連模式図

2 東松島市の概要

1) 自然環境

【「東松島市第2次環境基本計画」より抜粋一部編集のうえ転載】

① 現況

ア. 地勢

面積は101.86km²で、市域の東部は、肥沃な田園が広がる平坦な地形、中央部には四方を一望できる桜の名所「滝山」を中心とする丘陵地、西部は、一級河川鳴瀬川・吉田川が太平洋に注ぐとともに、南西部には風光明媚な日本三景「特別名勝松島」を有し、変化に富んだ美しい自然景観を有する市である。

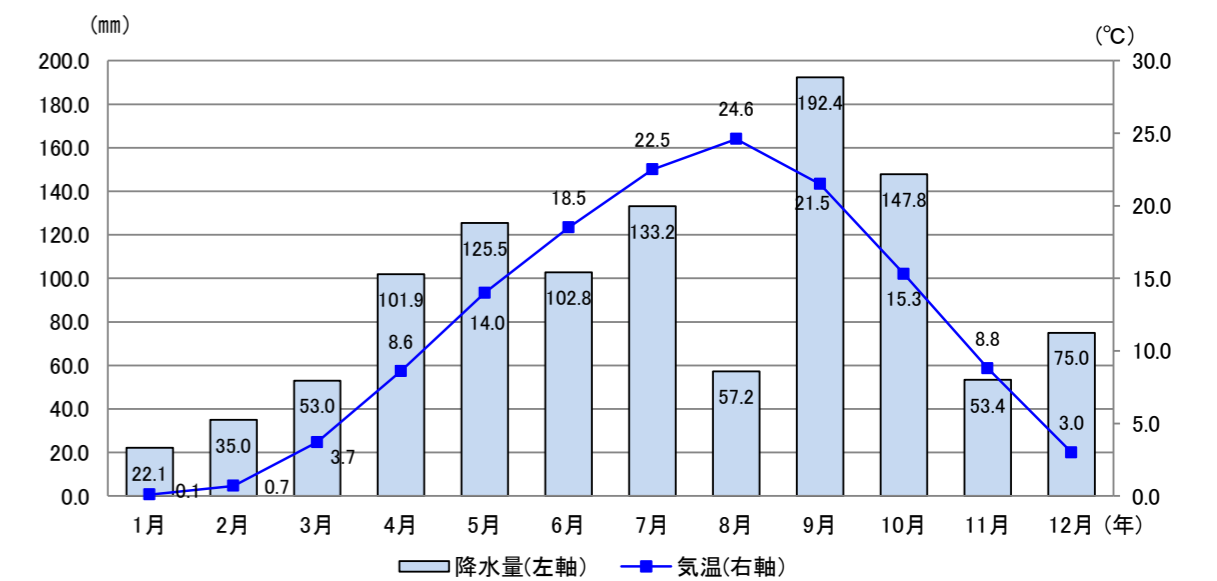


滝山公園の桜

イ. 気候

平成22年から26年までの5年間の平均データでは、平均気温は概ね12℃、降水量は年間約1,100mmとなっている。雨、風、降雪は少なく、東北地方では比較的温暖で、風水害の少ない地域である。

【平成22年から平成26年の月平均気温及び降水量】



資料：東松島市のかんきょう～東松島市環境白書～

ウ. 森林・農地・海域・河川

a) 森林

本市は、「特別名勝松島」という世界に誇る風光明媚な景勝地を有し、美しい松林を守るため、森林病虫害防除事業などを行い保全に努めている。

東日本大震災の影響による航空防除の実施不能および夏期の高温・少雨により宮戸地区の被害が激増したものの、現在は被害量が減少し、震災前の水準に戻ってきている。



海岸沿いの松林

【平成 25 年度事業実績】

事業内容	事業量	事業箇所
被害木調査	—	市内全域
防除	0.97ha	薬剤地上散布
予防薬剤樹幹注入	65 本	関の内グラウンド外
伐倒処理	材積：2,714.56m ³ 6,280 本	市内全域

資料：市農林水産課

b) 農地

本市の農地に関する環境整備については、「東松島市農村環境計画書」に基づき、環境整備を進めてきたが、東日本大震災の影響により、市内農地のほぼ半分が津波により浸水し、沿岸部の農地においては壊滅的な被害を受けた。

被災の状況により、宮城県による除塩やガレキおよび汚泥の除去を行ない、また、地域では復興組合を組織し、農業者によるゴミやガレキおよび汚泥の除去および除草等を行い復旧に努めてきた。

さらに、矢本地区の被災農地で合意形成の図られた地区については、圃場整備事業を併せ復旧整備を行っている。

c) 海域

松島湾をはじめとする沿岸域では、一級河川鳴瀬川、吉田川から運ばれる豊富で良質な水により、古くから「のり・かき」の養殖業漁場として活用され、地域に多くの恵みを与えてきた。

漁業区域や沿岸域の環境保全を図るため、海岸に流れ着く養殖いかだや魚網などの撤去清掃作業が漁業関係者や市民ボランティアの手によって、毎年定期的に行われてきたところだが、東日本大震災後、壊滅的な被害を受けた沿岸および海域については、ガレキの撤去を国・県・市・漁業者が分担および連携して行っている。

東日本大震災の影響により、本市の沿岸は大量のガレキの堆積と藻場・河口干潟の喪失、

海底の変化等により沿岸域の漁場の生態系は大きく変化した。

元々、アサリ漁場については、平成 16 年に東名・里浜海岸で確認された外来種の「サキグロタマツメタ貝」による捕食被害が発生しており、以降東名海岸では潮干狩りが中止に追いやられている。

アサリ資源の保護のため、漁業関係者および地元小学生等による定期的な駆除活動が行われていたが、東日本大震災の発生以降、地盤沈下や津波による浸食により、アサリ漁場は機能できない状況で、再開に向け宮城県による漁場調査を行っている。

d) 河川

本市は、一級河川「鳴瀬川」、「吉田川」および二級河川「定川」の 3 河川と歴史ある「東名運河」および「北上運河」を有している。

国および県が管理する河川区域等の除草・清掃作業については、各管理者が行い、風光明媚な郷土の自然の保全と継承に努めている。

エ. 動植物の分布

a) 動物

本市域には多くの野生動物が生息しており、代表的なものとして、哺乳類はノウサギ、キツネ、タヌキ、ニホンリスがあげられる。帰化種のハクビシンは、石巻地域で 1948 年頃に現れ、国内では最も早い時期の生息確認地となっている。競合種が少ないため個体数が増え、農作物、家屋侵入による糞尿被害が出ている。

魚類はギンブナ、ニゴイ、ビリンゴ、鳥類はウグイス、キジバト、スズメ、両生類ではウシガエル、昆虫類はアゲハチョウ、チツゼミ、オニヤンマ、ノコギリクワガタなどが確認されている。

矢本地区では、準絶滅危惧のホトケドジョウ、メダカなどが確認されており、鳴瀬地区においては平成 24 年 9 月 7 日に行なった現地調査で準絶滅危惧のミサゴ、ニホンアカガエル、メダカ、オオヒカゲのほか絶滅危惧Ⅱ類のオジロワシやハッチョウトンボが確認されている。

b) 植物

環境省の自然環境保全基礎調査によると、代表的なものとしてクロマツ林、アカマツ林、スギやヒノキなどの植物地が点在していることが確認されている。

矢本地区では、平成 15 年に現地調査が行われ、数多くの植物が確認されている。その中でも、宮城県レッドデータブックで準絶滅危惧のミズニラが確認されている。また、鳴瀬地区においては、海岸部の岩上等に見られるコハマギクや砂浜ではハマナスが生育しているほか、絶滅危惧Ⅰ類に位置づけられている貴重な在来種であるセッコクも確認され、地域のボランティア団体が保護に努めている。

② 自然環境の現況から抽出される課題

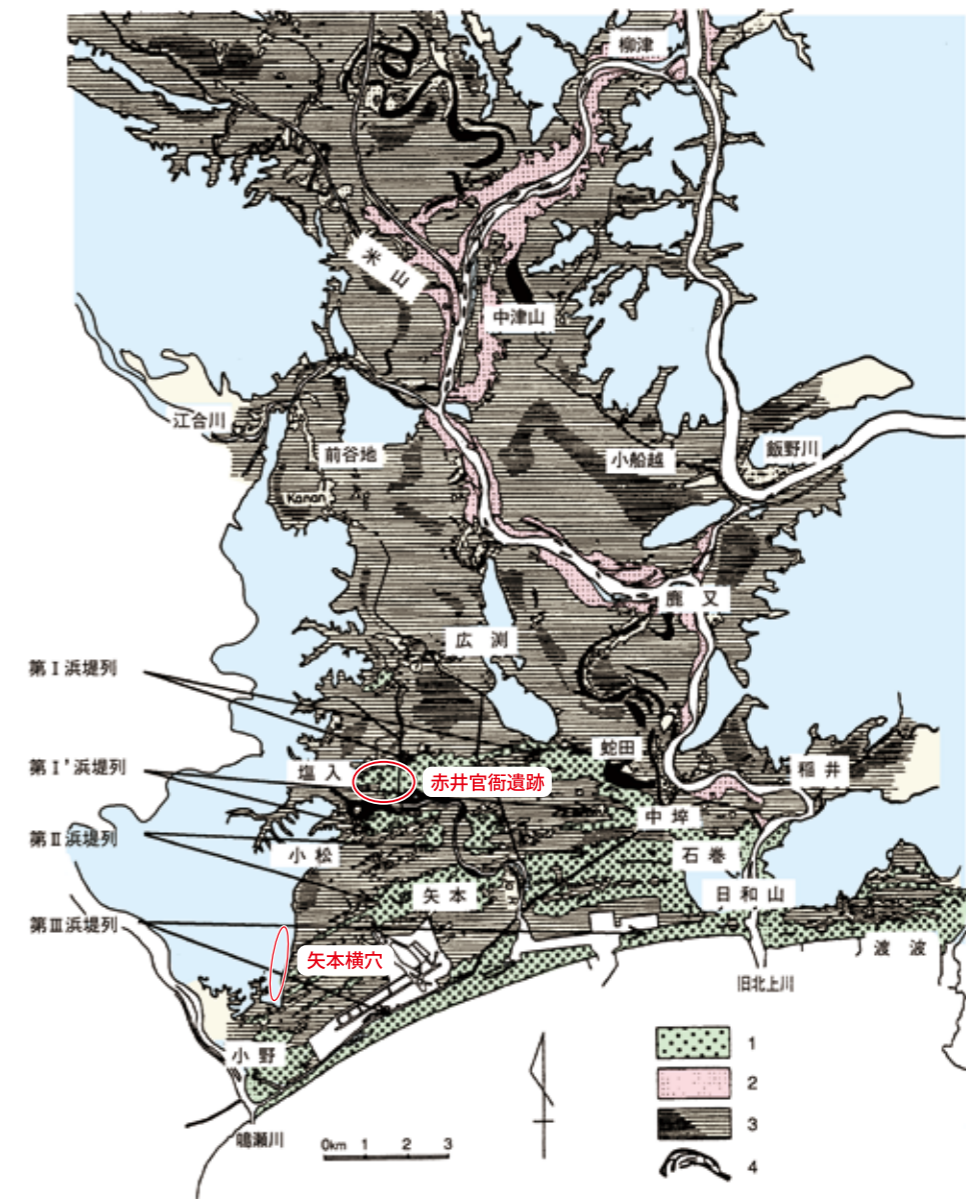
	課題
森林・農地・海域・河川	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別名勝松島」という世界に誇る風光明媚な景勝地を継承していくため、美しい松林を守るため森林病害虫防除事業などを行っていく必要がある。 ・農地は生産基盤としての機能のみでなく、保水、遊水機能、緑空間形成など公益的機能があり、被災のうちの復旧整備を進めていく必要がある。 ・河川や海は、本市の貴重な自然資源であることから、管理者や市民等と連携した、水辺環境の保全に取り組んでいく必要がある。
動植物の分布	<ul style="list-style-type: none"> ・本市には、数多くの動植物が確認されており、これらの生息環境を保全していく必要がある。 ・絶滅危惧種等については、市民等と連携しながら保護対策等を検討していく必要がある。 ・ハクビシンについては、農作物等に被害が出ていることから、鳥獣被害防止対策等に取り組んでいく必要がある。

2) 歴史環境

① 縄文時代

東松島市で確認されている縄文時代の遺跡として、縄文時代早期あるいは縄文時代前期初頭から、貝塚の形成が見られる。旭山丘陵南部の平田原貝塚、小分木貝塚、餅田貝塚、東松島市西端に所在する宮戸島の里浜貝塚や室浜貝塚などが縄文時代早期または前期に形成された貝塚である。これらの貝塚は、カキ、アサリ、ハマグリなどの海水性の貝で構成されており、貝塚の周辺に海域が広がっていたことがわかる。

小分木貝塚、餅田貝塚の利用は長期におよばなかったものの、平田原貝塚ではその後も縄文時代後期初頭頃まで貝塚が形成されている。採集した貝の種類は時期の降下に伴って変化しており、縄文時代中期には海水性のオキシジミと汽水性のヤマトシジミが主体を占めていることから、縄文時代中期頃には、付近に潟湖をかかえ、遠浅泥質の海岸を望む地形になっていたものと推定される。



石巻平野南部の微地形（松本秀明 2000 を一部改変）

宮戸島では、外洋に面した室浜貝塚は縄文時代前期で姿を消すものの、内湾に面した里浜貝塚は、弥生時代に至るまで同丘陵内で少しずつ場所を移動しながら綿々と集落が営まれ、その結果として大規模な貝塚を残している。松島湾は、流入する河川がないことから沖積が進まず、縄文時代前期以降ほぼ地形が変わることなくその姿を保ってきた。その内湾部に位置する里浜貝塚は、生活を営むうえで良好な環境にあり、長期にわたって豊かな集落が営まれ、松島湾域における拠点集落のひとつとして機能していた様子が窺える。

一方、平野部は沖積作用によって海が退いて陸化が進み、約 5,000 年前以降の海水準の微変動に伴って、海岸線に平行するように浜堤列が形成された。第Ⅰ浜堤列は石巻市蛇田から西方の東松島市塩入方向へ連続し、定川が横切る位置付近から細列に分岐している。第Ⅰ'浜堤列は、石巻市中埠付近で第Ⅰ浜堤列から分岐し、西南西に延びて小松付近へ至る。第Ⅱ浜堤列は、石巻市日和山西麓から西方に発達し、東松島市矢本を通過する。第Ⅲ浜堤列は現在の海岸線を構成し、浜堤列の頂部は 4 つの浜堤列の中で最も高い。それぞれの浜堤列の形成年代は、第Ⅰ浜堤列が約 5,000 ～ 4,500 年前、第Ⅱ浜堤列が約 2,000 ～ 1,700 年前、第Ⅲ浜堤列が約 700 年前以降と考えられている。

形成された浜堤列のうち第Ⅰ浜堤列の赤井官衙遺跡や第Ⅱ浜堤列の河戸遺跡から、縄文時代後期や晩期（およそ 3,500 ～ 2,500 年前）の土器が出土している。このことから、縄文時代晩期には、平野部においても、第Ⅲ浜堤列を除く現在の陸化した地域とほぼ同様の範囲に生活圏が広がったことが推測される。

② 弥生時代

平野における浜堤列や湿地帯が耕作可能となったのは、弥生時代中期以降のことと考えられる。赤井官衙遺跡からは、磨製蛤刃石斧と弥生時代後期の土器が出土しており、小松遺跡からも弥生土器が採集されている。宮戸島の里浜貝塚では、弥生時代中期まで継続して集落が営まれている。

③ 古墳時代

古墳時代になると、第Ⅰ、Ⅰ'浜堤列に遺跡が増加する。

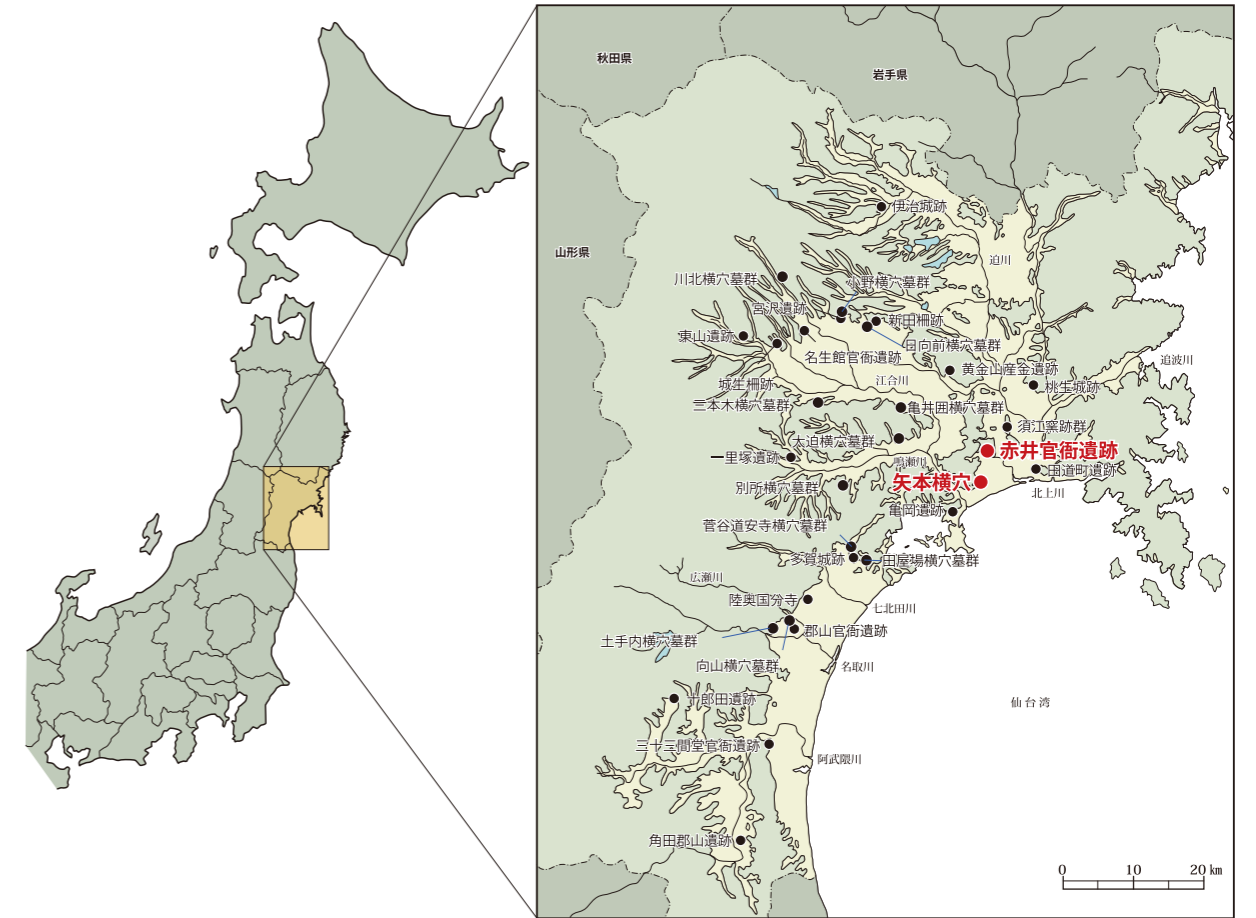
第Ⅰ浜堤列西端に所在する赤井官衙遺跡からは、竪穴建物跡から古墳時代前期の土器が出土しており、浜堤の西端部に集落が営まれたことがわかる。同時期の遺跡では、市内大塩地区の僧坊遺跡がある。

古墳時代中期になると、第Ⅰ'浜堤列の小松遺跡から土師器とともに紡錘車、土錘などが出土している。小松遺跡の東には五十鈴神社古墳があり、直径 20 m ほどの円墳で、埴輪が巡っている。小松遺跡を中心とする集落の首長墓と考えられる。

古墳時代後期には、本市に隣接する石巻市の五松山洞窟遺跡から、6～7 世紀の 19 体の埋葬人骨とともに、金銅製の柄頭をはじめとする刀装具、鉄製衝角付冑、小札、勾玉、琥珀玉、須恵器提瓶などが出土し、古墳時代後期の特殊な墓として注目されている。金銅装圭頭太刀、横矧板鋌留式衝角付冑、金銅製耳環といった副葬品は、同時期における関東地方の前方後円墳クラスの副葬品と遜色ないもので、自然洞窟を利用するかたちをとりながらも、首長クラスの存在を想定させる。

古墳時代終末期（飛鳥時代と重複するが古墳の様相にはついては、ここで記述する）には、赤井官衙遺跡の南西約 4.5km に矢本横穴が造営される。矢本横穴については別の章

で詳述するが、その造営年代は 7 世紀前半から 9 世紀前半までで、古代牡鹿郡とその周辺に勢力を振るった丸子氏一族、後の牡鹿氏から道嶋氏に連なる地方豪族の墳墓であると考えられている。また、発掘調査は実施されていないが、石巻市須江代官山横穴墓群、茄子川横穴墓群の存在は、当地方に横穴墓形態の墓制が移植されたことを反映しているものと考えられる。



赤井官衙遺跡周辺の主要城柵・官衙・寺院・窯跡

④ 飛鳥・奈良・平安時代

奈良・平安時代の東松島市は「牡鹿郡」に属していた。「牡鹿」の初見は『続日本紀』天平9（737）年4月条の陸奥出羽連絡路を開く記事にみえる「牡鹿柵」である。「牡鹿郡」の初見は、天平勝宝5（753）年6月条の丸子豊嶋ら24人が「牡鹿連」姓を賜った記事である。牡鹿郡は、国造制の施行範囲を越えて北に位置し、7世紀後半以降坂東からの移民をもとに建郡された郡のひとつで、8世紀前半から9世紀にかけて「黒川以北十郡」として一括して扱われていた。最も太平洋側に位置する郡であり、8世紀後半には牡鹿郡の北部に城柵「桃生城」を造営し、牡鹿郡を分割する形で「桃生郡」を建郡している。飛鳥・奈良時代のいわゆる「蝦夷」と接する、朝廷の直接的な支配がおよぶ北端の地域であった。

飛鳥・奈良・平安時代になると本市の遺跡数も増加し、その分布範囲は丘陵部および低地帯全体に広がる。飛鳥時代から奈良・平安時代の遺跡として、特に注目されるのが赤井官衙遺跡である。赤井官衙遺跡については別の章で詳述するが、『続日本紀』にみえる古代「牡鹿柵」または「牡鹿郡家」に推定される。7世紀代の遺構は材木堀跡と区画溝跡を伴う多数の竪穴建物跡を主体とし、小規模な掘立柱建物跡が付随する。この集落からは関東系土師器と在地の土器が出土し、7世紀末から8世紀初頭には前段階の集落を基礎に、本格的な官衙が造営される。

赤井官衙遺跡の北から西を迂回し南へと流れる河川の痕跡は、近世の人為的な開削による流路変更によって消失した旧・江合川の流路と考えられるが、この旧・江合川をさかのぼると、赤井官衙遺跡、涌谷町黄金山産金遺跡、大崎市木戸窯跡群、新田柵跡、大吉山窯跡群、南小林遺跡、名生館官衙遺跡、伏見廃寺へと続く。飛鳥・奈良時代前半の陸奥国辺境部に位置している城柵・官衙および関連遺跡を繋ぐルートとなっており、当時の水運の重要性を推測させる。以上の赤井官衙遺跡の集落および官人などの墓域が、矢本横穴と推定されている。

赤井官衙遺跡周辺で注目される古代の遺跡に、野蒜亀岡遺跡がある。野蒜亀岡遺跡は多賀城創建期最古の瓦を出土する遺跡で、赤井官衙遺跡の南西約9.5kmの位置にある。ただし、瓦に係する明確な遺構は検出されておらず、その内容は不明のままである。

⑤ 中世・近世

東松島の地は、所属郡に変遷があり、平安時代には『延喜式』や『和名類聚抄』にみえるように「牡鹿郡」に所属していたが、中世には「深谷保」と称されたと考えられている。中世の「深谷」は、江戸期の「桃生郡深谷二十四村」にほぼ相当する地域であると考えられている。中世以降、牡鹿郡に所属することがなくなり、近世以降は桃生郡に属している。

中世の遺跡は、集落や館跡が確認されており、また板碑も古くは文永・弘安の時期のものから残されている。赤井官衙遺跡西端に所在する須賀神社には徳治3（1308）年の板碑（供養碑）が現在も残されており、当時の遺跡周辺に集落が営まれていたと考えられる。奥州合戦による奥州藤原氏滅亡後、「深谷」の地は長江氏の所領となった。長江氏に縁のある板碑群が大塩地区に点在している。なかでもレリーフで描かれた阿弥陀三尊来迎図像板碑は、鎌倉時代の美術品としても東北地方屈指のものである。また、小野地区の3つの館跡から成る小野館跡（桜ヶ森館跡・松ヶ森館跡・梅ヶ森館跡）や矢本地区の矢本館跡など、長江氏一族の居城とみられる館跡が確認されている。

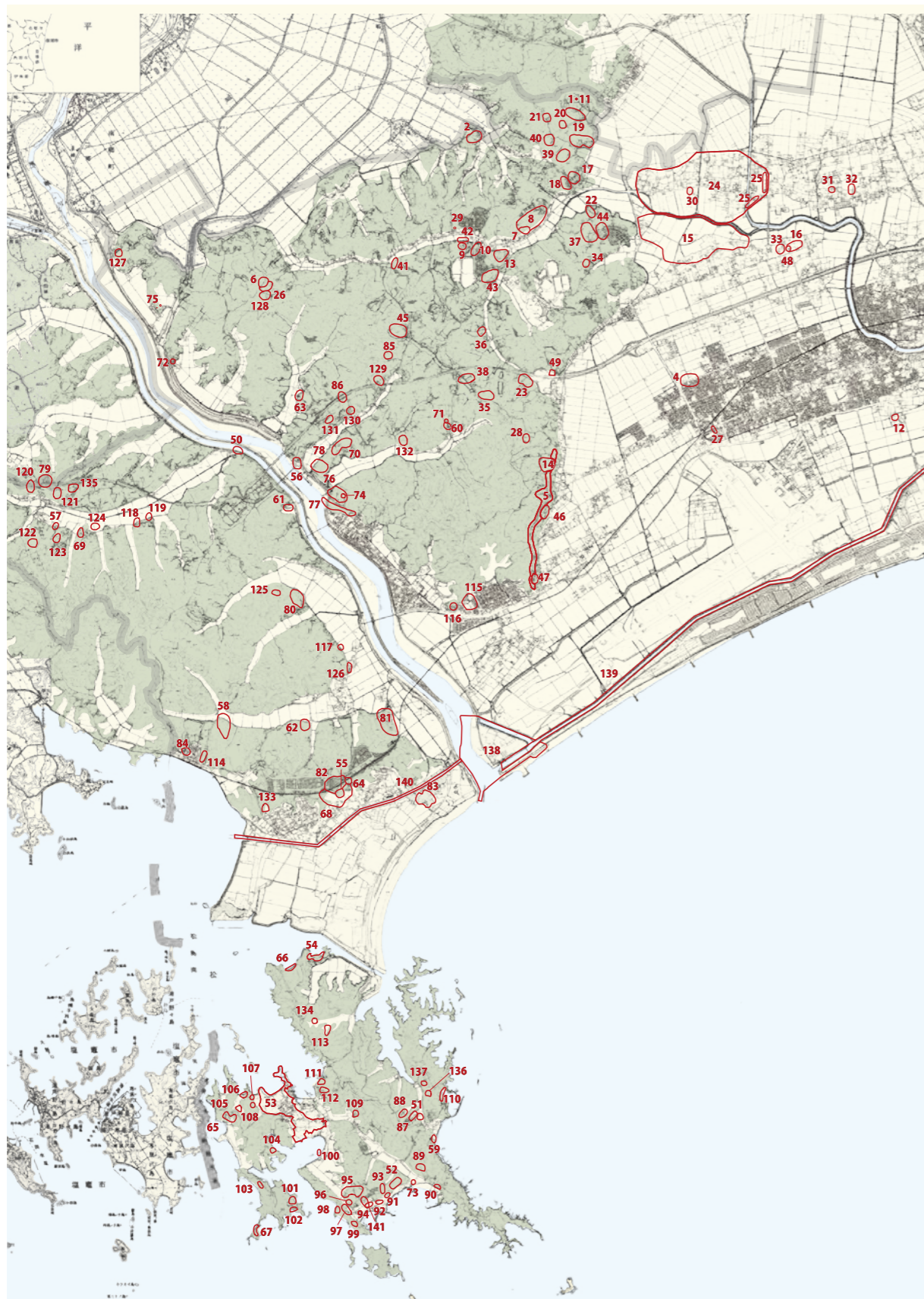
近世に入り、当地方は伊達氏仙台藩の一部となる。赤井官衙遺跡の所在する赤井字照井・

星場・関下は、寛文5（1628）年、伊達家家臣片倉小十郎が拝領し、寛文7（1630）年まで家中の人々が新田開発を行っている。遺跡は寺院跡や修験道場跡が確認されており、赤井官衙遺跡内には伝正院跡（修験道場跡）が所在している。

古代より水運に重要な役割を果たし、赤井官衙遺跡の北、西、南を囲むように迂回して流れていた江合川は、元和－寛永年間、仙台藩の命により、川村孫兵衛の指導のもと、赤井官衙遺跡の北約10kmの石巻市前谷地北端が開削され北上川へと繋がった。これによって、赤井官衙遺跡周辺の河川は、古代から続いてきた様相が薄れ、江合川の旧流路に青木川、中江川、定川などの中小河川が流れるようになり、江合川は水田の地割りにその面影を残すのみとなった。

⑥ 近代

近代の遺跡として特筆すべきものに、野蒜築港跡がある。野蒜築港は、明治政府の殖産興業政策のもと、東北開発の最重要拠点として、鳴瀬川河口の野蒜（浜市）の地に計画された日本最初の近代港湾建設事業である。内務卿の大久保利通が中心となり、オランダ人技師ファン・ドールンによる設計で進められ、明治11（1878）年に着工した。北上川と鳴瀬川を結ぶ北上運河、鳴瀬川と松島湾を結ぶ東名運河を開削し、鳴瀬川河口部左岸に下水道施設を備えた新市街地を造成、さらに鳴瀬川河口部に東西2つの突堤を築造して内港が形成されたが、その後、工事は難航し、半ばにして築港事業は中止された。今では幻の港として痕跡を残すのみとなったが、明治政府初期の殖産興業政策を如実に示す代表的な近代土木遺産として注目されている。

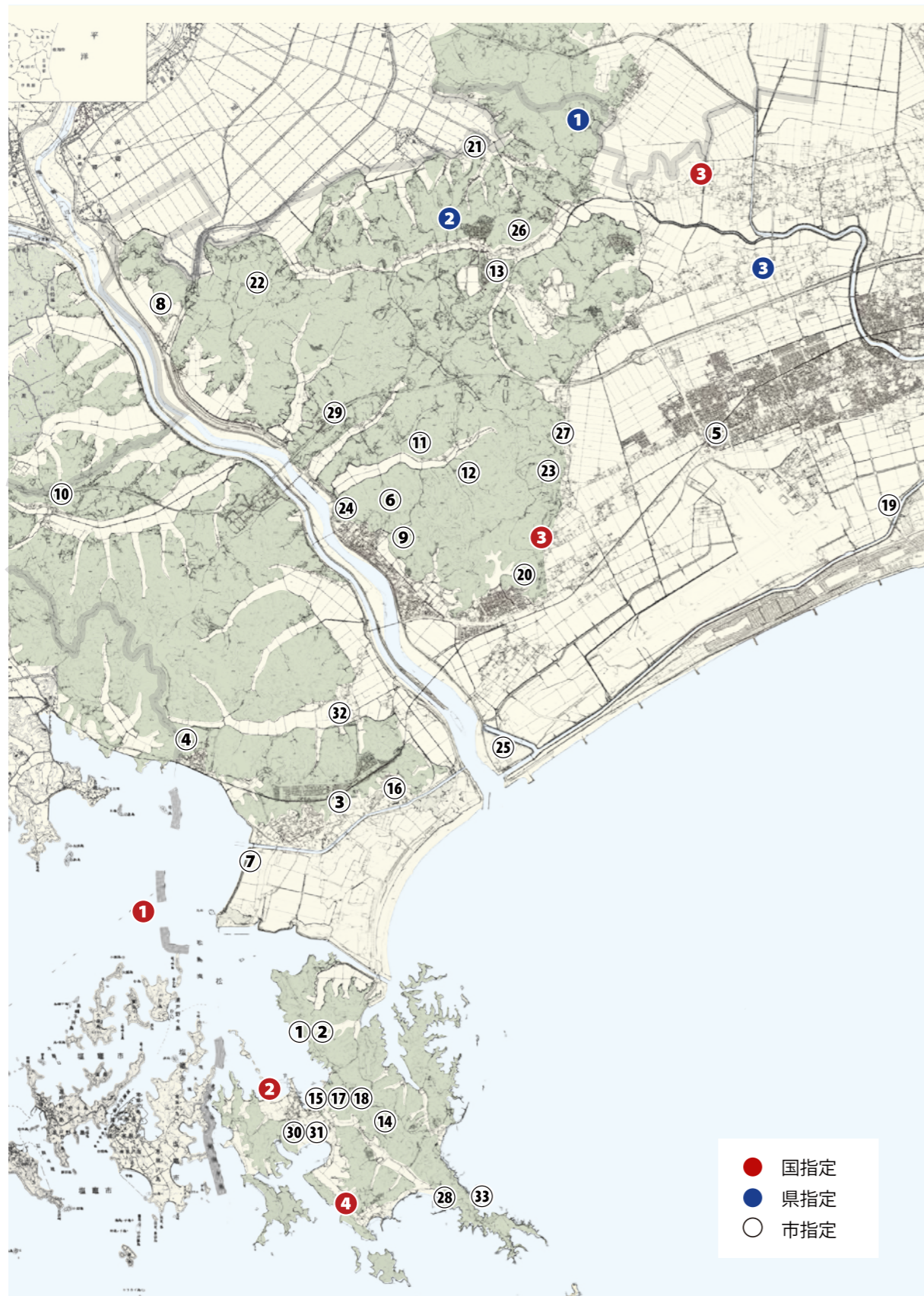


東松島市遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）地図

番号	遺跡名	種別	時代
1	県史跡 平田原貝塚	貝塚	縄文前・中
2	市史跡 餅田貝塚	貝塚	縄文前
4	河戸遺跡	散布地	縄文晩・古代
5	国史跡 矢本横穴	横穴墓群	古墳・古代
6	市史跡 小分木貝塚	貝塚	縄文前
7	一杯清水遺跡	散布地	古代
8	樋ノ口館跡	城館	中世
9	隆泉寺跡	寺院	中世・近世
10	僧坊遺跡	集落・寺院	古墳・中世
11	加武喜館跡	城館	中世？
12	オサノ山古墳群	円墳？	古墳後
13	鈴原館跡	城館	中世
14	市史跡 矢本館跡	城館	中世
15	小松遺跡	集落・貝塚	縄文・弥生・古代
16	小脇浦遺跡	散布地	古墳後・古代
17	浜江場遺跡	散布地	縄文・古代・近世
18	五台遺跡	散布地	縄文早・前・古代
19	前峰遺跡	散布地	縄文・古代
20	国見台遺跡	散布地	古代
21	国見沢遺跡	散布地	古代
22	清水沢遺跡	散布地	古墳後・古代
23	旗沢遺跡	散布地	古墳後・古代
24	国史跡 赤井官街遺跡	官街・集落	縄文晩・弥生～平安
25	本谷土壘跡	土壘	
26	小分木遺跡	散布地	古代
27	愛染院跡	修験	近世
28	鎌倉権五郎社跡	屋敷	近世
29	胎蔵院跡	修験	近世
30	伝正院跡	修験	近世
31	観音院跡	修験	近世
32	飯田館跡	城館	
33	二入館跡	城館	中世
34	小松寺跡	寺院	近世
35	袴館跡	城館	
36	旗竿館跡	城館	
37	清水沢 B 遺跡	散布地	古代
38	引沢遺跡	散布地	古代
39	国見沢 A 遺跡	散布地	古代
40	国見沢 B 遺跡	散布地	古代
41	大塩遺跡	製鉄	中世・近世
42	中沢上遺跡	散布地	古代
43	表沢遺跡	散布地	古代
44	手招遺跡	散布地	
45	引沢 B 遺跡	散布地	古代
46	上沢目 A 遺跡	散布地	古代
47	上沢目 B 遺跡	散布地	古代
48	五十鈴神社古墳	円墳	古墳中
49	上二間堀遺跡	散布地	古代
50	川下響貝塚	貝塚	縄文前～晩
51	室浜貝塚（浦口貝塚）	貝塚	縄文前～晩
52	三ツ河貝塚	貝塚	平安
53	国史跡 里浜貝塚	貝塚・製塩	縄文前～晩・弥生～平安
54	潜ヶ浦 A 貝塚	貝塚	縄文晩
55	野蒜亀岡貝塚	貝塚	縄文晩
56	高松貝塚	貝塚	縄文早～晩・弥生
57	上下堤古墳群	円墳	古墳
58	清水中田圃遺跡	集落・貝塚	縄文・弥生・平安
59	マノマ浜遺跡	製塩	古代
60	西ノ入遺跡	散布地	古代
61	宿浦遺跡	散布地	古代
62	飯塚貝塚	貝塚	縄文
63	小僧田遺跡	散布地	縄文中
64	金山貝塚	貝塚	縄文早～中・平安
65	蛤浜製塩遺跡	貝塚・製塩	縄文・古代
66	江ノ浜貝塚	貝塚・製塩	古墳・古代
67	マカル浜貝塚	貝塚	
68	亀岡遺跡	寺院？	奈良・平安
69	上下堤畑中貝塚	貝塚	縄文前・晩・古代
70	佐ノ下遺跡	散布地	縄文・古代
71	根古八幡神社板碑	板碑	鎌倉

東松島市遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）地名一覧

番号	遺跡名	種別	時代
72	西福田須賀神社板碑	板碑	中世
73	大浜板碑	板碑	中世
74	小野館山板碑	板碑	中世
75	関下板碑群	板碑	鎌倉
76	市史跡 小野館跡	城館	中世
77	桜ヶ森館跡	城館	中世
78	松ヶ森館跡	城館	中世
79	堤館跡	城館	中世
80	三分ノ一城跡	城館	中世
81	野蒜館跡	城館	中世
82	亀岡館跡	城館	中世
83	剣持館跡	城館	中世
84	大塚貝塚	貝塚	縄文
85	西風 A 遺跡	製鉄	古代
86	高松遺跡	散布地	古代
87	新道町遺跡	散布地	縄文
88	深田遺跡	散布地	縄文
89	元屋敷遺跡	散布地・製塩	古代
90	大浜遺跡	製塩	
91	三ツ河 B 遺跡	製塩	古代
92	三ツ河 A 遺跡	散布地	古代
93	西権助遺跡	散布地・製塩	古代
94	横山貝塚	貝塚	縄文中・古代
95	中桂 A 貝塚	貝塚	古代
96	中桂 B 貝塚	貝塚	
97	田尻貝塚	貝塚	
98	田尻 A 遺跡	製塩	古代
99	田尻 B 遺跡	製塩	古代
100	扇田洞窟	洞窟	
101	大マカル山貝塚	貝塚・製塩	古代
102	横根遺跡	貝塚・製塩	古代
103	大マカル貝塚	貝塚？・製塩	
104	萱和田遺跡	製塩	古墳・古代
105	後田 A 遺跡	製塩	古代
106	後田 B 遺跡	製塩	古代
107	大畑貝塚	貝塚・製塩	古代
108	大畑遺跡	製塩	古代
109	大浜菅田遺跡	製塩	古代
110	小室貝塚	貝塚・製塩	古代
111	西大振場遺跡	製塩	古代
112	深海遺跡	製塩	古代
113	清水貝塚	貝塚	縄文晩
114	東遺跡	散布地・製塩	古代・中世
115	上西 B 遺跡	散布地	弥生・古代
116	上西 A 遺跡	散布地	古代
117	大栗貝塚	貝塚	縄文？
118	南谷地 A 遺跡	散布地	古代
119	南谷地 B 遺跡	散布地	古代
120	冠木 A 遺跡	散布地	古代
121	冠木 B 遺跡	散布地	古代
122	上下堤遺跡	散布地	縄文
123	畑中遺跡	散布地	古代
124	内谷地遺跡	散布地	縄文・古代
125	大手遺跡	散布地	古代
126	山岸遺跡	貝塚	縄文？
127	筒之山遺跡	散布地	古代
128	天神堂遺跡	散布地	縄文・古代
129	西風 B 遺跡	散布地	古代
130	川子沢遺跡	散布地	縄文・古代
131	寺前遺跡	散布地	古代
132	熊前遺跡	散布地	縄文・古代
133	長石遺跡	製塩	古墳
134	清水名遺跡	散布地	縄文
135	荻窪遺跡	散布地	縄文・奈良・平安・近世
136	潜ヶ浦 B 貝塚	貝塚	縄文前・中
137	潜ヶ浦 C 貝塚	貝塚	縄文晩
138	野蒜築港跡	寺院？	近代遺跡
139	北上運河	近代遺跡	近代
140	東名運河	近代遺跡	近代
141	月浜貝塚	貝塚	縄文



東松島市国・県・市指定文化財位置図

国指定文化財一覧

No.	区分	名称	指定日	所在地
1	特別名勝	松島	昭和27年11月22日	宮戸、野蒜、大塚、新東名
2	史跡	里浜貝塚	平成7年2月14日	宮戸字宮田 他
3	史跡	赤井官衙遺跡群 赤井官衙遺跡 矢本横穴	令和3年3月26日	赤井字星場 他
4	重要無形民俗文化財	月浜のえんずのわり	平成18年3月15日	宮戸字村

県指定文化財一覧

No.	区分	名称	指定日	所在地
1	史跡	平田原貝塚	昭和49年4月30日	大塩字平田原
2	天然記念物	新山神社の姥杉	平成9年5月9日	大塩字中沢上
3	天然記念物	月観の松	平成22年4月27日	大曲字宮前

市指定文化財一覧

No.	区分	名称	指定日	所在地
1	有形文化財（建造物）	醫王寺薬師堂	平成24年11月22日	宮戸字大竹和田
2	有形文化財（彫刻）	木造薬師三尊、不動明王・毘沙門天立像 並びに十二神将立像	平成24年11月22日	宮戸字大竹和田
3	有形文化財（彫刻）	木造毘沙門天立像	平成30年8月29日	野蒜字亀岡
4	有形文化財（工芸品）	大塚不動尊梵鐘	昭和54年12月27日	大塚字大塚
5	有形文化財（歴史資料）	建治二年板碑	昭和48年1月30日	矢本字上新沼
6	有形文化財（歴史資料）	天保八年三界万霊供養碑	昭和50年4月30日	小野字門前
7	有形文化財（歴史資料）	東齋塩場の碑	昭和50年4月30日	大塚字東名
8	有形文化財（歴史資料）	正和四年板碑	昭和51年2月25日	西福田字関下
9	有形文化財（歴史資料）	小野道しるべ石	昭和51年2月25日	小野字新町尻
10	有形文化財（歴史資料）	上下堤道しるべ石	昭和54年12月27日	上下堤字平崎前
11	有形文化財（歴史資料）	文永十年板碑	昭和54年12月27日	根古字熊野前
12	有形文化財（歴史資料）	阿弥陀三尊種子板碑	平成2年2月26日	根古字清水
13	有形文化財（歴史資料）	阿弥陀三尊来迎画像板碑	平成7年4月1日	大塩字緑ヶ丘
14	有形文化財（歴史資料）	日本最初の世界周航者 多十郎の墓碑	平成15年2月21日	宮戸字門前
15	有形文化財（歴史資料）	日本最初の世界周航者 多十郎の服	平成17年1月26日	宮戸字里 奥松島縄文村歴史資料館
16	有形文化財（歴史資料）	立石水門改築記碑	令和4年12月23日	東松島市野蒜築港跡
17	有形文化財（考古資料）	石棒	平成30年8月29日	宮戸字里 奥松島縄文村歴史資料館
18	有形文化財（考古資料）	革帯	令和4年4月25日	宮戸字里 奥松島縄文村歴史資料館
19	無形民俗文化財	大曲浜獅子舞	昭和58年2月23日	大曲字道下南
20	無形民俗文化財	鹿妻の鹿踊	令和3年3月26日	矢本字上沢目 他
21	史跡	餅田貝塚	昭和48年1月30日	大塩字餅田
22	史跡	小分木貝塚	昭和48年1月30日	大塩字小分木
23	史跡	矢本館跡	昭和48年1月30日	矢本字上館下他
24	史跡	小野館跡	昭和51年2月25日	小野字笹森 他
25	史跡	野蒜築港中央公園跡	平成2年2月26日	浜市字樋場
26	天然記念物	大塩小学校の高野槇	昭和48年1月30日	大塩字中沢下
27	天然記念物	滝不動尊の樺	昭和48年1月30日	矢本字上館下
28	天然記念物	むろの木	昭和50年4月30日	宮戸字大室
29	天然記念物	高松寺のイチョウ	平成2年2月26日	高松寺寺前
30	天然記念物	医王寺のカヤ	平成2年2月26日	宮戸字里
31	天然記念物	医王寺のイチョウ	平成2年2月26日	宮戸字里
32	天然記念物	定林寺のイチョウ	平成2年2月26日	野蒜字寺沢
33	天然記念物	宮戸島のセッコク	平成8年7月1日	宮戸字大室

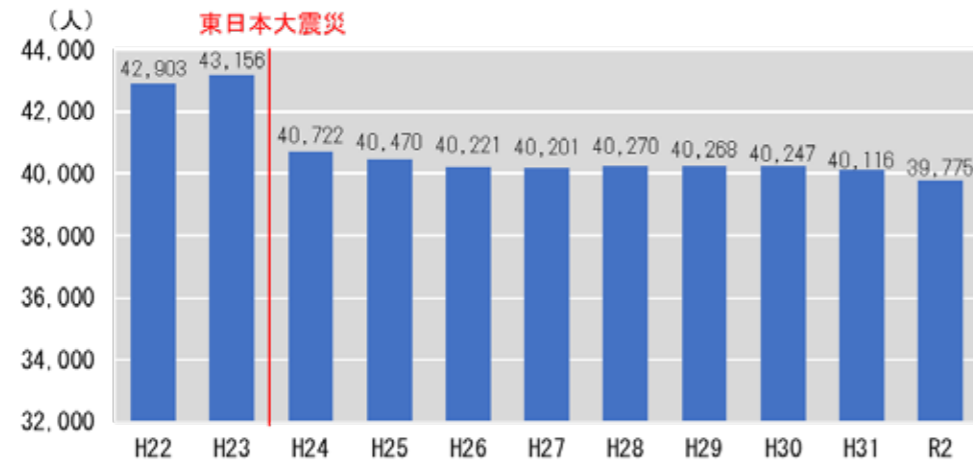
3) 社会環境

【東松島市第2次総合計画/後期基本計画】より抜粋一部編集のうえ転載】

①人口・世帯の状況

ア. 東松島市の人口

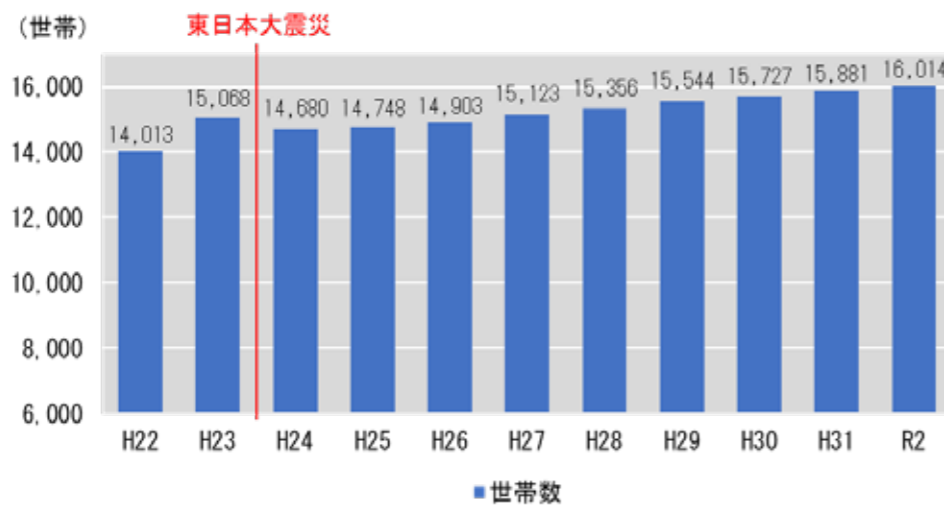
図表のとおり、東松島市の人口は東日本大震災により大きく減少したが、その後、概ね4万人前後で推移している。



資料：住民基本台帳（H22～R2）における毎年1月1日時点の人口

イ. 東松島市の世帯数の推移

図表のとおり、東松島市の人口は東日本大震災により減少したが、平成17年に震災前の水準を上回り、その後も世帯数は増加傾向にある。

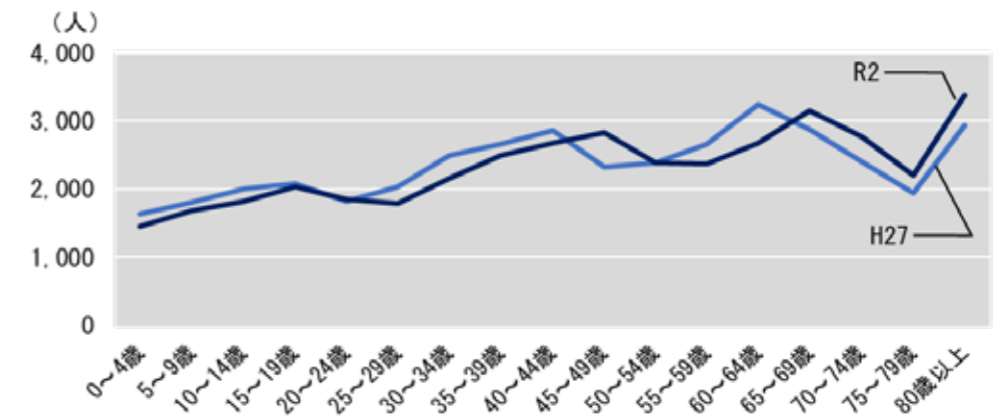


資料：住民基本台帳（H22～R2）における毎年1月1日時点の世帯数

ウ. 年齢別人口

- i. 全国的に少子高齢化が進んでいるが、近隣市町村と比較すると、65歳以上の比率は低い状況となっている。
- ii. 人口構成の推移では、平成27年と比較すると、65歳以上および40歳後半から50代前半の層で増加しており、40歳以下は減少している。
- iii. 年齢階層別構成比は全国や宮城県とほぼ同様となっている。

人口構成の推移



資料：住民基本台帳（H27、R2）における1月1日時点の年齢別人口

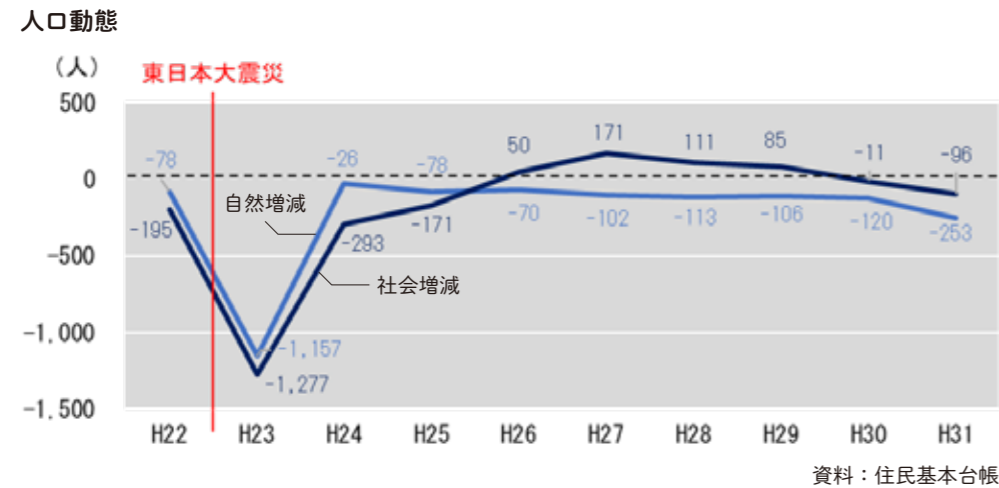
(参考) 年齢階層別構成比（近隣市町・県・全国対比）

	東松島市	石巻市	松島町	美里町	宮城県	全国
65歳以上	28.4	32.2	37.7	34.0	27.2	28.2
15～64歳	58.8	56.9	52.9	54.9	60.5	59.6
0～14歳	12.7	10.9	9.4	11.1	12.2	12.2

資料：宮城県住民基本台帳年報における平成31年1月1日時点の人口

エ. 人口動態と自然増減・社会増減

- i. 出生、死亡を示す自然増減は死亡数が出生数を上回る状況が続いている。
- ii. 転入転出を示す社会増減は東日本大震災後、大幅な転出超過となったが、平成26年に転入超過に転じ、平成30年に転出超過に転じている。



自然増減の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
出生数 (A)	368	324	333	312	337	316	300	298	295	226
死亡数 (B)	446	1,481	359	390	407	418	413	404	415	479
自然増減 (A-B)	-78	-1,157	-26	-78	-70	-102	-113	-106	-120	-253

※自然増減は出生数(A)から死亡数(B)を引いた数値となります。
資料：住民基本台帳

社会増減の推移(県内・県外)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
転入者合計 (A)	1,353	1,902	1,668	1,637	1,749	1,704	1,584	1,605	1,487	1,402
転出者合計 (B)	1,548	3,179	1,961	1,808	1,699	1,533	1,473	1,520	1,498	1,498
社会増減 (A-B)	-195	-1,277	-293	-171	50	171	111	85	-11	-96

※社会増減は転入者数(A)から転出者数(B)を引いた数値となります。
資料：住民基本台帳

オ. 東松島市、宮城県、全国の産業別就業人口構成比の推移

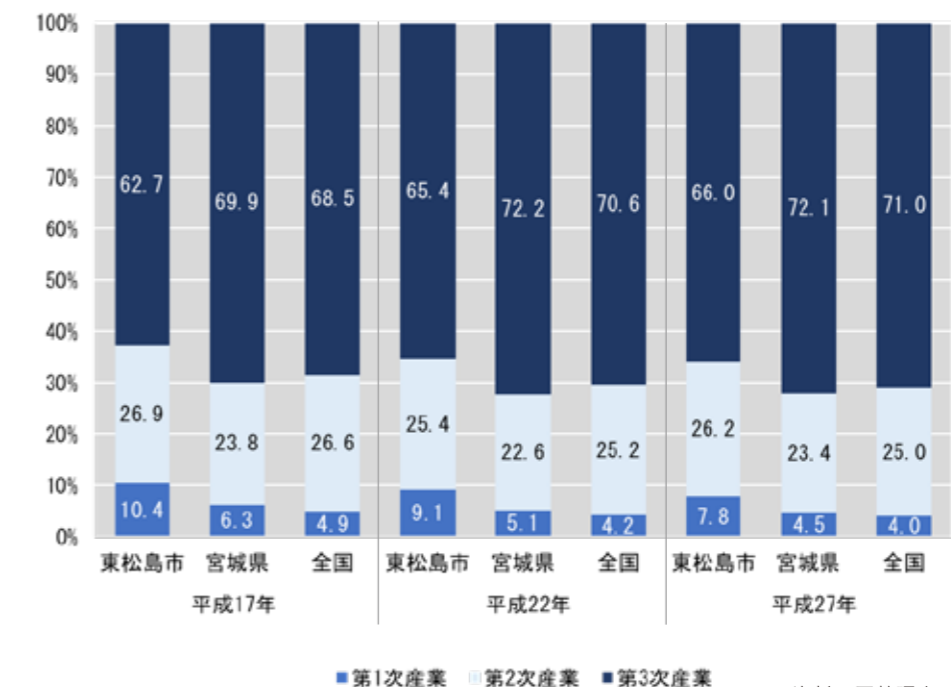
- i. 産業別人口は減少しているが、構成比では第2次・第3次産業が増加している。
- ii. 全国や宮城県と比べると、第1次・第2次産業の構成比が大きいことが特徴である。

産業別就業人口と構成比

		就業人口 (人)				構成比		
		第1次	第2次	第3次	計	第1次	第2次	第3次
東松島市	平成17年	2,116	5,470	12,767	20,353	10.4%	26.9%	62.7%
	平成22年	1,819	5,054	13,012	19,885	9.1%	25.4%	65.4%
	平成27年	1,444	4,850	12,209	18,503	7.8%	26.2%	66.0%
宮城県	平成27年	47,017	246,510	760,125	1,053,652	4.5%	23.4%	72.1%
全国	平成27年	2,221,699	13,920,834	39,614,567	55,757,100	4.0%	25.0%	71.0%

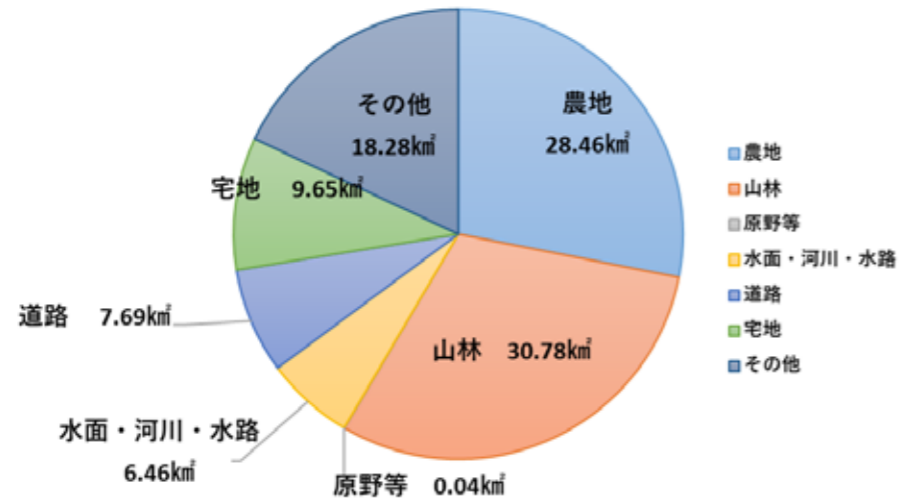
資料：国勢調査

産業別就業人口構成の推移



② 土地利用の状況

東松島市は、101.36km²の面積を有しており、平成30年4月現在の土地利用状況は、森林が30.78km²と全体の30.22%を占めている。続いて農地28.46km²（24.94%）、その他18.28km²（17.95%）、宅地9.65km²（9.47%）の順となっている。

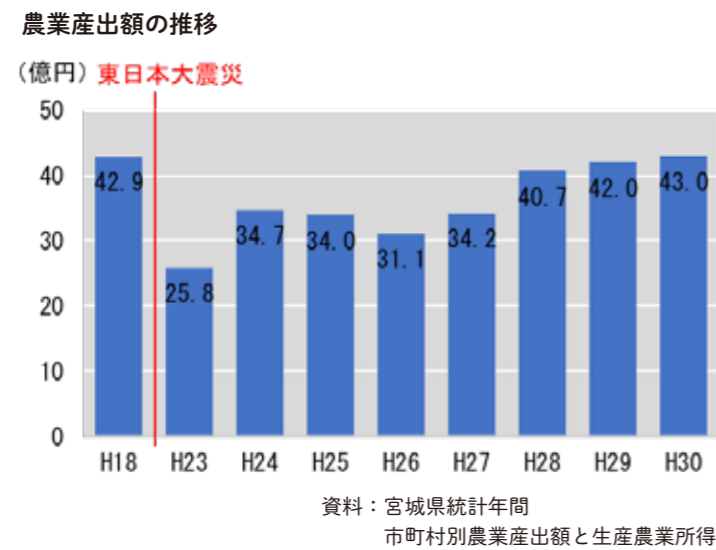


※令和元年度 土地利用の状況と施策の概要（宮城県国土利用計画管理運営資料）
※基準日：平成30年4月1日時点

③ 産業の状況

ア. 農業

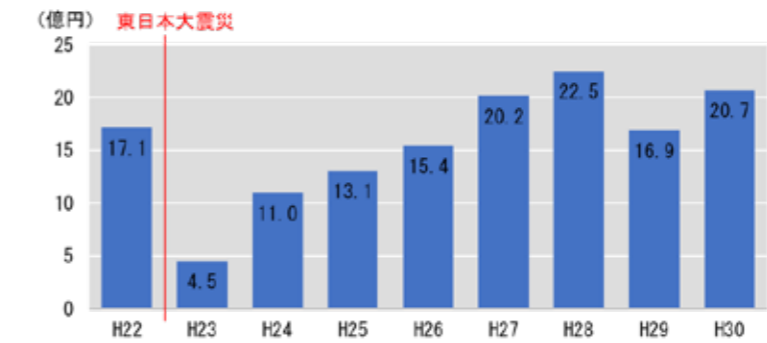
東松島市の農業算出額は、東日本大震災により大きく減少したが、その後増加傾向にあり、平成29年には震災前と同水準まで回復している。



イ. 漁業

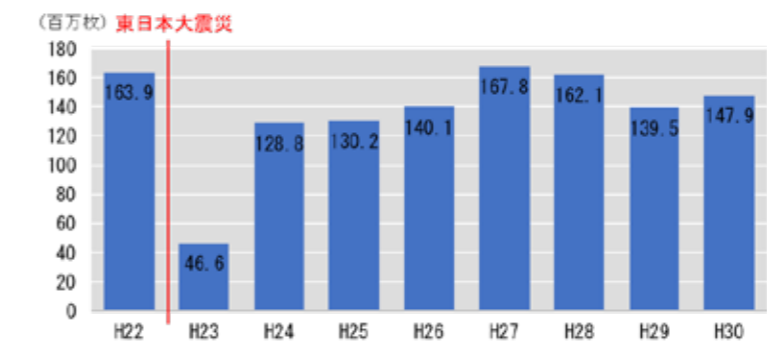
1. 産出額は、東日本大震災により減少したが、平成24年から増加を続け、平成27年には震災前の水準以上まで回復した。平成29年は減少したが、平成30年には再び増加している。

水産漁業産出額の推移（のり・カキ）



2. 産出量は、東日本大震災により減少したが、平成24年から増加を続け、平成27年には震災前の水準まで回復した。平成28・29年と減少したが、平成30年は再び増加している。

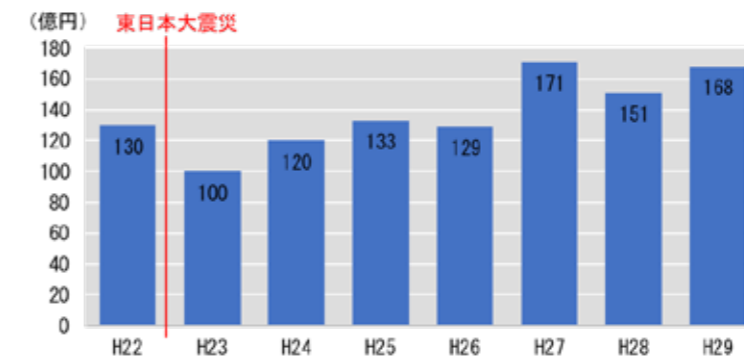
水産漁業産出量の推移（のり）



ウ. 工業

東松島市の工業製品出荷額は、東日本大震災により落ち込んだものの、平成25年に震災前の水準を超え、その後ほぼ増加傾向で推移している。

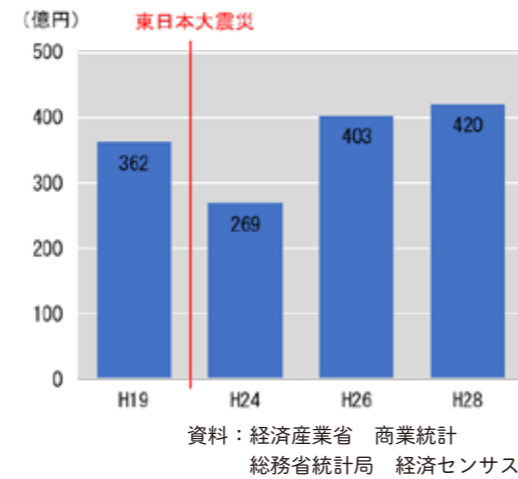
工業製品出荷額の推移



エ. 商業

東松島市の年間商品販売数は、東日本大震災により減少したが、平成26年からは震災前よりも増加している。

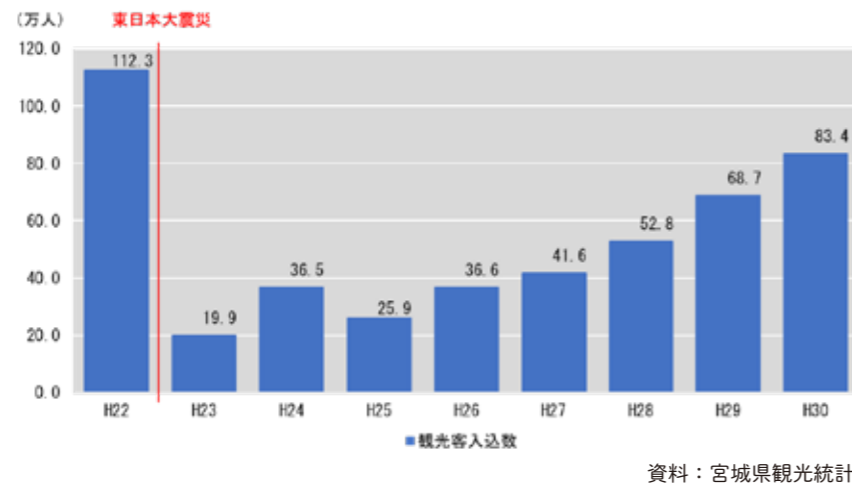
年間商品販売額の推移



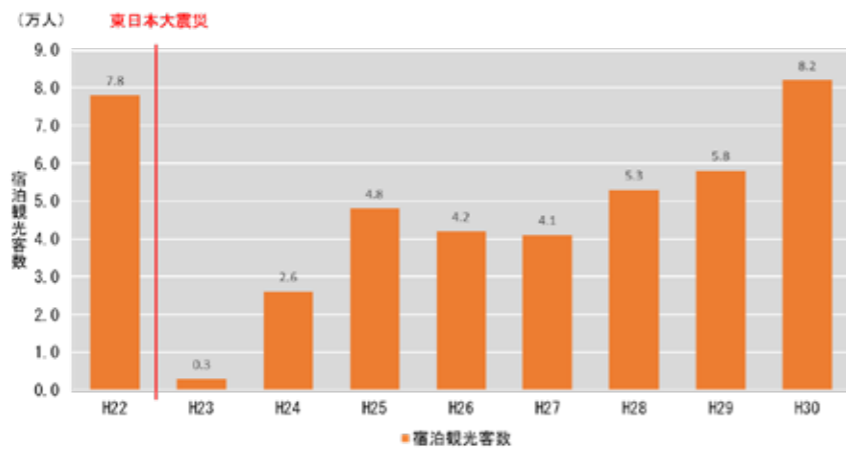
オ. 観光

- 観光客入込数は、東日本大震災により大きく減少したが、その後増加傾向で推移し、平成30年には震災前の7割以上回復している。
- 宿泊観光客数も、東日本大震災により大きく減少したが、その後増加傾向で推移し、平成30年には震災前の水準を超えている。

観光客入込数の推移



宿泊観光客数の推移



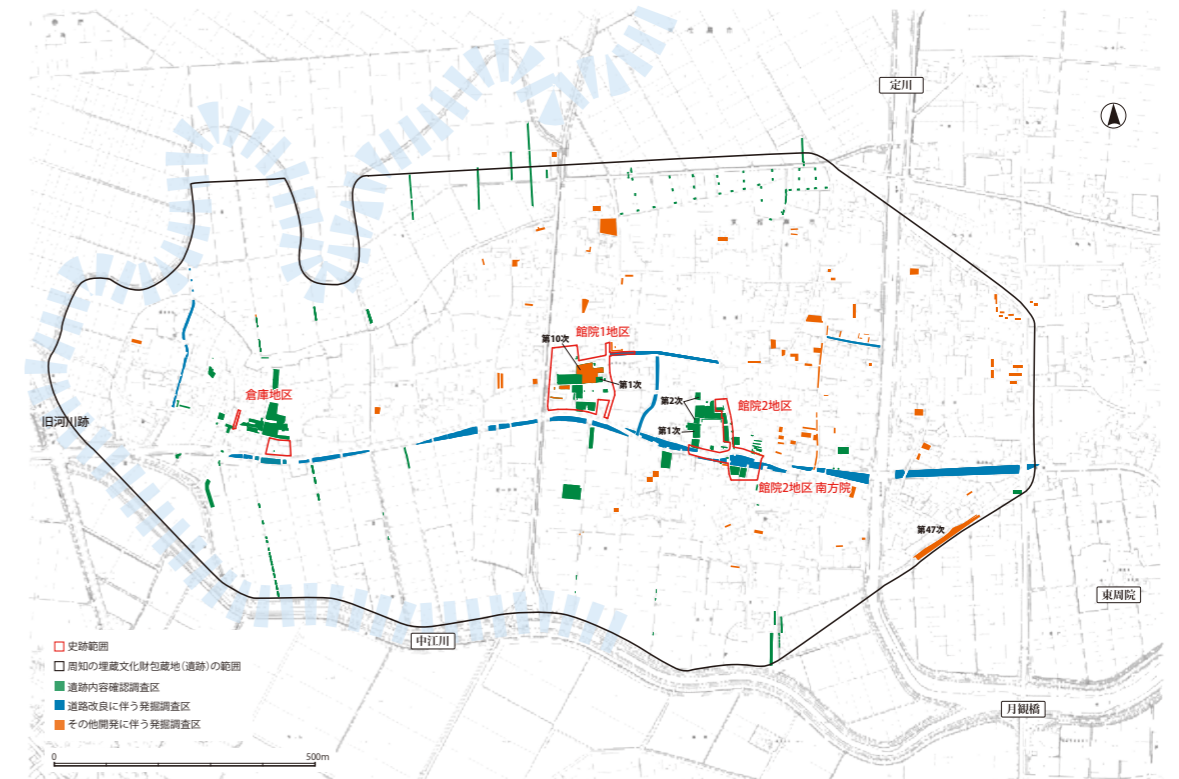
3 史跡の概要

1) 指定に至る経緯

① 赤井官衙遺跡の発掘調査等の研究成果

ア. 調査概要

赤井官衙遺跡は、石巻平野の浜堤とその周辺の低地に立地している。約3km南西には矢本横穴が所在しており、遺跡から横穴が所在する丘陵を望むことが出来る。発掘調査は、昭和61(1986)年から始まり、現在まで断続的に実施している(第4図)。第1次・第2次調査において官衙遺構が確認され、牡鹿柵または牡鹿郡家と推定されるようになった。平成6(1994)年度には、旧矢本町の計画する赤井「上区ふれあい公園」造成に先立って、第10次調査を実施した。この結果、掘立柱塀に囲まれた内側に30棟以上の掘立柱建物が発見され、公園計画地周辺が重要な地域であることが明らかになった。このことから旧矢本町は、可能な限り遺構を保存する方針を定め、平成7(1995)年度から継続的に発掘調査を実施することになった。同時に、遺跡内を通る県道改良工事や町道改良工事に伴う発掘調査も実施した。これらの発掘調査によって、赤井官衙遺跡の範囲が東西1.7km、南北1.0kmであり、4～9世紀前葉までの遺構が分布すること、遺跡周縁に河川跡(旧江合川)が廻ることが明らかになった。



第4図 赤井官衙遺跡調査区位置図



写真1 赤井官衙遺跡群遠景（東から）



写真2 赤井官衙遺跡群遠景（南から）

イ. 時期区分

遺跡の時期は大別3期に分けられる。

I期は、古墳時代（4世紀から7世紀前半）の集落期であり、遺跡の東端と西端で一辺が4～7m前後の方形の竪穴建物跡等の遺構が確認されている。遺物は、在地の土師器のほか、搬入された東北部系土師器や関東系土師器も確認されており、遠方との交流が考えられる。

II期は、飛鳥時代（7世紀中葉から後葉）の移民集落期であり、関東からの移民による集落造営の時期（II期前半）と、その定着をもとにした囲郭集落造営の時期（II期後半）に細別される。II期前半には、遺跡の西端に6～7m前後の方形を基調とする竪穴建物が造られる。在地の土器様式が継続される一方で、ほとんどの住居跡から関東系土師器が発見され（写真3）、湖西産須恵器も伴うようになる。II期後半になると、小規模掘立柱建物、小規模竪穴建物が主体となる集落が遺跡西半部に形成され、その集落が区画溝や材木堀によって区画される。この時期にも関東系土師器が出土するが、栗罎式等の在地の土師器の出土量が増加する。

III期は、奈良時代から平安時代初め（7世紀末から9世紀前半）の城柵官衙期であり、城柵または郡家が造営される時期である。7世紀末葉から8世紀初頭に、それまでの集落を取り除き、正方位を設計方位にした全面的な造営が行われている。遺物は、在地の土師器だけでなく、須恵器が増加するとともに、円面硯（写真4）や金属器模倣形態椀が出土しており、この時期の城柵または郡家への変遷を示している。



写真3 関東系土師器



写真4 円面硯

ウ. 造営主体

赤井官衙遺跡の造営主体は、8世紀の陸奥国で指導的な役割を果たした丸子・道嶋氏一族と考えられるが、これは文献資料から裏付けることができる内容である。道嶋氏は、上総国からの移民氏族である丸子氏と考えられており、天平宝字3（759）年完成の桃生城、神護景雲元（767）年完成の伊治城の造営で陸奥国内の氏族層を取りまとめ、指導的な役割を果たしている。一族の活躍は『続日本紀』に記載されており、特に「牡鹿嶋足」（後の陸奥国造道嶋宿禰嶋足）が、天平宝字8（764）年の「藤原仲麻呂の乱」における武勲によって、従七位上から従四位下へと異例の昇進を果たしたことが、丸子・道嶋氏躍進の画期とみられている。

第3表 『続日本記』 丸子・道嶋氏関係主要記事

No.	記事年月日	内容
1	天平勝宝5年(753)6月丁丑(8日)条	陸奥国牡鹿郡の丸子牛麻呂・丸子豊嶋らに牡鹿連の姓を賜う。
2	天平勝宝5年(753)8月癸巳(25日)条	陸奥国の丸子嶋足に牡鹿連の姓を賜う。(嶋足の初見記事)
3	天平宝字元年(757)7月庚戌(4日)条	嶋足は、奈良麻呂の乱の際に、坂上苺田麻呂等とともに仲麻呂側の有力武人と目され、京外の額田部宅に連れ出されて酒を飲まされていた。
4	天平宝字8年(764)9月乙巳(11日)条	藤原仲麻呂の乱において、牡鹿嶋足は坂上苺田麻呂とともに仲麻呂の息子訓儒麻呂を射殺した功により、従四位上と牡鹿宿祢の姓を授けられる。
5	天平神護元年(765)2月丙寅(5日)条	牡鹿嶋足、近衛員外中將となる。その後間もなく道嶋宿祢の姓を授けられる。(道嶋宿祢の賜姓時期は『続日本紀』記事脱、同書延暦2年正月乙酉(8日)条の嶋足の卒伝により大体の時期が判明)
6	天平神護元年(765)12月己亥(13日)条	道嶋三山に外従五位下を授ける。三山は陸奥国在住道嶋氏の中心的人物。
7	神護景雲元年(767)7月庚戌(3日)条	道嶋三山を陸奥少掾に任じる。
8	神護景雲元年(767)10月辛卯(15日)条	陸奥国伊治城を3旬に満たずに造営する。この事業は、道嶋三山が中心となって計画を立てて完成させたので、その功績を称えて特に従五位上を授ける。
9	神護景雲元年(767)12月甲申(8日)条	道嶋嶋足を陸奥国大国造に、道嶋三山を陸奥国造に任じる。
10	神護景雲2年(768)2月癸巳(18日)条	陸奥大掾道嶋三山、鎮守軍監を兼ねる。
11	神護景雲3年(769)2月甲辰(5日)条	道嶋三山を陸奥員外介に任じる。
12	神護景雲3年(769)3月辛巳(13日)条	大国造道嶋嶋足、陸奥国の諸豪族60余人の要望を仲立ちして新しい氏姓を朝廷に申請し、許可される。
13	宝亀元年(770)8月己亥(10日)条	服属した蝦夷宇漢迷公宇屈波宇等、配下の蝦夷を引き連れて蝦夷の地に逃げ帰る。使者を派遣して召喚しようとしたがしかなかったため、都から近衛中將・陸奥国大国造の道嶋嶋足を派遣して、事実関係を調査させた。
14	延暦2年(783)正月乙酉(8日)条	正四位上道嶋嶋足の卒伝。その人となりは「体貌雄壯、驍武にして馳射を善くす」とある。

第3表の内容が、『続日本紀』の道嶋氏関係のおもな記事である。そこから以下の4点が分かる。

- 嶋足が都で武官として急速に出世したことによって、陸奥国の道嶋氏の地位も上がった。
- 三山が中心となって、短期間で伊治城を造営できたのは、陸奥国国内で大きな権威をもち、徭役の徴発等に力を発揮したためと考えられる。
- 嶋足が陸奥国の多くの豪族の改賜姓を取り次いでいることは、朝廷の高級武官として陸奥国の広汎な在地豪族に大きな権威をもっていたことを示している。
- 服属した蝦夷の有力豪族が蝦夷の地に逃げ帰るといったトラブルが起こったときに、事件の調査に派遣され、「虚実を検問」したというのは、嶋足の権威が蝦夷の豪族にまで及んでいたことを示すものであろう。

以上のようなことから、陸奥国の道嶋氏はもちろんのこと、都在住の嶋足も陸奥国の豪族や蝦夷に大きな権威をもち、陸奥国の政治において指導的な役割を果たしていたと考えられる。

昔ばなし
丸子と道嶋氏のおはなし
牡鹿郡を治めた豪族

1 古代牡鹿郡を治めた道嶋氏は、上総国伊基屯倉(千葉県南東部)から移住してきた丸子氏の子孫と考えられています。

2 丸子氏は現地の有力な農民層であったとみられます。矢本横穴の造営が大化の改新の頃(飛鳥時代の中頃)には始まっているため、丸子氏はこの頃には移住してきたと考えられます。

3 一族のひとり丸子嶋足は天平19(747)年頃、奈良の都に「授刀舎人」という役人として出仕しました。

4 そして天平勝宝5(753)年に嶋足は「牡鹿連」の姓を賜りました。

5 天平宝字8(764)年の藤原仲麻呂の乱のときに上皇方につき、武勲をたてたことにより、それまでの従七位上から従四位下に昇進し、貴族の仲間入りを果たしました。

6 地方豪族が貴族になることはほとんどありませんでしたから、異例の大出世でした。

7 「道嶋宿祢」を賜った嶋足は、神護景雲元年(767)年には陸奥国大国造となり、一族とともに、陸奥国全般に影響を持つようになりました。

8 その後の道嶋氏一族も伊治城の造営や蝦夷征討の際に活躍をしました。

道嶋氏一族 がんばりました!

赤井官衙遺跡群によって古代東北地方随一の豪族であった丸子・道嶋氏の足跡を知ることができます。

東松島市教育委員会作成パンフレットより抜粋

3 史跡の概要

3 史跡の概要

42

43

工. 城柵官衙期（III期）の遺構

これまでの調査から、大型掘立柱建物跡が集中する3つの地区が把握されており、【館院1地区】、【館院2地区】、【倉庫地区】と呼称している（第6図）。

遺跡中央の【館院1地区】と遺跡中央東寄りの【館院2地区】では、それぞれ規格的に配置された掘立柱建物跡群が材木堀跡によって囲まれている。これらの地区は、政庁に一般的な「コの字型」配置をとっていないことから「政庁」とは考えられない。また総柱建物跡の規模が小さく数も少ないことから「正倉院」とも考えられず、その配置から居室の可能性が指摘される。

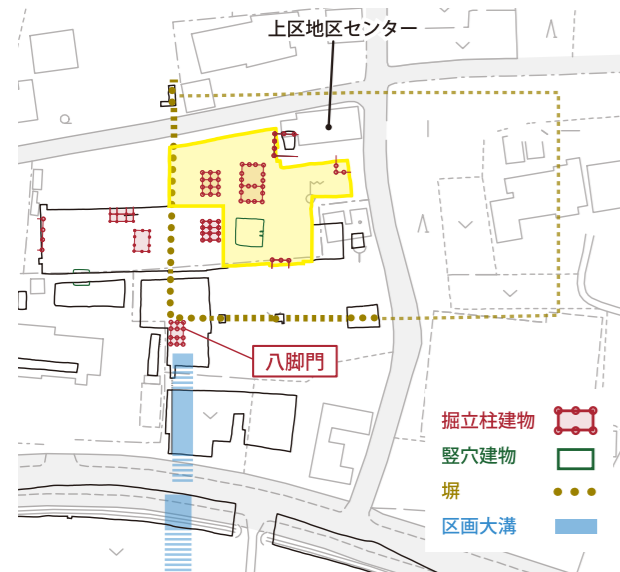
遺跡西端の【倉庫地区】は、材木堀跡と大溝跡で区画された内部に総柱建物跡群が配置され、それらを区画する材木堀跡の一部が北辺と南辺で確認されている。東西棟の総柱建物跡や側柱建物跡が南側柱列を揃えて並ぶことから、正倉院であると考えられる。

また、【外郭施設】として、城柵に特有な材木堀跡が浜堤の縁辺部にあたる遺跡の南東辺・東辺・北辺で確認され、大溝跡が北辺で確認されている。

本遺跡においては、外郭施設の内側に館院が所在する配置となっており、この館院は赤井官衙遺跡の造営主体であった丸子・道嶋氏の居宅である可能性が高い。外郭施設を持つ城柵官衙遺跡において外郭施設の内側に館院がある例はほかに見られず、赤井官衙遺跡に固有の大きな特徴といえる。

【館院1地区】

館院1地区は、推定で東西約110m、南北約60mである。建物内部に束柱を備えた床束を持つ建物跡や倉庫跡、竪穴建物跡がほぼ真北方向を基準に配置され、主に南北棟の建物跡により構成されている（第5図、写真5）。南西隅の外側には南北棟八脚門跡があり（第5図、写真7）、その南には幅4～7mの南北方向の区画大溝跡（運河状遺構）が続く（第5図、写真8）。区画内部とその周辺から、瓦や円面硯といった官衙を特徴づける遺物とともに、土師器の坏や甕などの生活雑器が出土していることや、「舎人」と刻書された須恵器や「社舎人」と墨書された須恵器（写真6）がまとめて出土していることから、館院1地区は道嶋氏の居宅であると考えられる。館院1地区は、9世紀前葉まで機能が維持されている。



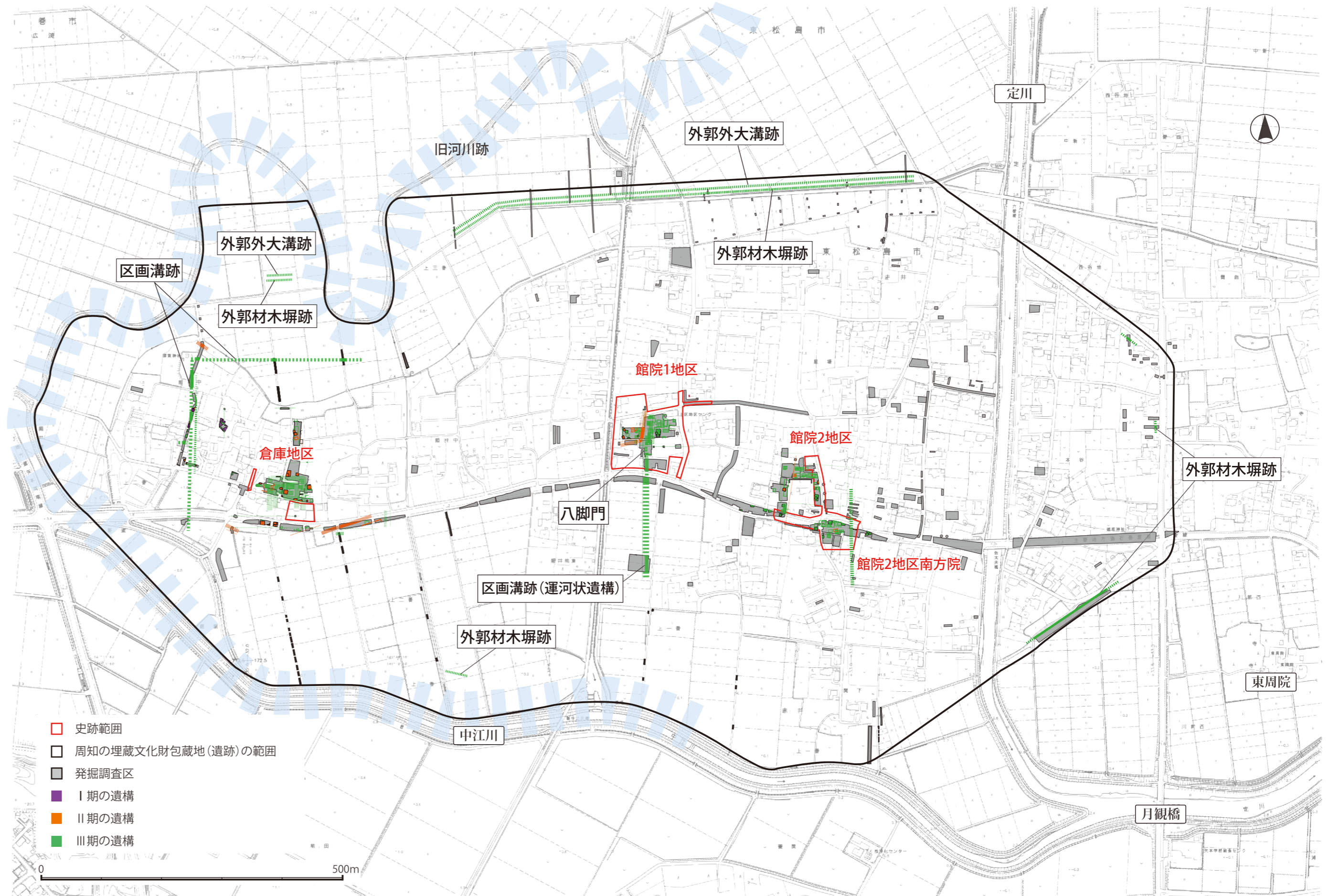
第5図 館院1地区遺構模式図（III -3期、8世紀半ば）



写真5 館院1地区区画内部の建物跡



写真6 「舎人」刻書土器、「社舎人」墨書土器



- 史跡範囲
- 周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の範囲
- 発掘調査区
- I期の遺構
- II期の遺構
- III期の遺構

0 500m



写真7 八脚門



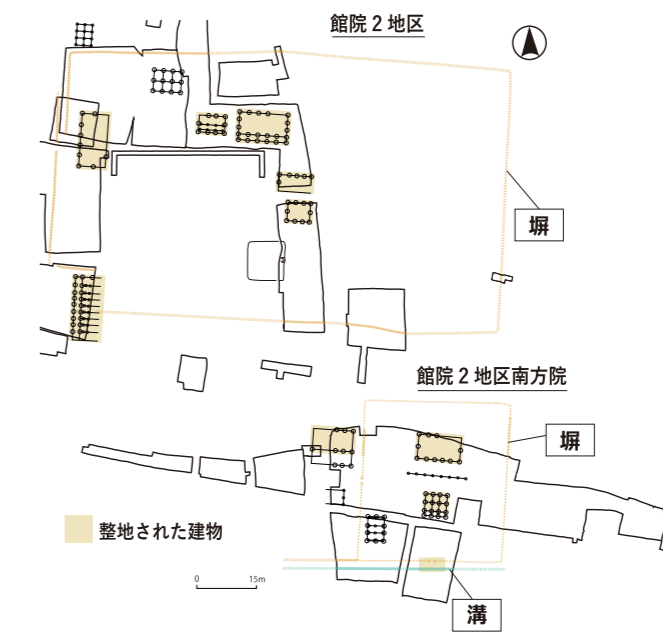
写真8 運河状遺構

【館院2地区】

館院2地区は、南北に2つの区画が隣接している。

北側の区画は東西111m、南北63mである。区画内部の建物の構成が館院1地区と類似しており、居宅の可能性が考えられる(第7図)。さらに、5間×3間で南廂が付く約84㎡の大型建物跡をはじめとして、館院1地区よりも大型の建物跡が多く、地面を黄色粘土で整地しているものもあり、館院1地区より高位の豪族の居宅の可能性が有る。8世紀中葉の火災以降は、その機能を失う。

南側の区画は東西35m、南北39mである。区画内部の建物跡の多くは、黄色粘土で基壇風に整地されている。さらに、白土仕上げの土壁を持つ建物跡も確認されている(写真9)。遺物は、東北部系土器や、牡鹿郡内の郷のうち「余部郷」「賀美郷」を省略したとみられる「余郷」「上郷」と墨書された土器(写真10)が出土していることから、この区画は、蝦夷との饗宴や儀礼に用いられた場であった可能性が考えられる。8世紀中葉の火災以降は、その機能を失う。



第7図 館院2地区遺構模式図(Ⅲ-3期、8世紀半ば)



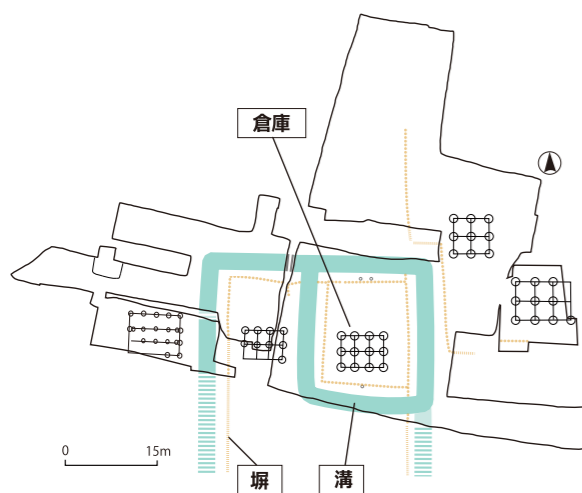
写真9 白土仕上げの土壁を持つ建物跡



写真10 「上郷」墨書土器

【倉庫地区】

館院1地区の西側500mほどの遺跡西端には、倉庫地区があり、推定で東西約100m、南北約80mである。大溝跡や材木堀跡によって囲まれた掘立柱建物跡が多数確認されており、総柱建物の「倉」と側柱建物の「屋」が東西方向に規格的に配置されていることから、正倉院であると考えられる（第8図、写真11）。8世紀中葉には火災により焼失し、館院2地区同様に廃絶している。



第8図 倉庫地区遺構模式図 (III-2期、8世紀前半)



写真11 大溝跡や材木堀跡に囲まれた建物跡

【外郭施設】

外郭施設と考えられる遺構は、遺跡の南東辺、東辺および北辺で確認された外郭材木堀跡と、遺跡の北辺で確認された大溝跡である。

外郭材木堀跡は、第47次調査と令和元(2019)年度の調査でそれぞれ確認され、第47次調査では150mにわたって確認されている。令和元年度の調査地点は第47次調査区から北東に約200m離れており、現時点では詳細は不明なもの、外郭材木堀跡は南東辺で屈曲し、北側と南西方向に延びる可能性がある。第47次調査において遺跡の南東辺で確認された外郭材木堀跡は、少なくとも2度、ほぼ同じ位置で造り替えられ、幅30～80cmの布掘りの掘り方に、径15～25cm前後の丸または角柱材が隙間なく並べられている。これらは、外敵の攻撃に備える軍事的性格を持つ城柵の外郭施設とみられる(写真12)。外郭外大溝跡は、令和4～6年度の調査で確認された。幅は4～5m、深さ80～100cm、断面形は逆台形で、堆積土中に十和田a火山灰(915年)とみられる灰白色土をレンズ状に含んでいる(写真13、14)。



写真12 外郭材木堀跡



写真13 外郭外大溝跡



写真14 外郭外大溝跡断面

② 矢本横穴の発掘調査等の研究成果

ア. 調査概要

矢本横穴^{あさひやまきゆうりょう}は旭山丘陵南端部の南東斜面に立地し、海岸線からは約3km内陸に位置している。約3km北東には赤井官衙遺跡が存在する。

発掘調査は、昭和42(1967)年に初めて実施され、現在までに14回の調査が行われている。

平成16(2004)年度から平成21(2009)年度には、平成15(2003)年に発生した宮城県北部連続地震被害の復旧工事に伴い、多数の横穴墓が調査された(写真15)。その結果、横穴墓の構造や多くの出土遺物から、赤井官衙遺跡との密接な関連が推定されることとなり、その重要性があらためて認識された。さらに、平成25(2013)年度と平成26(2014)年度には、東日本大震災被害の復旧工事に伴う発掘調査により、5基の横穴墓が確認され、人骨や多数の遺物が出土した。

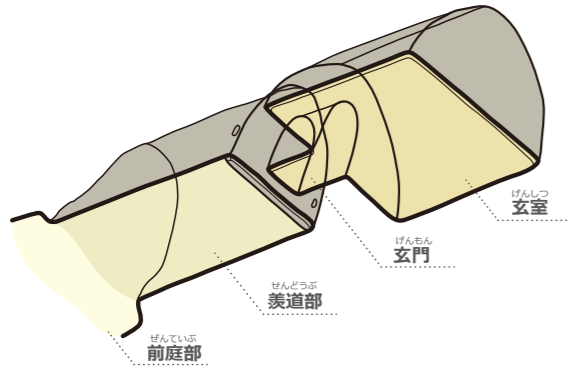
これまでの調査により、丘陵の南東斜面の東西0.3km、南北約1.9kmの範囲で113基の横穴墓が確認され、そのうち81基の詳細な調査が実施されている(第9図)。横穴墓の総数は200基を超えると想定される。



第9図 矢本横穴位置図



写真15 矢本横穴第3次調査区全景



第10図 横穴墓構造模式図



写真16 人骨出土状況

イ. 横穴墓の時期と性格

これまでの調査成果から、造営・使用年代は7世紀～9世紀前葉で、赤井官衙遺跡の移民集落期のII期から城柵官衙期のIII期までと重複することが明らかになっている。

横穴墓のなかには、羨道部と玄室の境の玄門で比高差1m前後の段差を持っているものがあり、これは東上総地域に特有の「高壇式横穴墓」に類似するものである(第10図、写真17)。このような横穴墓は東北地方において矢本横穴以外に確認例がなく、上総国の伊碁屯倉が出自とみられる丸子・道嶋氏が矢本横穴の造営に関わったものと推定される。



写真17 高壇式横穴墓に類似する横穴墓

ウ. 出土遺物

遺物は土師器、須恵器の他に、金銅装圭頭大刀、直刀、刀子、鉄鏃や馬具などの鉄製品、玉類、金銅製耳環、和同開珎、革帯が出土している(写真18)。墓前祭祀に用いられた土器は、赤井官衙遺跡の土器様式と同様であり、土師器は関東系土師器と在郷土師器がある(写真19)。7世紀中葉から8世紀前葉にかけては、須恵器の静岡県湖西窯産の割合が突出する(写真20)。出土土器が赤井官衙遺跡に似ること、29号墓から底部に「大舍人」と墨書された須恵器坏(写真24)、95号墓から革帯(写真21～23)が出土していることから、矢本横穴は、牡鹿柵または牡鹿郡家に勤務した官人の墓域と考えられる。

エ. 横穴の被葬者

横穴から出土した人骨は、解剖学的位置を留めるものが少なく、ほとんどが集骨や改葬とみられる(写真16)。また、成人男性だけでなく、女性や子供の骨が発見されている。頭蓋骨は、東日本古墳時代人に近い形質のものが多いが、北海道続縄文や東日本縄文人に近い形質のものもある。これらの人骨の形質と、東上総地域に特有の「高壇式横穴墓」に類似する形態の横穴墓があること、関東系土師器と在郷土師器が副葬されていることから、矢本横穴には関東系と在郷系の人々がともに葬られたと考えられる。



写真18 矢本横穴出土遺物の例



写真19 墓前祭祀に用いられた土器出土状況



写真20 静岡県湖西窯産須恵器



写真 21 革帯出土状況



写真 22 革帯復元模造品



写真 23 革帯



写真 24 「大舎人」墨書土器

③ 指定に至る経緯

前節までの説明のとおり、20年以上にわたる調査研究によって、赤井官衙遺跡（指定前は「赤井遺跡」と呼称）では、7世紀中葉から8世紀にかけての律令国家成立期における関東からの移住者を中心とした集落の形成と、それを基にした牡鹿柵または牡鹿郡家の造営の様相が明らかにされてきた。特に、城柵官衙期の大型掘立柱建物跡が集中する3つの地区（館院1地区・館院2地区・倉庫地区）の遺構の状況とその重要性が明らかになった。

また、矢本横穴（指定前は「矢本横穴墓群」と呼称）は、7世紀中葉から9世紀前葉まで営まれた200基以上の横穴墓からなり、横穴の形態や出土遺物等から、上総地域をはじめとする関東からの移住者の墓域であり、牡鹿柵または牡鹿郡家に勤務した官人の墓域であることが明らかになった。

文化庁や宮城県教育委員会等の指導・助言のもと、調査研究によって明らかにされてきた遺跡群の重要性を鑑み、また、赤井官衙遺跡と矢本横穴は密接な関係にあることを踏まえ、この重要なふたつの遺跡をあわせて確実に保存し活用するため、東松島市は、平成23（2011）年2月、赤井官衙遺跡および矢本横穴の国による史跡指定を図る方針を決定した。

その直後の平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災により、国の史跡指定に向けた活動は中断を余儀なくされたが、復旧・復興事業を進めるとともに、平成27（2015）年から国の史跡指定に向けた活動を再開した。

遺跡の価値を明確にするため、赤井官衙遺跡のこれまでの発掘調査の成果を取りまとめ、平成30（2018）年に『赤井遺跡発掘調査総括報告書Ⅰ－倉庫地区編－』、平成31（2019）年に『赤井遺跡発掘調査総括報告書Ⅱ－館院編－』を刊行し、総括的にその学術的意義を明示した。矢本横穴に関しては、平成20（2008）年刊行の『矢本横穴墓群Ⅰ』および平成22（2010）年刊行の『矢本横穴墓群Ⅱ』によりすでに調査の成果が総括的に報告されており、加えて、東日本大震災の復旧事業に係る発掘調査で新たに判明した成果を、平成27（2015）年の報告書『矢本横穴墓群～第12次・13次調査～』で示した。

また、遺物展示会やフォーラム等を開催して、地域住民をはじめとした市民への周知・啓発を図るとともに、住民説明会等により国の史跡指定に向けた地域住民や地権者の理解を求め、史跡指定範囲の確定を進めた。

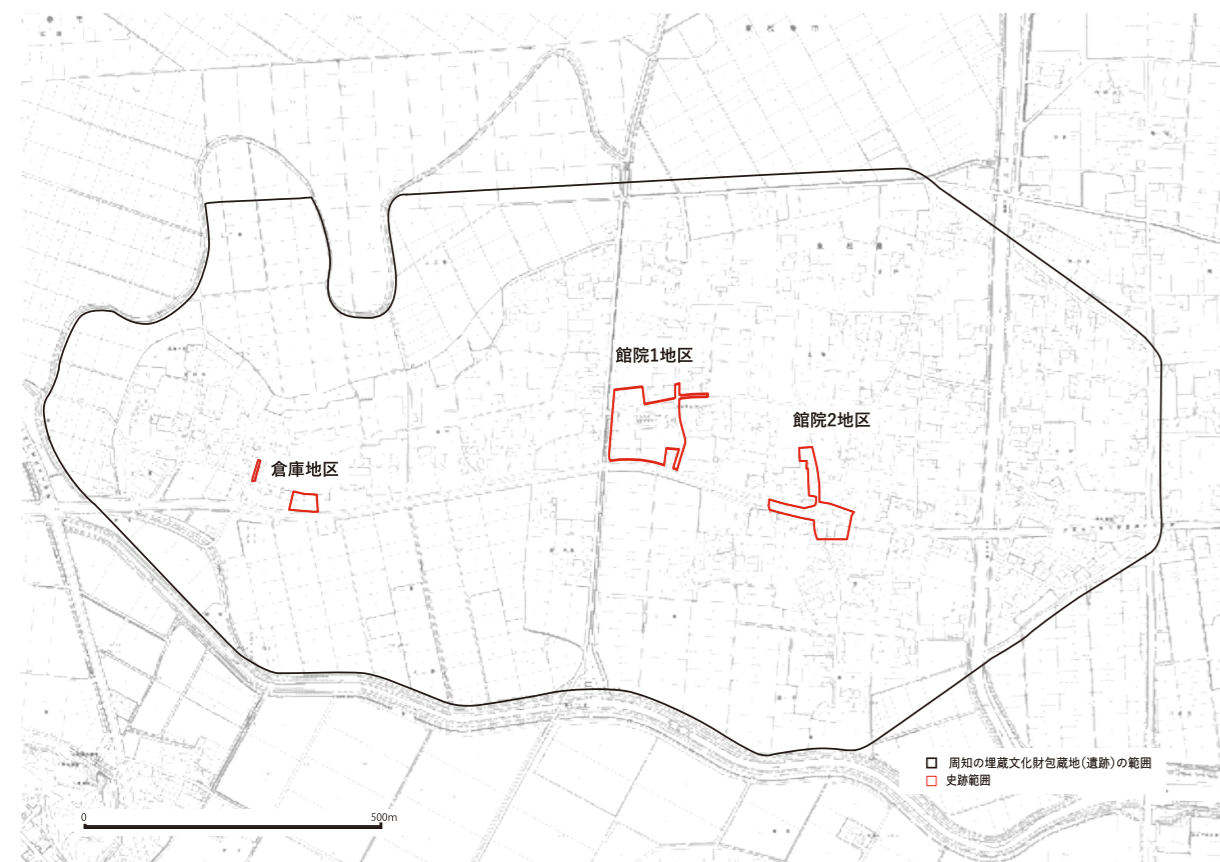
これらを踏まえて、令和2（2020）年1月、文部科学大臣に対し、「赤井官衙遺跡群 赤井官衙遺跡 矢本横穴」の史跡指定に関する意見具申を行った。

その結果、令和2（2020）年11月20日の文部科学省文化審議会の答申を経て、令和3（2021）年3月26日の官報により、「赤井官衙遺跡群 赤井官衙遺跡 矢本横穴」が史跡に指定される旨、告示されるに至った。

2) 指定の状況

① 指定告示

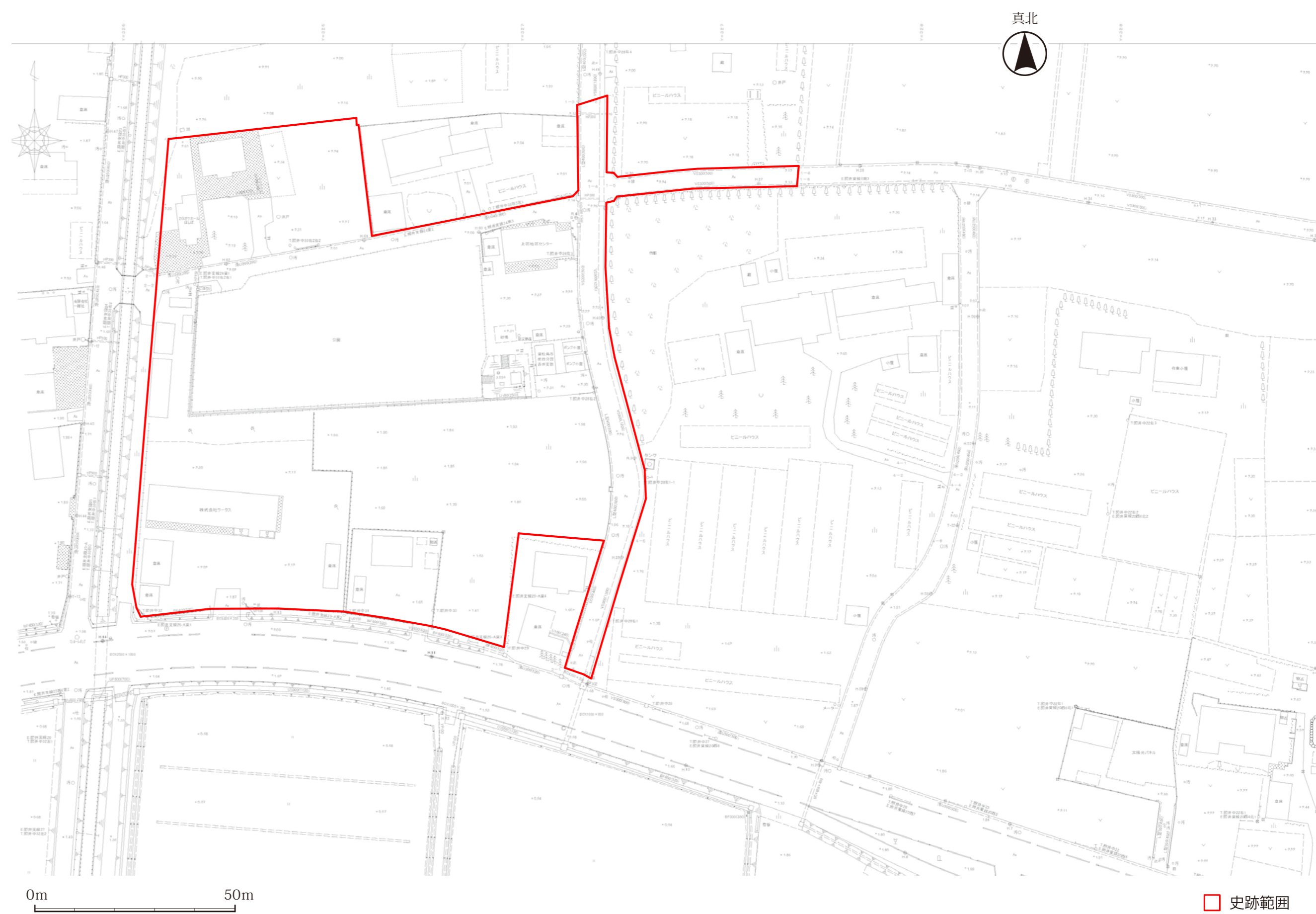
指定の名称	史跡 赤井官衙遺跡群 赤井官衙遺跡 矢本横穴
指定年月日	令和3（2021）年3月26日（文部科学省告示第44号）
指定面積	88,146.82㎡
管理団体	東松島市



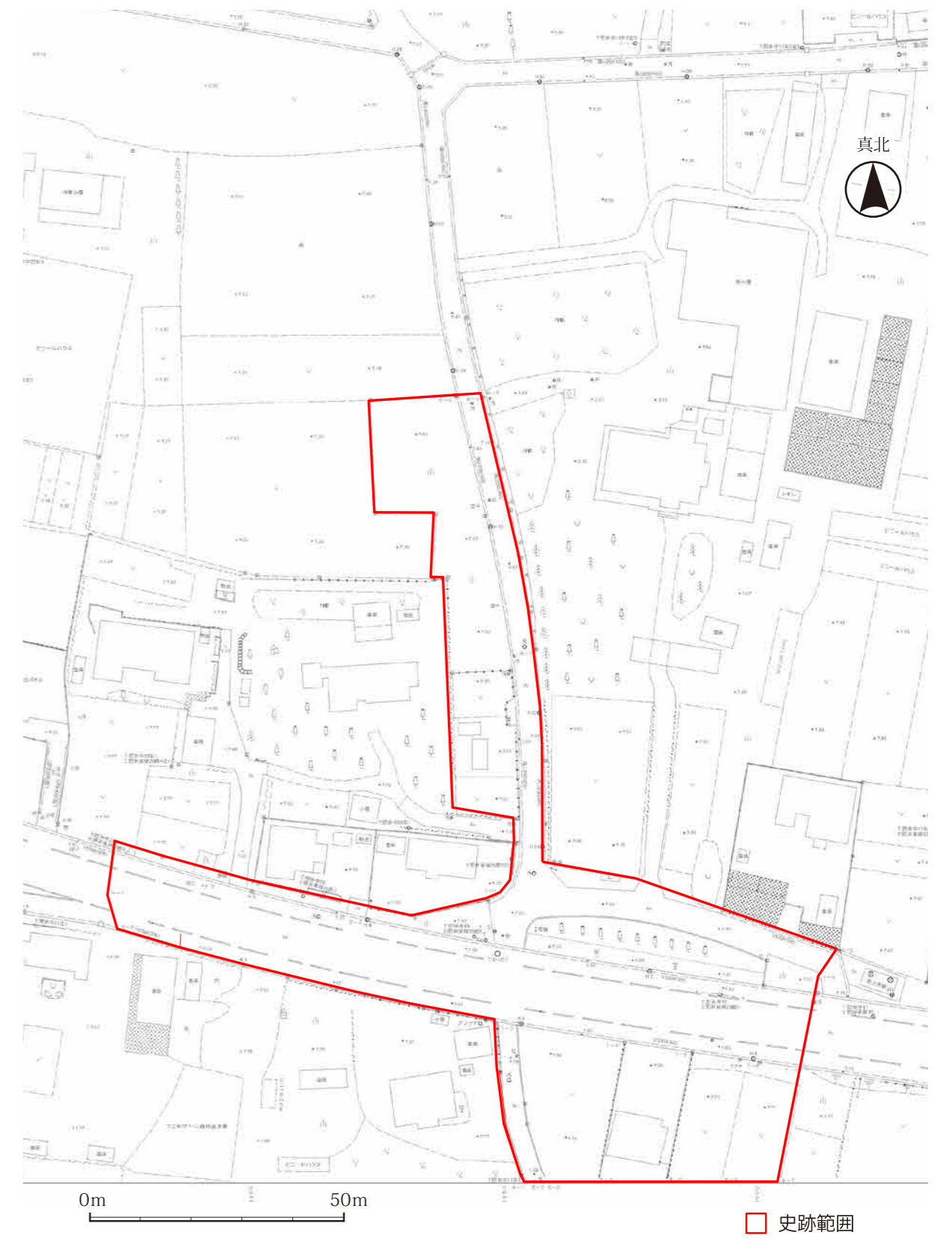
第 11 図 赤井官衙遺跡地形図



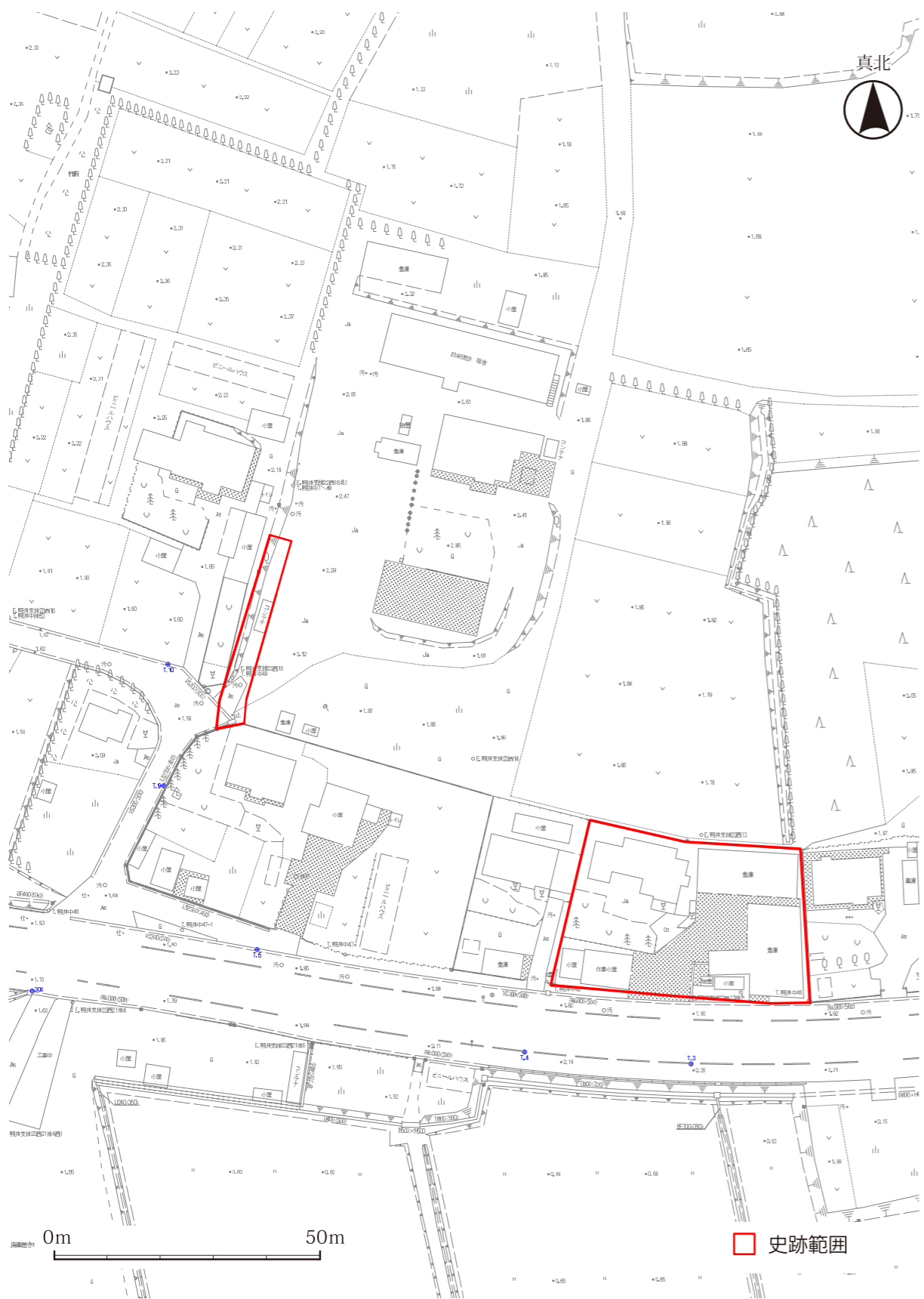
写真 25 赤井官衙遺跡空中写真



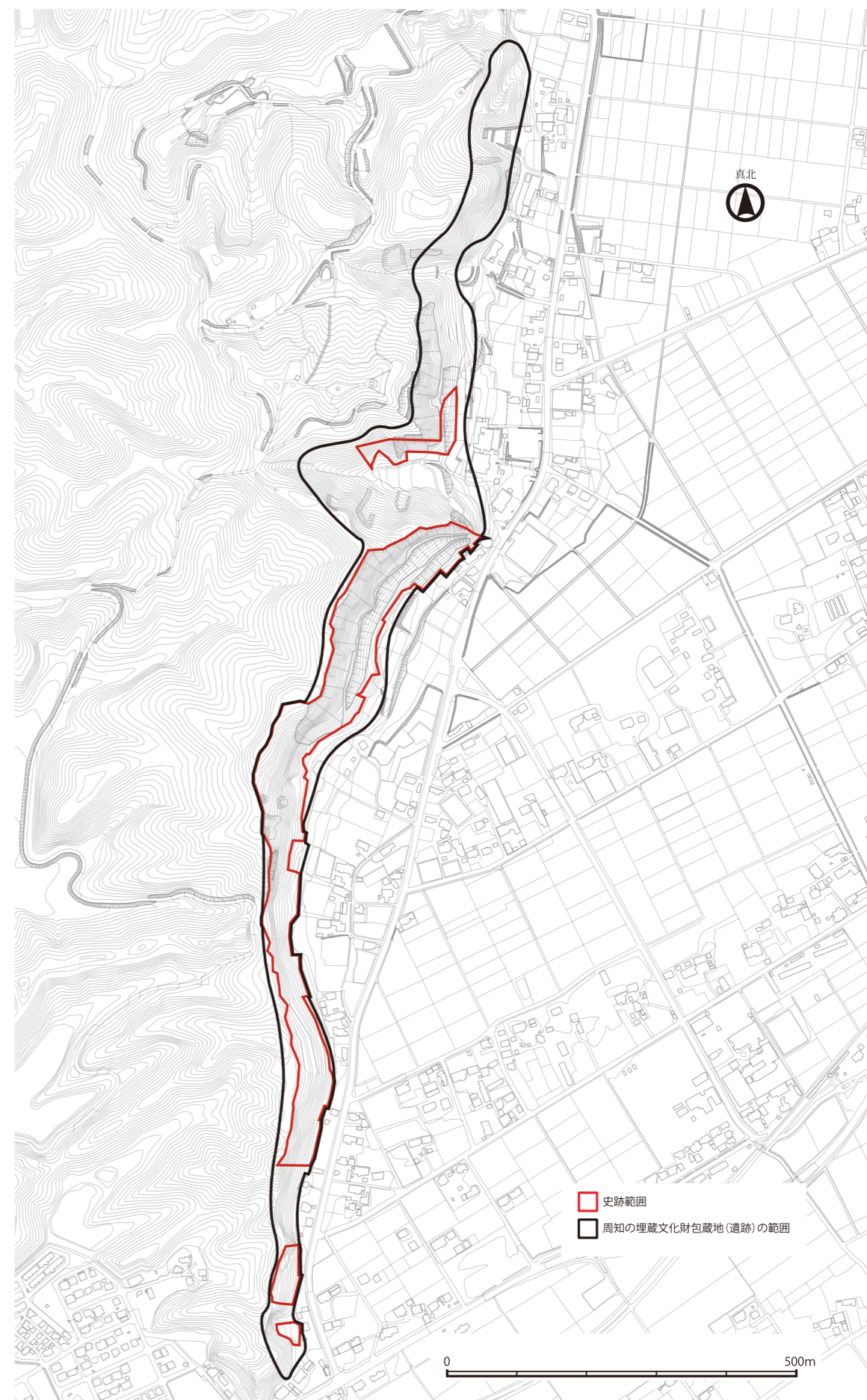
第 12 図 赤井官衙遺跡館院 1 地区地形図 (1/1000)



第13図 赤井官衙遺跡館院2地区地形図(1/1000)



第 14 図 赤井官衙遺跡倉庫地区地形図 (1/1000)



第 15 図 矢本横穴地形図 (1/10000)

② 指定説明文

赤井官衙遺跡群は、牡鹿郡家跡または『続日本紀』天平九年（737）四月条にみえる牡鹿柵跡と考えられる赤井官衙遺跡と、その南西約4.5キロメートルに位置する赤井官衙遺跡の官人および関東からの移民集団の墓域と考えられる矢本横穴からなる。

赤井官衙遺跡は、定川河口から約6キロメートルの標高2～3メートルの浜堤上、東西約1.7キロメートル、南北約1キロメートルの範囲に立地している。遺跡はその性格から3時期に大別される。Ⅰ期（4～7世紀中葉）は、この地域で一般的にみられる集落遺跡であるが、Ⅱ期（7世紀中葉～後葉）になると、検出されたほぼすべての竪穴建物から東上総や常陸地域のものに類似する関東系土師器が出土するようになり、中には湖西産須恵器が出土する建物もある。集落構造そのものはⅠ期と大きく変わらないものの、関東系土師器の量は在地系土師器の量を凌いでおり、この時期に関東からの大規模な移住があったと想定されている。7世紀後葉になると、建物の規模は大差ないが集落規模が拡大し、集落を区画溝や材木塀により囲むようになる。幅4メートル前後の区画溝と材木塀が東西500メートルにわたって集落の南を区画し、集落の北西と西では集落が立地する浜堤と周囲の河川を区画している。このような集落は、仙台平野や大崎平野でも確認されており、これらを初期の城柵とする見方が示されている。

Ⅲ期（7世紀後葉～9世紀前葉）になるとⅡ期の集落は解体され、正方位を指向した諸施設からなる官衙として整備される。遺跡は大溝と材木塀、掘立柱塀などによって区画された東西に並ぶ3つの区画が認められる。

西端の区画は、東西98メートル以上、南北69メートル以上の規模で、掘立柱建物、竪穴建物、材木塀、区画溝が検出されている。7世紀末の成立から9世紀初頭に廃絶するまで、4回の火災による建て替えを含む6時期の変遷が確認された。検出された建物は各時期とも4～5棟であるが、建物の規模が最も大きくなるのは8世紀中葉であり、区画中央部に一辺約54メートルの大溝による区画が造られ、その内側を材木塀で区画した掘立柱建物が検出されている。多賀城創建期の瓦が出土しており、瓦葺とみられる建物や地表を粘土で整地する建物もある。総柱建物が複数、確認されていることから倉庫院と考えられる。

中央の区画は、東西60メートル以上、南北63メートルの規模で、掘立柱建物、竪穴建物、材木塀、八脚門、運河状遺構が検出されている。7世紀末の成立から9世紀初頭に廃絶するまで6時期の変遷が確認された。掘立柱塀によって区画された内部に多数の建物が配置されているが、「郡庁院」に一般的な「コの字型」配置はとらず、陸奥南部以西の地方豪族あるいは官人などの居宅の配置に似ていることから、居宅の可能性が指摘されている。また、区画の南西隅の外側には南北棟八脚門があり、その南には幅4～7メートルの南北方向の運河状遺構が続くことが確認されている。区画内と区画南側から「舎人」と刻書された須恵器や、「牡舎人」と墨書された須恵器が計10点、出土している。

東端の区画は南北2つの区画に分かれている。いずれも7世紀末の成立から8世紀中葉に廃絶するまで4時期の変遷が確認された。北側の区画は東西111メートル、南北63メートルで、区画内部の建物は南面に廂を有する桁行5間、梁行3間の大型建物をはじめ、中央の区画の掘立柱建物よりも大型のものが多く、地表を黄色粘土で整地しているものがある。居宅の可能性が指摘されている。

南側の区画は東西35メートル、南北39メートルで、区画内部の建物の多くは黄色粘土で基壇風に整地されている。さらに、土壁をもつ建物も確認されている。また、総柱構造で南縁の付く土壁をもつ高床建物や、壁受け地覆の痕跡を残し、建物構造を復元できる建物も検出されている。遺物には「余郷」「上郷」と墨書された土器が出土している。

また、浜堤の縁辺部にあたる遺跡南東辺では、大溝と材木塀が150メートル以上にわたって確認されており、こちらは遺跡全体を取り囲む外郭施設の可能性がある。

矢本横穴は、東側の沖積低地から比高約25メートル以上の南北に延びる砂岩丘陵の東向き斜面の中腹に、長さ約1.5キロメートルにわたって形成された横穴墓群である。これまでに113基の横穴墓が確認され、このうち81基の詳細な調査が行われている。造営・使用年代は7～9世紀前葉までで、赤井官衙遺跡のⅡ期からⅢ期と一致する。

横穴墓の多くは、羨道部と玄室の境の玄門で比高1メートル前後の段差をもつ東上総地域に特有の「高壇式横穴墓」に類似するものである。遺物は土師器、須恵器のほか、金銅装束頭大刀、直刀、刀子、鉄族や馬具、玉類、金銅製耳環、革帯、和同開珎がある。特に7世紀中葉から8世紀前葉にかけては須恵器瓶類の静岡県湖西窯跡群産の割合が突出している。出土土器は赤井官衙遺跡から出土するものと似ており、29号墓からは底部に「大舎人」の墨書がある須恵器坏が、95号墓からは下級官人の着用するものとみられる革帯が出土している。出土遺物や時期などから、矢本横穴は牡鹿郡家に勤務した官人一族の墓域と考えられる。

『続日本紀』宝亀十一年（780）三月二十二日条には、牡鹿郡大領道嶋大楯の名がみえる。大楯は中央政界で異例の出世を遂げた道嶋嶋足と同族と考えられ、嶋足は無姓の丸子氏から牡鹿連、牡鹿宿禰、道嶋宿禰と改賜姓されたことが知られる。丸子氏は蝦夷出身説と移住者説とがあるが、蝦夷に与えられる「公」姓を一度も与えられたことがないこと、また安房国や相模国に同族の分布が知られることから関東出身者とする見方が有力である。また、牡鹿郡には嶋足の推挙により武射臣の姓を賜った春日部氏などの氏族の居住が知られており、武射臣氏は上総国北東部の有力豪族である。これらのことと、7世紀中頃に関東でも常陸や東上総地域から大規模な移住があったと考えられること、矢本横穴には東上総地域特有の高壇式横穴が認められることなどから、赤井官衙遺跡群は7世紀中葉に成立した関東からの移住者による集落を母体とし、古代国家による東北支配の浸透とともに官衙として整備されるようになったと考えられる。また、移住者による集落が官衙へと発展することは、7世紀中葉の移住が国家による牡鹿郡の統治に係る政治的な目的で行われたことを示すと考えられる。

このように、赤井官衙遺跡は定川によって太平洋と繋がる海上交通の利用にも至便の場所に立地し、関東からの移住者を中心とした集落の形成、それを基にした郡家ないし城柵の造営といった変遷をたどることができる。これは蝦夷の居住域内における官衙の成立過程と実態を示している。また、郡司をはじめとする官人の墓と考えられる矢本横穴の形態などからは、その出自をたどることができるなど、7世紀中葉から8世紀にかけての律令国家成立期の東北経営を理解する上で重要である。よって史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

【『月刊文化財』（第689号 2021年2月）掲載】

③ 史跡および関連地域の現況

赤井官衙遺跡は、海拔2～3mの浜堤上に立地しており、周知の埋蔵文化財包蔵地としての面積は約1,500,000㎡で、その約1.4%にあたる21,199.82㎡が史跡に指定されている。指定地およびその周辺は、主に宅地や畑、水田として利用されている。

その内訳は、国有地590.57㎡、県有地1,926.81㎡、市有地7,131.39㎡、民有地11,551.05㎡であり、国有地と県有地は道路、市有地は道路および雑種地、民有地は宅地、畑、山林として利用されている（図16～21）。

矢本横穴は、赤井官衙遺跡の南西約4.5km、旭山丘陵南端の東斜面に立地しており、周知の埋蔵文化財包蔵地としての面積は約140,000㎡で、その約47.8%にあたる66,947㎡が史跡に指定されている。指定地およびその周辺は、主に山林として利用されている。

その内訳は民有地62,750㎡、寺社有地4,197㎡であり、民有地、寺社有地ともに山林として利用され、そのほとんどが保安林に指定されている（図22・23）。

第4表 史跡の土地所有・地目一覧①

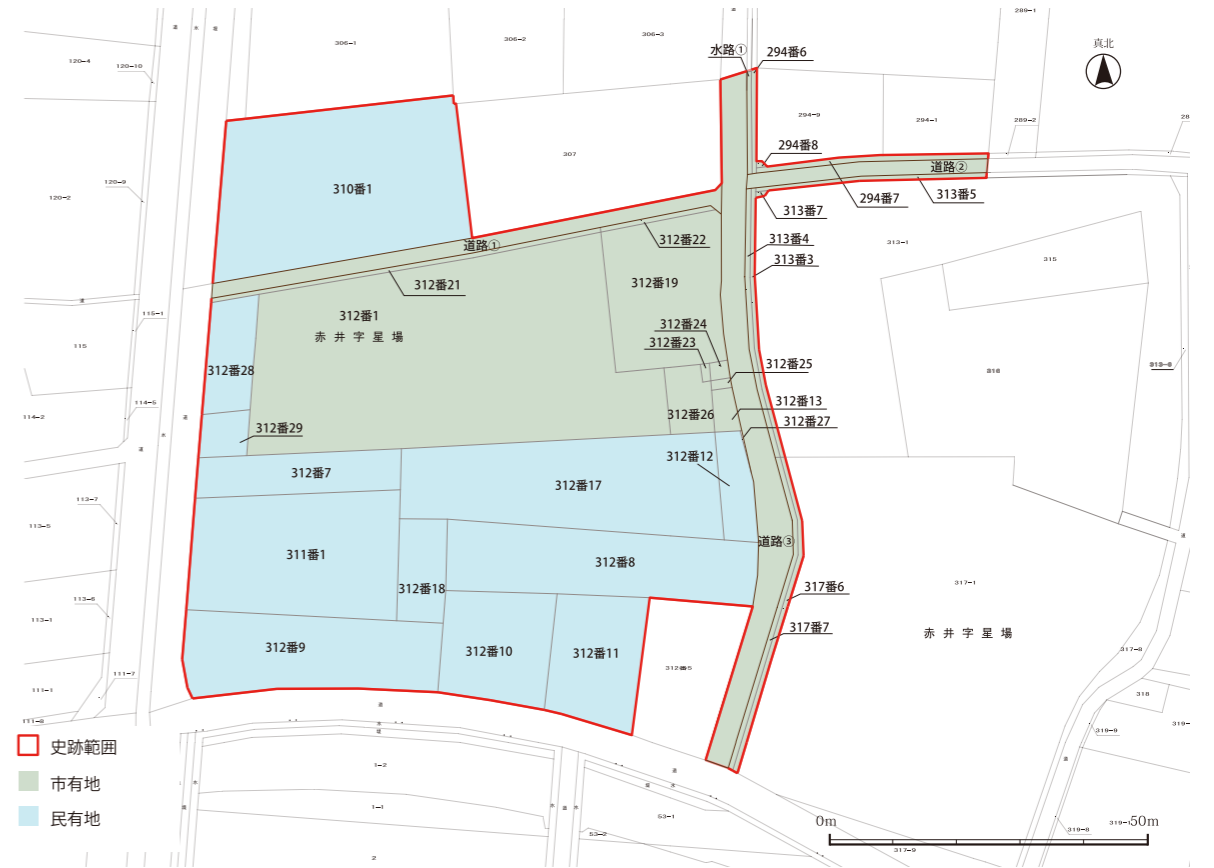
No.	地番	面積	地目	所有者	備考
1	東松島市赤井 字星場 294番6	22.61	用悪水路	市有地	
2	東松島市赤井 字星場 294番7	52.00	公衆用道路	市有地	
3	東松島市赤井 字星場 294番8	2.14	畑	市有地	
4	東松島市赤井 字星場 310番1	1,601.81	宅地	民有地	
5	東松島市赤井 字星場 311番1	1,084.44	宅地	民有地	
6	東松島市赤井 字星場 312番1	2,945.00	畑	市有地	
7	東松島市赤井 字星場 312番7	354.20	宅地	民有地	
8	東松島市赤井 字星場 312番8	883.00	畑	民有地	
9	東松島市赤井 字星場 312番9	821.00	宅地	民有地	
10	東松島市赤井 字星場 312番10	514.00	宅地	民有地	
11	東松島市赤井 字星場 312番11	498.00	雑種地	民有地	
12	東松島市赤井 字星場 312番12	154.00	畑	民有地	
13	東松島市赤井 字星場 312番13	43.00	畑	市有地	
14	東松島市赤井 字星場 312番17	1,196.00	畑	民有地	
15	東松島市赤井 字星場 312番18	211.32	宅地	民有地	
16	東松島市赤井 字星場 312番19	725.35	宅地	市有地	
17	東松島市赤井 字星場 312番21	82.00	公衆用道路	市有地	
18	東松島市赤井 字星場 312番22	23.00	公衆用道路	市有地	
19	東松島市赤井 字星場 312番23	6.47	畑	市有地	
20	東松島市赤井 字星場 312番24	13.00	畑	市有地	
21	東松島市赤井 字星場 312番25	8.14	畑	市有地	
22	東松島市赤井 字星場 312番26	123.00	畑	市有地	
23	東松島市赤井 字星場 312番27	0.81	公衆用道路	市有地	
24	東松島市赤井 字星場 312番28	231.00	雑種地	民有地	
25	東松島市赤井 字星場 312番29	91.00	雑種地	民有地	
26	東松島市赤井 字星場 313番3	51.00	堤	市有地	
27	東松島市赤井 字星場 313番4	62.00	用悪水路	市有地	
28	東松島市赤井 字星場 313番5	46.00	公衆用道路	市有地	
29	東松島市赤井 字星場 313番7	2.52	山林	市有地	
30	東松島市赤井 字星場 317番6	71.00	堤	市有地	

第4表 史跡の土地所有・地目一覧②

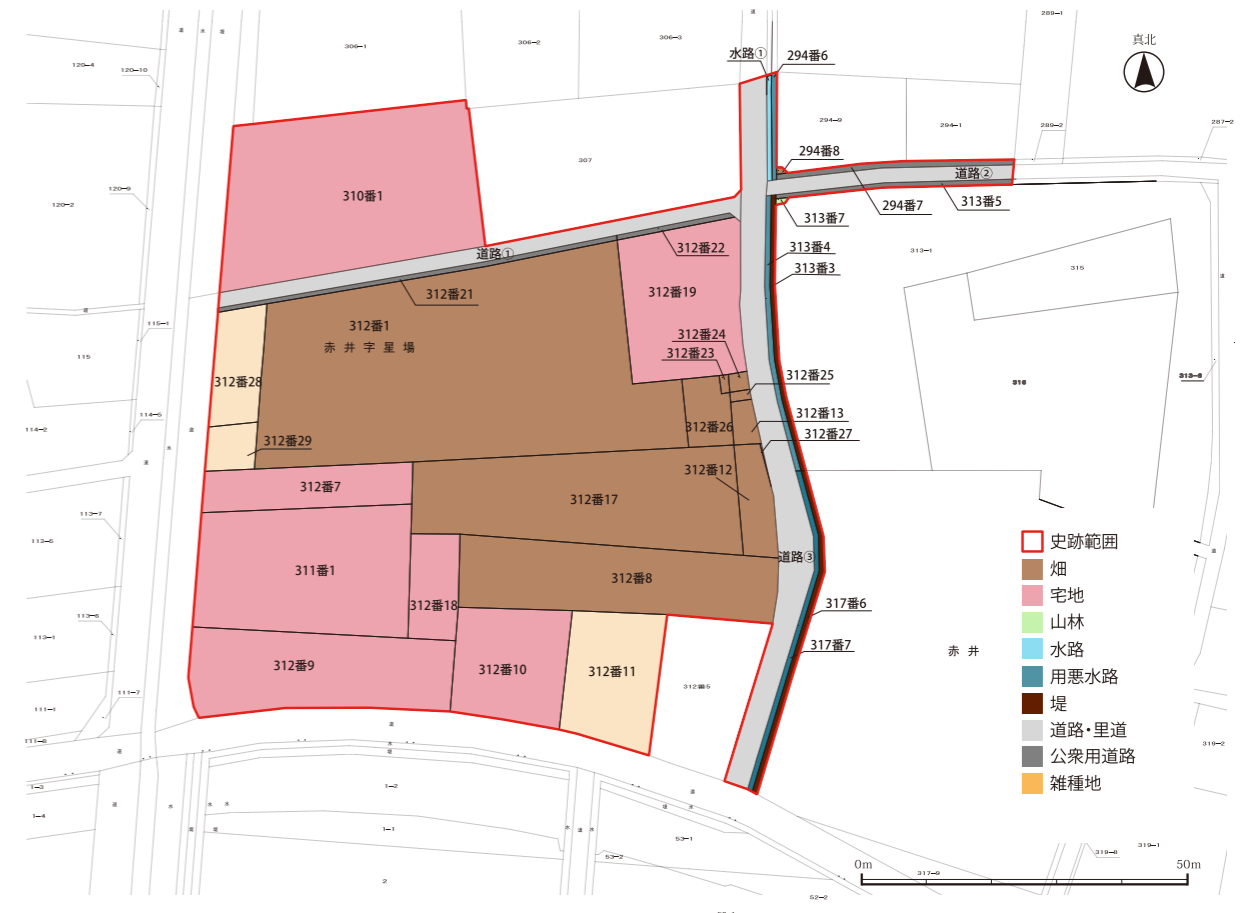
No.	地番	面積	地目	所有者	備考
31	東松島市赤井 字星場 317番7	73.00	用悪水路	市有地	
32	東松島市赤井 字星場 321番7	199.00	公衆用道路	県有地	
33	東松島市赤井 字星場 321番10	21.00	公衆用道路	県有地	
34	東松島市赤井 字星場 322番9	336.30	宅地	民有地	
35	東松島市赤井 字星場 322番10	336.05	宅地	民有地	
36	東松島市赤井 字星場 322番11	108.00	公衆用道路	県有地	
37	東松島市赤井 字星場 323番2	443.00	山林	民有地	
38	東松島市赤井 字星場 330番4	84.10	公衆用道路	市有地	
39	東松島市赤井 字星場 332番2	85.00	公衆用道路	市有地	
40	東松島市赤井 字閣下 52番17	266.43	畑	民有地	
41	東松島市赤井 字閣下 52番18	285.03	畑	民有地	
42	東松島市赤井 字閣下 52番19	159.08	宅地	民有地	
43	東松島市赤井 字閣下 52番20	495.66	畑	民有地	
44	東松島市赤井 字閣下 52番21	144.00	公衆用道路	県有地	
45	東松島市赤井 字閣下 52番26	212.43	宅地	民有地	
46	東松島市赤井 字閣下 52番33	3.25	公衆用道路	市有地	
47	東松島市赤井 字閣下 52番36	235.00	公衆用道路	県有地	
48	東松島市赤井 字閣下 52番39	405.00	公衆用道路	県有地	
49	東松島市赤井 字閣下 52番40	42.00	畑	民有地	
50	東松島市赤井 字閣下 52番41	163.00	公衆用道路	県有地	
51	東松島市赤井 字閣下 52番42	312.00	公衆用道路	県有地	
52	東松島市赤井 字閣下 101番3	6.28	公衆用道路	市有地	
53	東松島市赤井 字閣下 101番4	141.00	公衆用道路	県有地	
54	東松島市赤井 字閣下 103番6	8.28	公衆用道路	市有地	
55	東松島市赤井 字閣下 103番7	328.00	公衆用道路	県有地	
56	東松島市赤井 字閣下 104番10	45.00	公衆用道路	県有地	
57	東松島市赤井 字閣下 104番11	16.00	公衆用道路	県有地	
58	東松島市赤井 字照井中 45番1	618.00	宅地	民有地	
59	東松島市赤井 字照井中 46番1	717.30	宅地	民有地	
60	東松島市赤井字照井中44番4に北接し東松島市赤井字照井中44番5に南接するまでの道路敷	168.73	里道	市有地	
61	東松島市赤井字星場307番と東松島市赤井字星場312番19に挟まれ東松島市赤井字星場310番1と東松島市赤井字星場312番21に挟まれるまでの道路敷	326.55	道路	市有地	市道星場8号線
62	東松島市赤井字星場294番7と東松島市赤井字星場313番5に挟まれ東松島市赤井字星場313番4に北接するまでの道路敷	148.71	道路	市有地	市道星場8号線
63	東松島市赤井字星場307番に東接し東松島市赤井字星場312番5と東松島市赤井字星場317番7に挟まれるまでの道路敷	779.70	道路	市有地	市道星場9号線
64	東松島市赤井字星場333番2と東松島市赤井字閣下52番40に挟まれ東松島市赤井字閣下52番21に北接するまでの道路敷	491.43	道路	市有地	市道星場74号線
65	東松島市赤井字星場322番6と東松島市赤井字星場332番2に挟まれ東松島市赤井字星場323番2に東接するまでの道路敷	348.92	道路	市有地	市道閣下14号線
66	東松島市赤井字閣下52番20と東松島市赤井字閣下101番3に挟まれ東松島市赤井字閣下52番33と東松島市赤井字閣下100番に挟まれるまでの道路敷	117.63	道路	市有地	市道閣下14号線
67	東松島市赤井字星場321番7と東松島市赤井字閣下104番11に挟まれ東松島市赤井字閣下52番39と東松島市赤井字閣下103番6に挟まれるまでの道路敷	590.57	道路	国有地	主要地方道石巻鹿島台色麻線
68	東松島市赤井字星場294番6に西接する水路敷	20.58	水路	市有地	
赤井官衙遺跡合計		9,281.01			

第4表 史跡の土地所有・地目一覧③

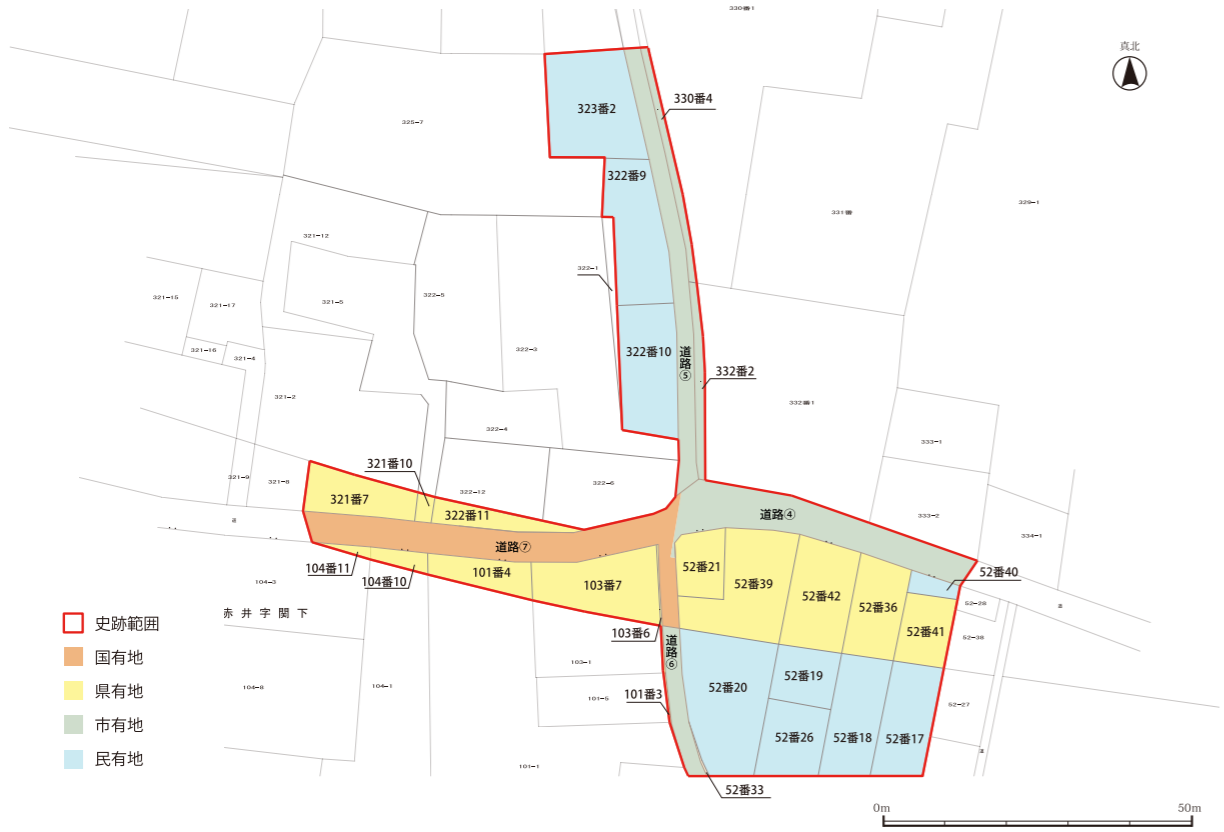
No.	地番	面積	地目	所有者名	備考
69	東松島市矢本 字上沢目 1番2	365.00	山林	民有地	
70	東松島市矢本 字上沢目 5番2	1,099.00	保安林	民有地	
71	東松島市矢本 字上沢目 6番	3,067.00	保安林	民有地	
72	東松島市矢本 字上沢目 7番	2,479.00	保安林	民有地	
73	東松島市矢本 字上沢目 8番1	806.00	保安林	民有地	
74	東松島市矢本 字上沢目 9番	645.00	保安林	民有地	
75	東松島市矢本 字上沢目 17番	658.00	保安林	民有地	
76	東松島市矢本 字上沢目 25番1	1,400.00	保安林	民有地	
77	東松島市矢本 字上沢目 25番2	198.00	保安林	民有地	
78	東松島市矢本 字上沢目 35番	806.00	保安林	民有地	
79	東松島市矢本 字上沢目 52番	1,215.00	保安林	民有地	
80	東松島市矢本 字上沢目 53番	1,993.00	保安林	民有地	
81	東松島市矢本 字上沢目 71番	3,714.00	山林	民有地	
82	東松島市矢本 字上沢目 74番	313.00	山林	民有地	
83	東松島市矢本 字上沢目 104番	3,143.00	保安林	民有地	
84	東松島市矢本 字上沢目 105番	1,060.00	保安林	民有地	
85	東松島市矢本 字上沢目 106番	1,045.00	保安林	民有地	
86	東松島市矢本 字上沢目 118番	1,710.00	保安林	民有地	
87	東松島市矢本 字上沢目 120番	2,345.00	保安林	民有地	
88	東松島市矢本 字上沢目 127番	4,666.00	保安林	民有地	
89	東松島市矢本 字上沢目 130番	584.00	保安林	民有地	
90	東松島市矢本 字上沢目 132番	1,867.00	保安林	民有地	
91	東松島市矢本 字上沢目 133番3	429.00	山林	民有地	
92	東松島市矢本 字上沢目 133番4	1,744.00	保安林	民有地	
93	東松島市矢本 字上沢目 133番9	2,163.00	保安林	民有地	
94	東松島市矢本 字上沢目 133番10	1,237.00	保安林	民有地	
95	東松島市矢本 字上沢目 133番11	1,197.00	保安林	民有地	
96	東松島市矢本 字上沢目 133番12	841.00	保安林	民有地	
97	東松島市矢本 字上沢目 133番14	737.00	山林	民有地	
98	東松島市矢本 字上沢目 133番15	2,573.00	保安林	民有地	
99	東松島市矢本 字上沢目 133番16	1,768.00	保安林	民有地	
100	東松島市矢本 字上沢目 133番17	437.00	保安林	民有地	
101	東松島市矢本 字上沢目 133番18	1,125.00	保安林	民有地	
102	東松島市矢本 字上沢目 133番19	597.00	保安林	民有地	
103	東松島市矢本 字上沢目 133番20	665.00	保安林	民有地	
104	東松島市矢本 字上沢目 133番21	1,731.00	山林	民有地	
105	東松島市矢本 字上沢目 133番22	2,291.00	保安林	民有地	
106	東松島市矢本 字上沢目 133番23	990.00	保安林	民有地	
107	東松島市矢本 字上沢目 133番24	505.00	山林	民有地	
108	東松島市矢本 字上沢目 133番26	190.00	山林	民有地	
109	東松島市矢本 字上沢目 133番30	677.00	保安林	民有地	
110	東松島市矢本 字上沢目 133番32	1,243.00	保安林	民有地	
111	東松島市矢本 字上沢目 133番33	367.00	保安林	民有地	
112	東松島市矢本 字上沢目 133番34	382.00	保安林	民有地	
113	東松島市矢本 字上沢目 133番35	612.00	保安林	民有地	
114	東松島市矢本 字上沢目 133番36	137.00	保安林	民有地	
115	東松島市矢本 字上沢目 133番38	33.00	山林	民有地	
116	東松島市矢本 字上沢目 133番39	1,200.00	山林	民有地	
117	東松島市矢本 字上沢目 137番	744.00	山林	民有地	
118	東松島市矢本 字上沢目 142番	957.00	山林	民有地	
119	東松島市矢本 字上沢目 122番4	4,197.00	保安林	寺社有地	
矢本横穴合計		66,947.00			
総合計		88,146.82			



第16図 赤井官衙遺跡館院1地区土地所有区分図



第17図 赤井官衙遺跡館院1地区土地利用区分図



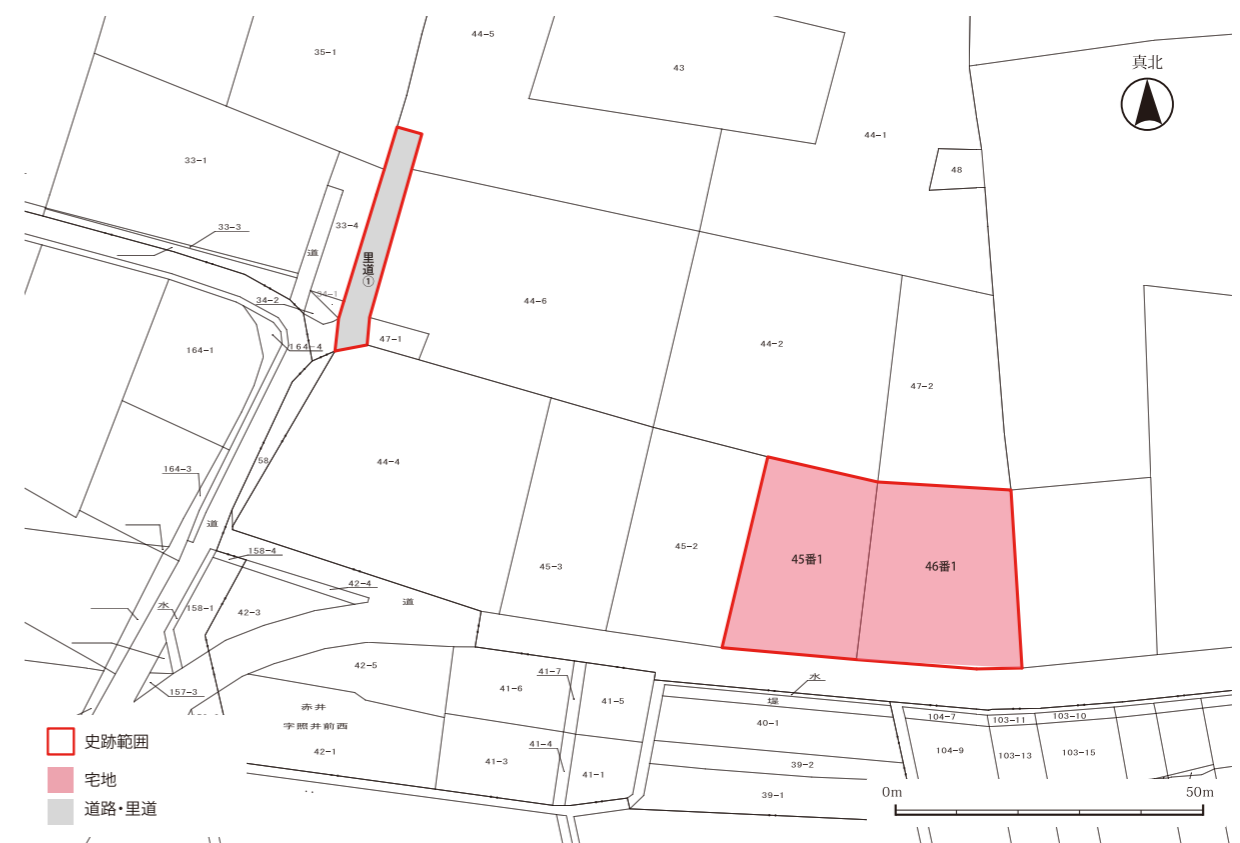
第 18 図 赤井官衙遺跡館院 2 地区土地所有区分図



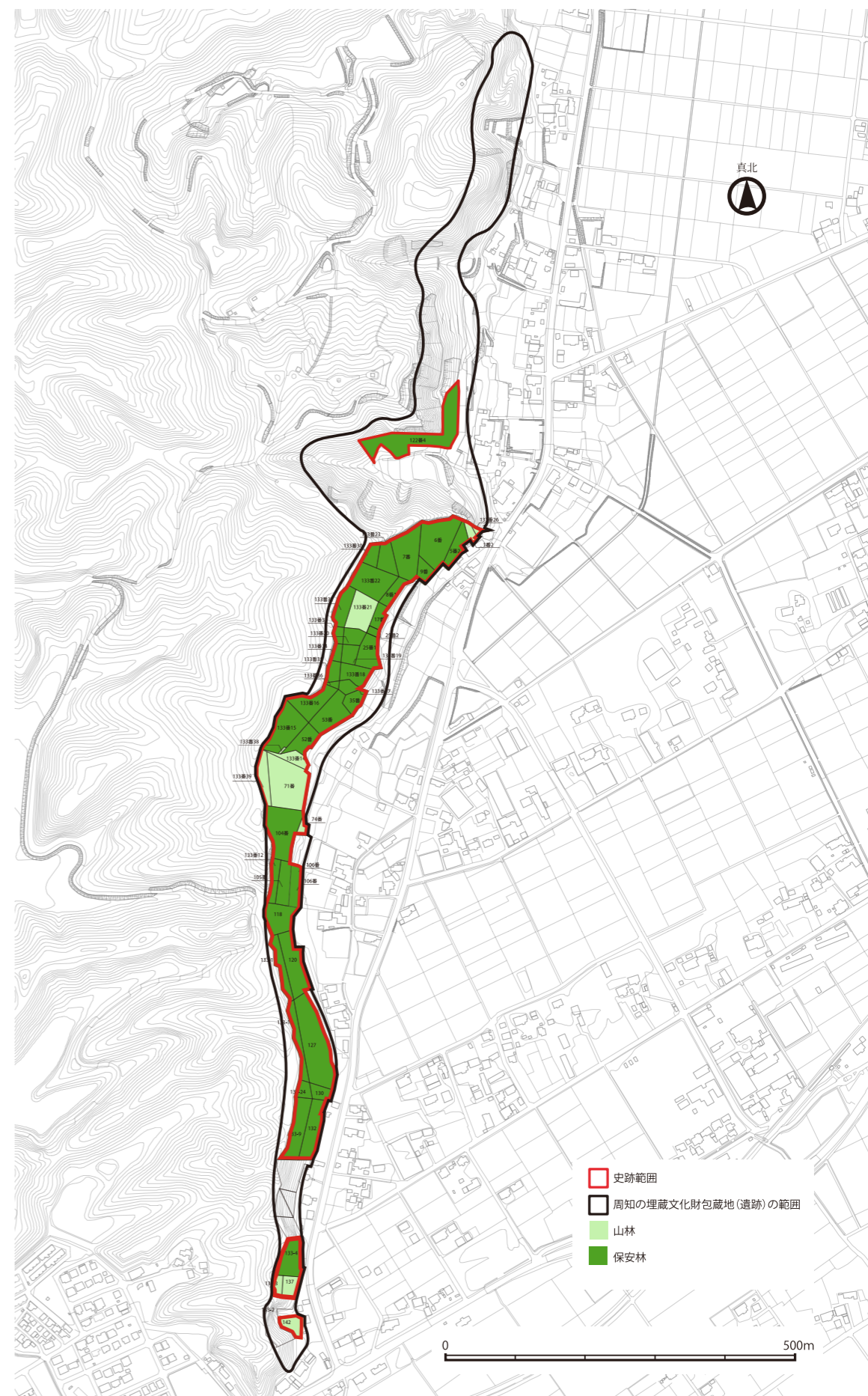
第 20 図 赤井官衙遺跡倉庫地区土地所有区分図



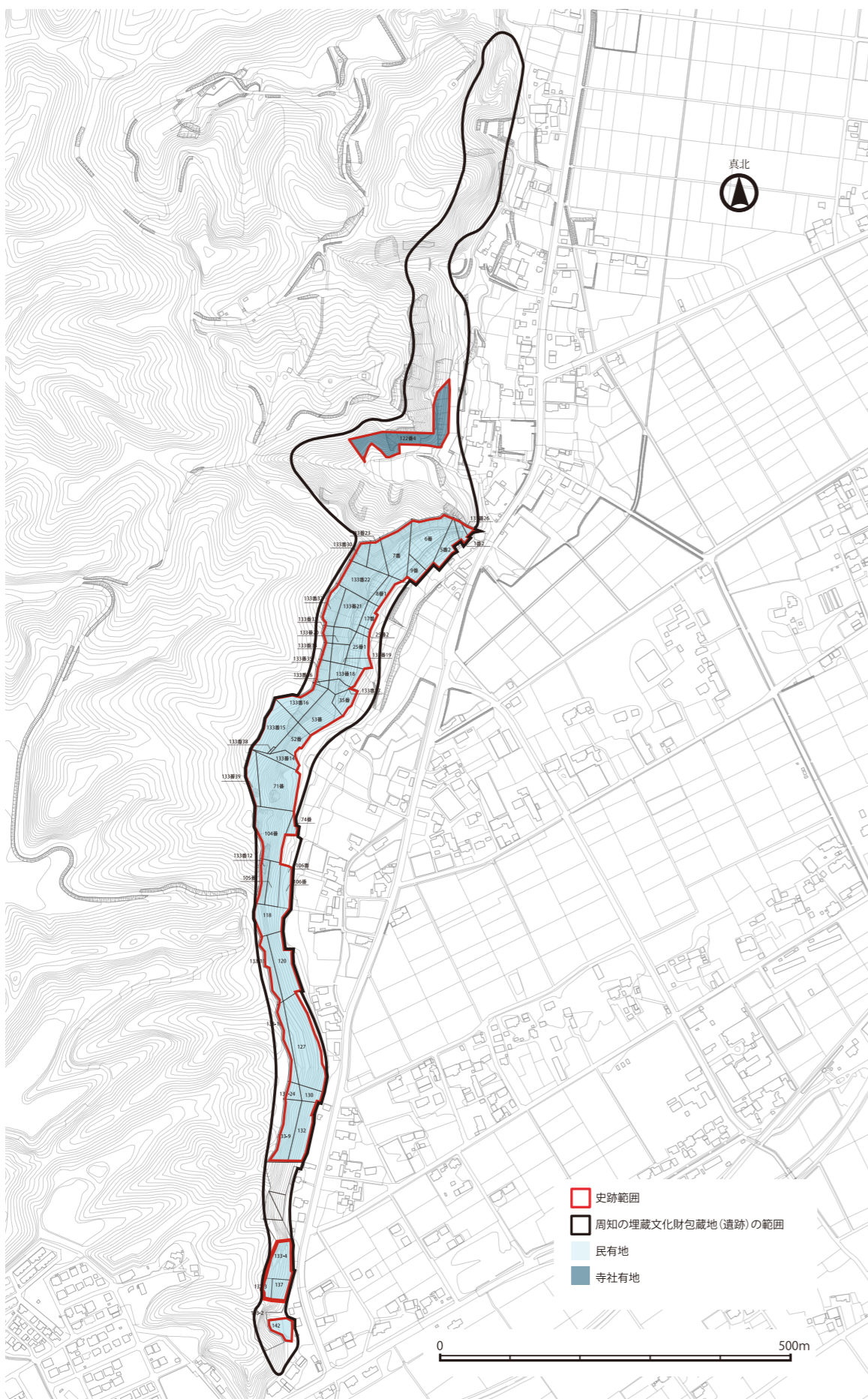
第 19 図 赤井官衙遺跡館院 2 地区土地利用区分図



第 21 図 赤井官衙遺跡倉庫地区土地利用区分図



第 23 図 矢本横穴土地利用区分図



第 22 図 矢本横穴土地所有区分図

3) 史跡の価値

①本質的価値

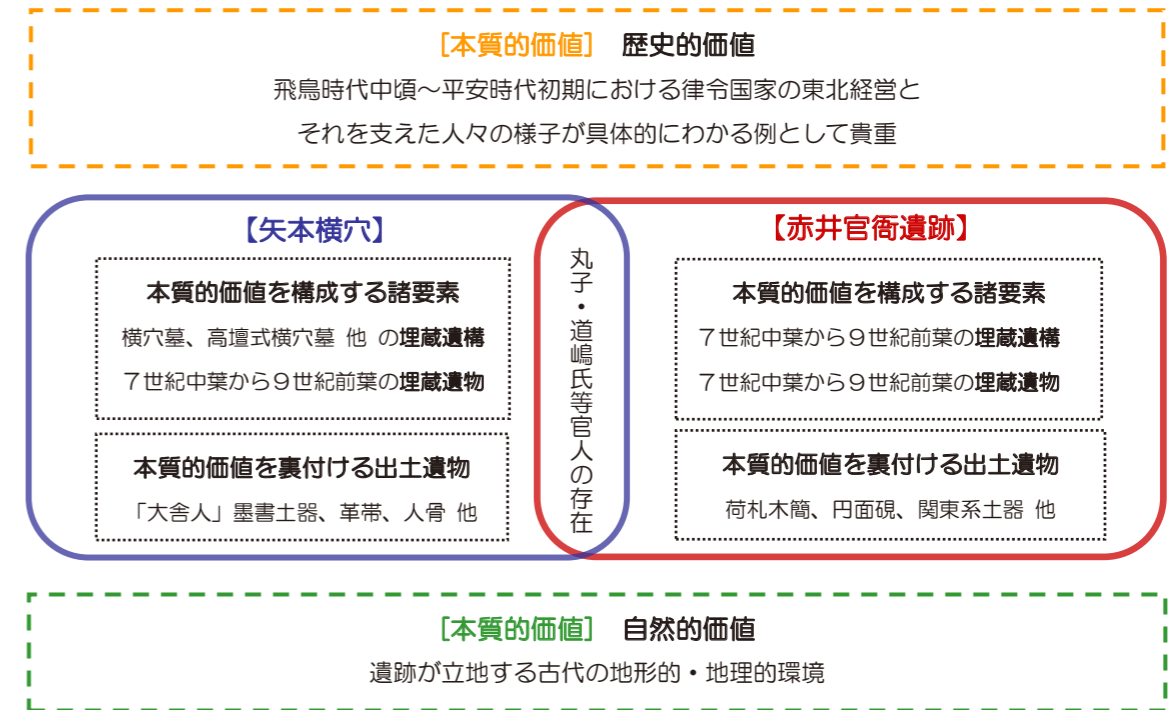
赤井官衙遺跡群は、赤井官衙遺跡と矢本横穴で構成される。

赤井官衙遺跡は、7世紀中葉から8世紀にかけての律令国家成立期に、蝦夷の居住域内における関東からの移住者を中心とした集落の形成、それをもとした城柵または郡家の造営といった変遷をたどることができる。矢本横穴は、城柵または郡家に関わる官人の墓と考えられ、その形態などから、埋葬者の出自をたどることができる。

このように赤井官衙遺跡群は、律令国家成立期の東北経営を理解するうえで重要で、それを支えた人々の様子が具体的にわかる例として全国的にも貴重であり、その一部が令和3(2021)年に国の史跡に指定された。

その本質的価値を、以下の6点に整理する。

- I. 赤井官衙遺跡は、材木堀跡や大溝跡などの遺構から、『続日本紀』にみえる牡鹿柵跡または牡鹿郡家跡と考えられる東北地方最大級の城柵官衙遺跡である。
- II. 赤井官衙遺跡は、遺構や遺物が良好に保存されており、関東からの移住者による集落を基にした城柵または郡家の造営から展開、廃絶に至る過程を知ることができる。
- III. 赤井官衙遺跡は、『続日本紀』や『日本後紀』に見える上総国出身の移住者である丸子・道嶋氏が牡鹿柵または牡鹿郡家を運営した様相を、考古学的に知ることのできる貴重な遺跡である。
- IV. 矢本横穴は、牡鹿柵または牡鹿郡家に勤務した官人や在地氏族の墓域であり、遺構や遺物が良好に保存されている。
- V. 矢本横穴は、横穴の構造や出土遺物・人骨等から、上総国などにルーツを持つ関東系の人々と在地系の人々が、ともに同じ墓域に葬られている様相を知ることができる。
- VI. 赤井官衙遺跡は、遺跡周縁に河川跡(旧江合川)が残る石巻平野の浜堤上に位置し、古代において大崎平野と太平洋を結ぶ交通の要衝であったことや、矢本横穴が存在する丘陵を望むことができる立地にあることなど、固有の特徴的な地形的・地理的環境を確認できる。



第24図 史跡の価値概念模式図

②本質的価値を構成する諸要素

本質的価値を構成する諸要素は、飛鳥時代中頃から平安時代初期(7世紀中葉から9世紀前葉)の赤井官衙遺跡および矢本横穴に係る、地下に埋蔵されている遺構・遺物、史跡指定地から出土した遺物、さらに遺跡が立地する古代の地形的・地理的環境で構成されている。

一覧表に掲げると以下のとおりである。

赤井官衙遺跡	遺構	7世紀中葉から9世紀前葉(赤井官衙遺跡II・III期)の遺構
	地下に埋蔵されている遺物	7世紀中葉から9世紀前葉(赤井官衙遺跡II・III期)の遺物
	史跡指定地の出土遺物	7世紀中葉から9世紀前葉(赤井官衙遺跡II・III期)の出土遺物(「大舍人」などの刻書土器、「上郷」などの墨書土器、円面硯、瓦、関東系土師器、馬具や鉄鍬などの鉄製品など)
	自然地形	旧河川が周縁をめぐる浜堤
矢本横穴	遺構	横穴墓
	地下に埋蔵されている遺物	7世紀中葉から9世紀前葉(横穴墓造営時および墓前祭祀関連)の遺物、人骨
	史跡指定地の出土遺物	7世紀中葉から9世紀前葉(赤井官衙遺跡II・III期)の出土遺物(「大舍人」墨書土器、関東系土師器、湖西窯産須恵器、猿投窯産須恵器、水晶製切子玉、金銅製耳環、金銅装圭頭大刀、鉄製馬具、和同開珎など)
	自然地形	丘陵斜面



八脚門跡



総柱建物跡（倉庫跡）群



白土仕上げ建物跡



外郭材木塀跡



外郭外大溝跡



運河状遺構

写真 26 赤井官衙遺跡の本質的価値を構成する遺構の例



「舎人」刻書土器

「上郷」墨書土器

円面硯



瓦



馬具



鉄鋸



関東系土師器

写真 27 赤井官衙遺跡の本質的価値を構成する出土遺物の例



高壇式横穴墓



丘陵斜面で確認された横穴墓

写真 28 矢本横穴の本質的価値を構成する遺構の例



「大舎人」墨書土器



湖西窯産須恵器



勾玉



水晶製切子玉



猿投窯須恵器



ガラス小玉



和同開珎



鉄製馬具



金銅製耳環



金銅装圭頭大刀



人骨



墓前祭祀遺物

写真 29 矢本横穴の本質的価値を構成する出土遺物の例

③ 本質的価値を裏付ける出土遺物

史跡指定地外からの出土遺物は、本質的価値を構成する要素ではないが、本質的価値を裏付ける要素であり、本質的価値を構成する「地下に埋蔵されている遺物」がどのようなものであるかを想定するために必要な要素である。さらに、史跡の活用のために欠くことのできない要素である。

一覧表に掲げると以下のとおりである。

赤井官衙遺跡	出土遺物	「牡舎人」などの墨書土器、「舎人」などの刻書土器、「海道二番」荷札木簡、円面硯、瓦、関東系土師器、東北部系土師器、湖西窯産須恵器、その他7世紀半ばから9世紀前葉に属する遺物
矢本横穴	出土遺物	関東系土師器、革帯、馬具や直刀など鉄製品、その他横穴墓造営時の副葬品、墓前祭祀関連などの遺物、人骨



「牡舎人」墨書土器



「海道二番」荷札木簡



革帯

写真 30 赤井官衙遺跡・矢本横穴の本質的価値を裏付ける出土遺物の例

④ その他の要素

史跡の本質的価値以外に、現代までに付加されてきた価値およびそれらを構成する要素があり、史跡の保存活用に有効なもの、本質的価値以外の文化財、史跡の保護のために調整が必要なものに分けられる。

一覧表に掲げると以下のとおりである。

赤井官衙遺跡	本質的価値以外の文化財	赤井官衙遺跡Ⅱ・Ⅲ期以外の遺構・遺物 板碑
	史跡の保存活用に有効なもの	史跡解説板、史跡案内板、公衆トイレ、駐車スペース、公園、上区地区センター
	史跡の保護のために調整が必要なもの	建築物、工作物、電気・水道・ガス施設、堤、道路、水路、農地、山林
矢本横穴	本質的価値以外の文化財	横穴墓造営時および墓前祭祀関連以外の遺物 神社
	史跡の保存活用に有効なもの	保安林
	史跡の保護のために調整が必要なもの	建築物、工作物、山林、保安林

4 計画の大綱

「地域の貴重な遺産である赤井官衙遺跡群を未来に伝え、魅力を発信する」

史跡の保存活用において最も重要なことは、国民共有の財産であり地域の貴重な遺産である史跡を確実に保存し、未来へと継承し、その魅力を発信していくことである。

そのためには、地域住民や市民等に史跡が持つ価値を十分に理解してもらい、ともに守り、愛着を持って活用していくことが重要である。そして、行政が<遺跡>（史跡を含む周知の埋蔵文化財包蔵地全体）の調査研究を進め、全体像をより明らかにし、その内容を広く周知し、行政と地域住民、市民、関連団体が協働して本計画を実践していくことで、史跡の適切な保存活用を目指していく。

そのための本計画の策定にあたっての基本方針を以下に示す。

- I. 史跡を確実に保存するとともに、未来へと継承していく。
- II. <遺跡>の調査研究を進め、史跡の価値をより高める。
- III. <遺跡>の持つ価値を広く社会に伝え、その価値を学び、体感できる活用・整備を目指す。
- IV. 地域住民、市民、来訪者等の交流と憩いの場となるような活用・整備を目指す。
- V. 行政と地域住民、市民、関係団体が協働する充実した管理運営体制および適切な人員配置の構築を図る。

5 保存管理

1) 現状と課題

① 現状

赤井官衙遺跡群の構成要素のひとつ、赤井官衙遺跡は、周知の埋蔵文化財包蔵地約1,500,000㎡のうち、倉庫地区、館院1地区、館院2地区の3地区、21,199.82㎡が史跡に指定されており、遺跡全体の約1.4%である。

赤井官衙遺跡の発掘調査は、1986年から現在まで約35,000㎡の調査が実施されているが、約1,500,000㎡の広大な遺跡範囲のわずか3%に満たず、全体像が把握されていない。なかでも、「政庁」にあたる中心的な重要地区が未確認であり、外郭施設についても、全体像を把握できておらず、外郭の門や櫓が未確認である。史跡指定地外にそれらの重要遺構が分布していると考えられる。

赤井官衙遺跡は、市街化調整区域に該当する。現況は、宅地、畑地、水田、雑種地である。住民の多くが農業で生計を立てている農業振興地域に当たっており、農地として利用されてきたことで、地下の多くの遺構が破壊されずに保存されてきた経緯がある。

また、赤井官衙遺跡およびその周辺地において、圃場整備事業が計画されている。木質の遺構や遺物は、周辺が水田として利用されることによって保存されてきており、周辺が継続的に水田として利用されることは、遺跡の保護の観点からも重要といえる。

東日本大震災以降、住宅新築や太陽光発電施設の建設等の問い合わせが増加しており、令和4年度に実施した地権者アンケート（以下、「アンケート」という）においても、家・倉庫などの新築や建替、太陽光設備の設置を考えている世帯が一定数存在している。また、赤井官衙遺跡において住宅等を建築するに当たり、発掘調査に時間を要することについて不都合を感じている地権者が一定数存在している。

遺跡群のもうひとつの構成要素である矢本横穴は、約140,000㎡のうち、72,712㎡が史跡に指定されており、遺跡全体の47.8%である。

矢本横穴も赤井官衙遺跡と同様、市街化調整区域に該当する。現況は、主に山林と保安林であり、保安林は立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されるため、開発による遺跡の破壊を免れている。このため、埋蔵文化財に大きな影響をあたえる開発行為は多くない。

赤井官衙遺跡群について「アンケート」によると、有効回答の70%以上が赤井官衙遺跡あるいは矢本横穴が遺跡であることを認識しているが、その一部が国の指定を受けて史跡となっていることを認識している割合は50%未満である。

② 課題

- <遺跡>の保存管理を適切に実施するために、地域住民等の協力と理解が必要不可欠であることから、地域住民の生活と共存・共栄した保存管理が必要である。
- 赤井官衙遺跡は、いまだ全容が明らかになっておらず、史跡外の広い範囲に重要遺構が分布していると考えられるため、中長期的な発掘調査計画を作成して継続的な調査を実施し、全体像を明らかにし、保存を図る必要がある。
- 開発行為に対しては、その計画内容に応じて、できるかぎり確認調査を実施し、<遺跡>の内容解明に努める必要がある。
- <遺跡>を保護するために開発行為の計画変更を要請する場合、できるだけ住民や事業者の負担とならないよう配慮する必要がある。
- 現在、赤井官衙遺跡周辺で計画されている圃場整備事業は、大規模な開発である一方、周辺が継続的に水田として利用されることは前述のとおり遺跡の保護の観点からも重要であるため、事業と埋蔵文化財保護の調整を慎重に進める必要がある。
- 地権者や地元住民等に対してその重要性を周知するとともに、理解を得ながら、重要な<遺跡>を後世に残し、活用していくため、史跡の追加指定を積極的に進めていく。

2) 保存管理の方針

史跡の保存管理においては、文化財保護法の趣旨に基づき、史跡の本質的価値の保存活用を第一としつつ、地域住民の生活と共存・共栄した史跡の保存管理を適切に実施していく必要がある。そのため、防災や災害復旧等に関わるものや地域住民の日常生活・生業活動等に配慮して、現状変更等の取扱いを行うものとする。

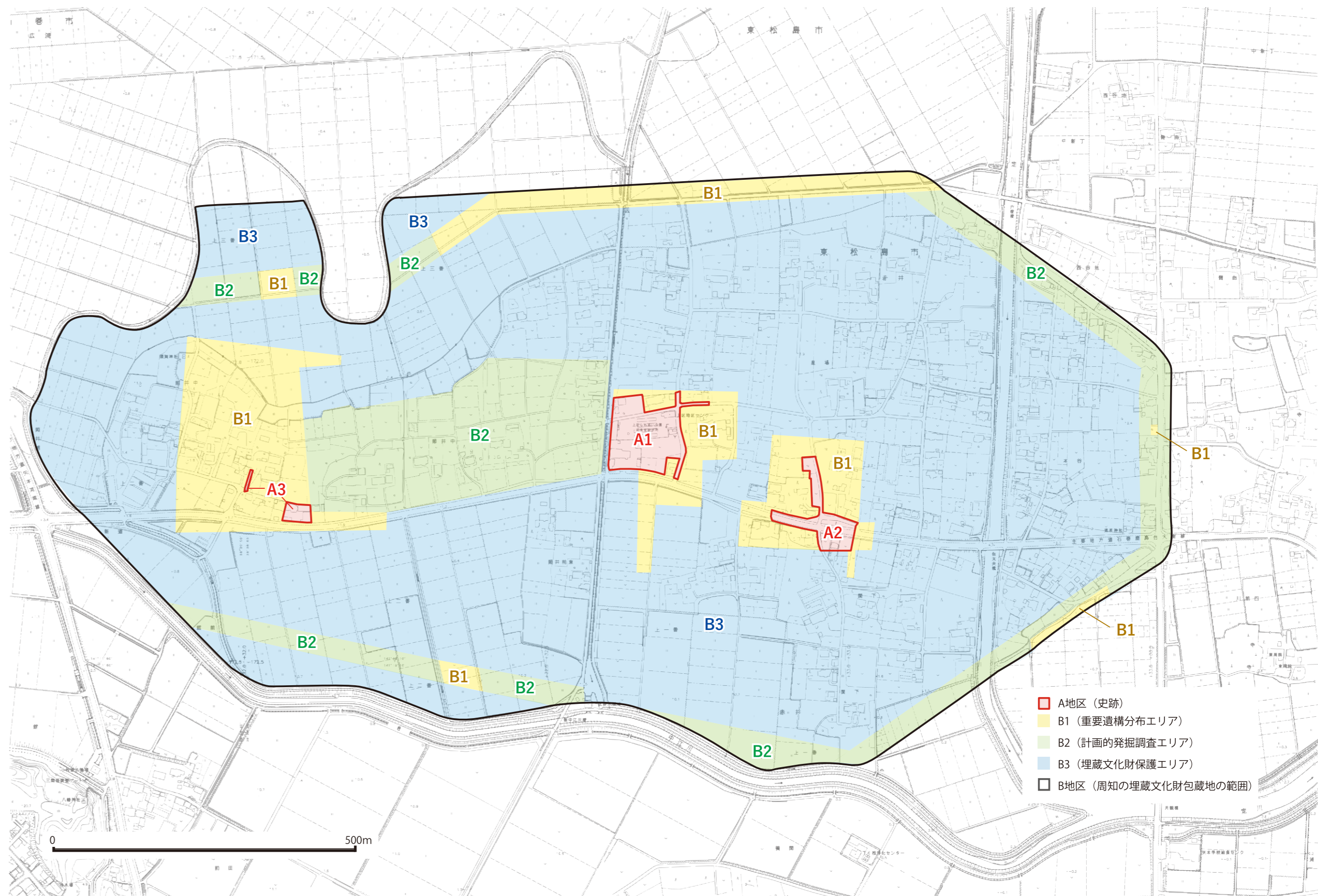
史跡外の<遺跡>内においては、史跡の本質的価値と同様の価値を持つ重要遺構等が分布していると考えられるため、継続的な調査を実施することによって全体像を明らかにし、可能な限り保存を図り、地域住民の協力と理解を得ながら、史跡への追加指定を目指していく。

現状変更や開発行為等の実施に際しては、事前の発掘調査により<遺跡>の内容解明に努め、<遺跡>を保護するために開発行為等の変更を要請する場合、できるだけ実施者の負担とならないよう配慮する。

なお、今後の史跡の保存管理の状況等を踏まえ、必要に応じて保存管理の内容の見直しを図るものとする。

3) 保存管理の地区区分

保存管理の対象地を<遺跡>全体とし、対象地を史跡と史跡外の範囲とに区分する。史跡をA地区、史跡外の周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内をB地区とする（第25図、第26図）。



第25図 赤井官衙遺跡地区区分図

① A 地区（史跡）

A 地区は、発掘調査によって重要な遺構が確認され、それらが有する本質的価値により、すでに史跡に指定されている地区である。

ア．赤井官衙遺跡の A 地区

赤井官衙遺跡では、史跡に指定された範囲が 3 地区に渡ることから、A 地区を以下のとおり 3 つに細分する。

A1：史跡指定範囲のうち、中央にある区画で、館院 1 地区に位置する。

A2：史跡指定範囲のうち、東側にある区画で、館院 2 地区に位置する。

A3：史跡指定範囲のうち、西側にある区画で、倉庫地区に位置する。

イ．矢本横穴の A 地区

現時点で確認されている横穴墓のほとんどが、この範囲に含まれている。細分は行わない。

② B 地区（周知の埋蔵文化財包蔵地）

B 地区は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内かつ A 地区（史跡）外の地区である。

ア．赤井官衙遺跡の B 地区

重要な官衙遺構や外郭施設が確認された範囲、または未発見の「政庁」等の官衙域もしくは外郭施設が存在が想定できる範囲を含んでいる。今後、史跡の追加指定等により保護を要する地区であり、以下のとおり、3 つに区分する。

B1（重要遺構分布エリア）：A 地区の各史跡地区に接し、A 地区と同様に本質的価値を有するエリアである。

B2（計画的発掘エリア）：B1 以外で、本質的価値を有する遺構の存在が想定され、全体像解明のために計画・継続的に調査を実施するエリアである。

B3（埋蔵文化財保護エリア）：B1・B2 以外で、まだ発掘調査が及ばず、遺構等の詳細が不明なエリアである。調査研究の成果に応じて、B1 または B2 に移行する。

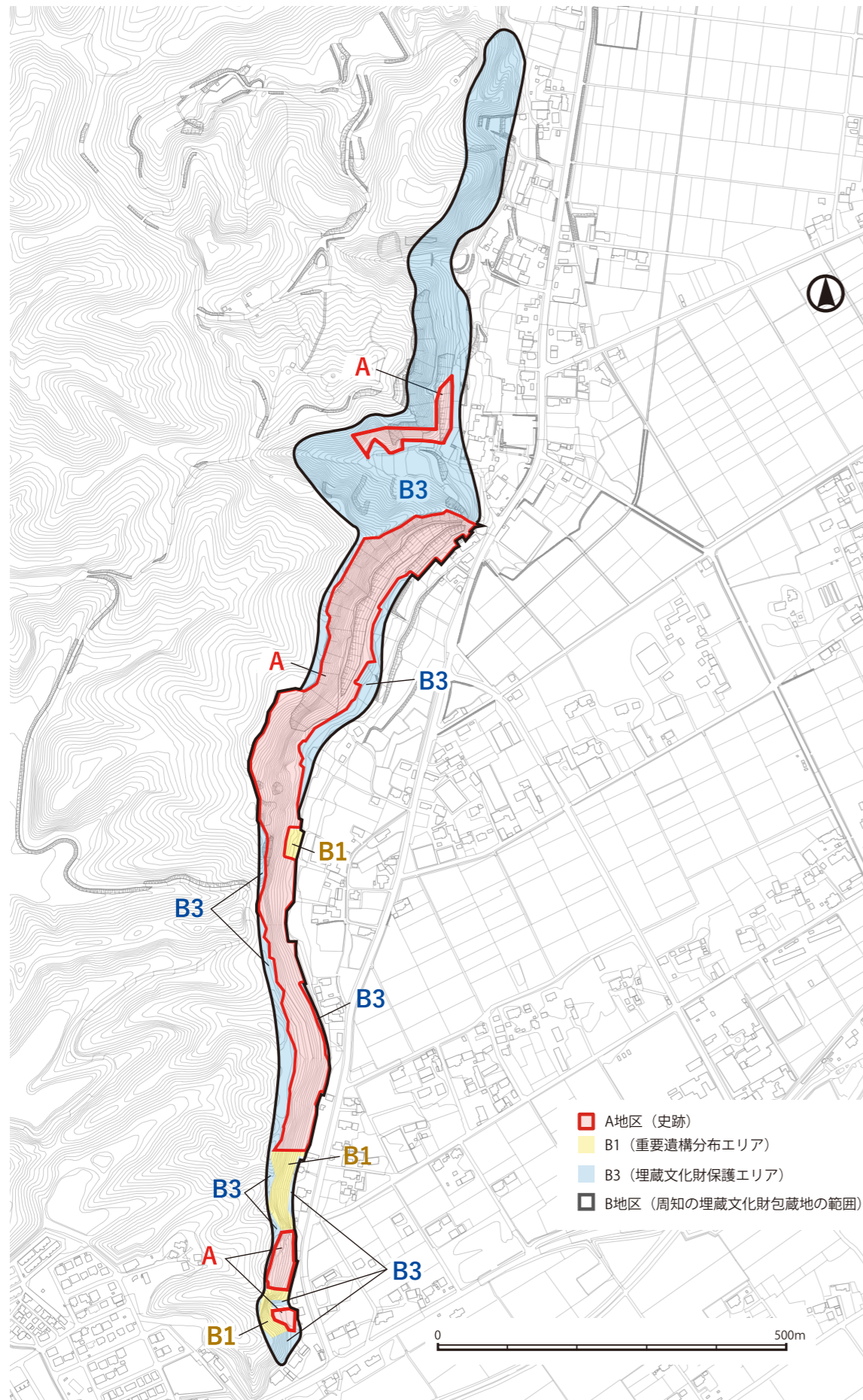
なお、赤井官衙遺跡の B 地区の隣接地には重要遺構等が存在する可能性があり、今後の調査の進展により遺構が確認された場合、B 地区の範囲に含まれることとなる。

イ．矢本横穴の B 地区

横穴墓が確認された範囲、または未発見の横穴墓の存在が想定できる範囲を含んでいる。今後、史跡の追加指定等により保護を要する地区であり、基本的には赤井官衙遺跡と同様に区分するが、現時点では B2 に該当するエリアはなく、以下のとおり、B1 と B3 の 2 つに区分する。

B1（重要遺構分布エリア）：A 地区に接し、A 地区と同様に本質的価値を有するエリアである。

B3（埋蔵文化財保護エリア）：B1 以外のエリアである。



第26図 矢本横穴地区区分図

4) A地区の保存管理—現状変更等の取扱い基準

① A地区における現状変更等

史跡指定地 (A地区) においては、現状変更または史跡の保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化財保護法125条に基づき文化庁長官の許可が必要となる。このうち、文化財保護法施行令第5条第4項に規定されている行為 (【参考資料】5) 関係法令参照) に対しての許可は、東松島市教育委員会に事務が委任されている。

以下に記載する「ア. 現状変更該当しない日常的な維持管理」と「イ. 現状変更等の許可が不要な行為」は許可を必要としない行為であり、それ以外の「ウ. 現状変更等の許可が必要な行為」を行う場合は、書面により現状変更等の申請をして許可を得る必要がある。その取扱い基準は、次節に示す。

ア. 現状変更該当しない日常的な維持管理

次に掲げる日常的な維持管理は、土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更を伴わないことを前提に、現状変更該当しないものとする。

- 通常の農作業 (農地の耕作、用水路の清掃など)
- 草木の通常の維持管理 (危険木・枯損木・倒木の抜根を伴わない除去、樹木の剪定、森林や竹林を維持するための木竹の抜根を伴わない間伐・枝払い、除草など)
- 建築物 (住宅、神社など) および工作物 (門、塀、看板、石碑など) の日常的な保守作業や修繕で掘削を伴わないもの (建築物の屋根・外壁・内装の修繕など)

イ. 現状変更等の許可が不要な行為

文化財保護法125条ただし書きにより、以下の場合は、現状変更等の許可が不要とされている。

a) 維持の措置

「維持の措置」の範囲は、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 (昭和26年文化財保護委員会規則10号) 第4条」により、次のとおり規定されている。

- 史跡がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく史跡を指定当時の原状 (指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状) に復するとき。
- 史跡がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するための応急の措置をするとき。
- 史跡の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

b) 非常災害のために必要な応急措置

ウ. 現状変更等の許可が必要な行為

前述の「ア. 現状変更該当しない日常的な維持管理」および「イ. 現状変更等の許可が不要な行為」以外の行為は、現状変更等の許可が必要となる。

具体的に想定される例は、以下のとおりである。

- a) 建築物等の新築、増築、改築、移転、補修、撤去
- b) 工作物等の新設、増設、改修、移設、補修、撤去（基礎を掘削しない仮設物の設置、看板等の打込みによる設置も含む）
- c) 土地の形状変更を伴う盛土、切土等
- d) 電気・水道・ガス等設備の設置、改修、撤去等
- e) 道路の新設、拡幅、改修等
- f) 樹木の新規植栽、日常的な維持管理に当たらない伐採や抜根等
- g) 史跡の保存活用等に関わる発掘調査や整備活用等
- h) その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

エ. 現状変更等を許可できない行為

「文化財保護法施行令第5条第4項第一号イからリまで掲げる史跡名勝天然記念物の許可の事務の処理基準」に基づき、以下の場合は、現状変更等が許可できない。

- a) 史跡の適切な保存活用のために策定された「保存活用計画（本計画）」に定められた基準に反する場合
- b) 史跡の滅失、き損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合
- c) 史跡の価値を著しく減じるおそれがある場合

② 現状変更等の取扱い基準

A地区（史跡）においては、文化財保護の観点から、史跡の適切な保存と活用を目的として実施するもの以外、地下に影響の及ぶ現状変更等は、原則として避けるものとする。

特に、本質的価値を構成する地下遺構の保存に悪影響を与えると判断される現状変更等は、原則として認められない。

ただし、A地区内において現に日常生活や生業活動等が営まれていることから、防災・安全対策上必須のものや災害からの復旧等、また、日常生活や生業活動等の維持継続等のためにやむなく実施する現状変更等に際しては、景観にも配慮したうえで、史跡への影響が軽微な範囲で認めるものとする。

地下掘削を伴う現状変更等に際しては、事前の発掘調査（軽微なものについては立会い）等により、地下の状況と地下遺構への影響を確認するものとする。

ここに定める基準によりがたい場合や規模の大きな現状変更等の場合は、個別の内容に応じて判断するものとし、その適否の判断に際しては、状況に応じて文化庁・宮城県教育委員会・東松島市教育委員会において協議をおこなうほか、必要に応じて学識経験者等に指導・助言を求めるなど、適切な措置がとられるよう充分留意する。

具体的に想定される現状変更等の種類別の取扱い基準は、以下の第5表のとおりである。

また、現状変更等に係る手続きの流れを、次の第27図のとおり示す。

第5表 A地区（史跡）の現状変更等の取扱い基準

現状変更等の種類	取扱い基準
建築物等*	<ul style="list-style-type: none"> ・新築は、史跡の保存活用等に関わるもの以外は、原則として認めない。ただし、史跡指定時に現況が宅地であった土地においては、史跡への影響が軽微な範囲で認める場合がある。 ・既存建築物の増築、改築、移転は、史跡への影響が軽微な範囲で認める場合がある。 ・史跡の保存管理に支障を生じない補修や撤去等は認める。
工作物等	<ul style="list-style-type: none"> ・新設、増設、改修や移設は、史跡の保存活用等に関わるもの以外は、原則として認めない。ただし、防災・安全対策や災害復旧等に関わるもの、日常生活や生業活動等に必要なものは、史跡への影響が軽微な範囲で認める場合がある。 ・史跡の保存管理に支障を生じない補修や撤去等は認める。
土地改変	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の形状変更を伴う切土や盛土等は、史跡の保存活用等に関わるもの以外は、原則として認めない。ただし、防災・安全対策や災害復旧等に関わるもの、日常生活や生業活動等に必要なものは、史跡への影響が軽微な範囲で認める場合がある。
電気・水道・ガス等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の維持継続に必要なものは、史跡への影響が軽微な範囲で認める。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の新設、拡幅等は、史跡の保存活用等に関わるものおよび防災・安全対策や災害復旧等に関わるもの以外は、原則として認めない。 ・施設の改修や補修等は、史跡への影響が軽微な範囲で認める場合がある。
植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の新規植栽、移植、伐採等は、史跡の保存活用等に関わるもの以外は、原則として認めない。ただし、防災・安全対策や災害復旧等に関わるもの、日常生活や生業活動等に必要なもの、保安林の維持管理に必要なものは、史跡の保存活用への影響が軽微な範囲で認める場合がある。
発掘調査 整備活用	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の保存活用等に関わる発掘調査や整備活用等を認める。

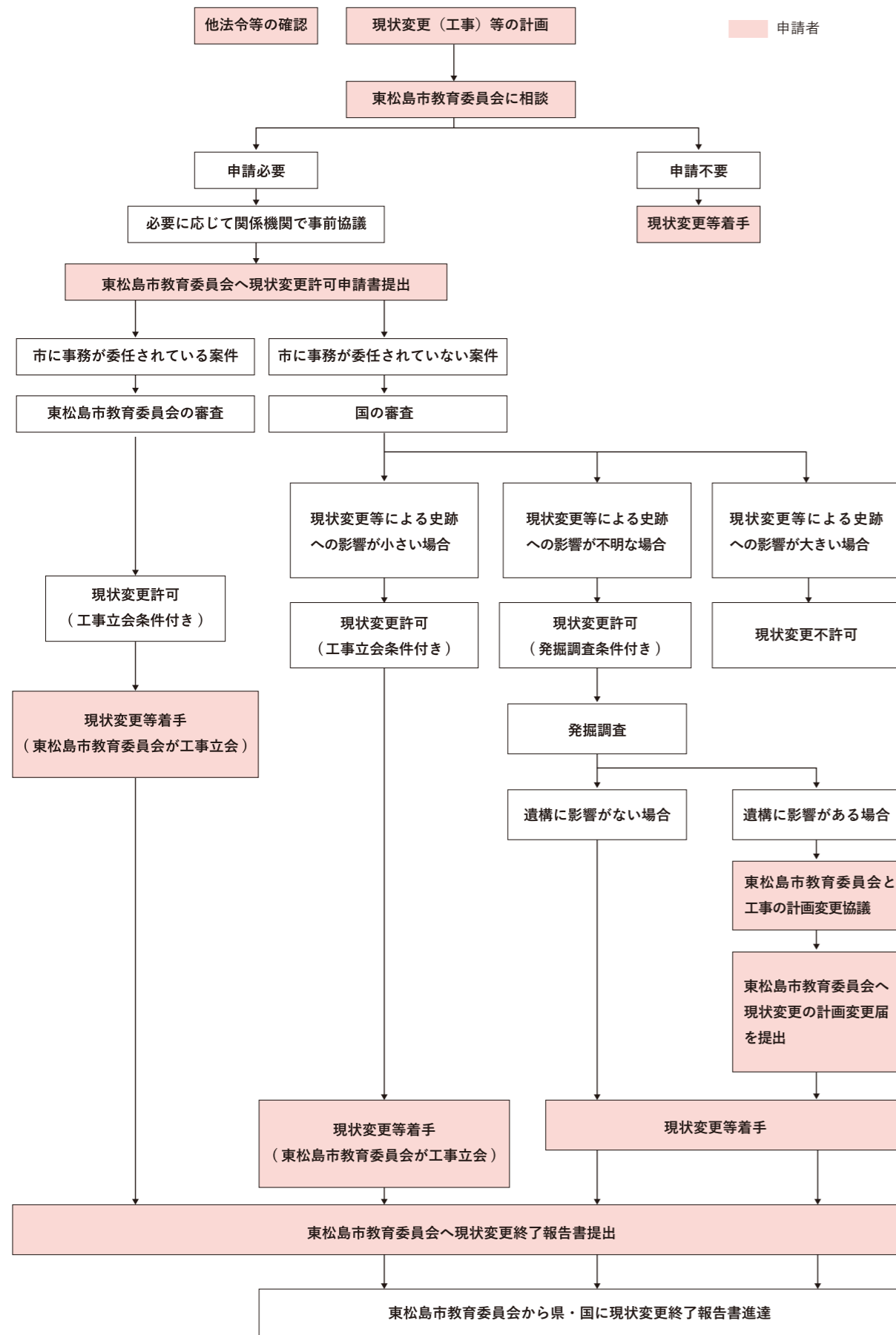
*建築物等の「新築・増築・改築・移転」の定義は、次のとおりとする。

新築：建築物がなかった土地での建築

増築：既存建築物がある土地での棟続きの建築

改築：既存建築物の全部または一部を除却した後、同用途・規模での建築

移転：同一敷地内で建築物を移転する行為



第 27 図 A 地区（史跡）の現状変更等に関する手続きの流れ

5) B 地区の保存管理—周知の埋蔵文化財包蔵地としての取扱い

① B 地区における保存管理の進め方

B 地区は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していることから、土地に影響を及ぼす行為を行う場合は、これまでどおり、文化財保護法第 93 条・第 94 条に基づく手続きが必要となる。

保存管理の方針を踏まえ、史跡の本質的価値と同様の価値を持つ重要遺構等が分布していることが想定される B 地区においては、周知の埋蔵文化財包蔵地としての取扱いの範囲内で、可能な限り遺構等の保存を図っていくものとする。特に、B1（重要遺構分布エリア）は、土地所有者の理解と協力のもとに、可能な限り A 地区に準じた現状変更等取扱い基準の実施を図る。

加えて、B 地区の細分エリアごとの進め方は、以下のとおりである。

B1（重要遺構分布エリア）は、土地所有者の理解と協力のもとに、可能な限り A 地区に準じた現状変更等取扱い基準の実施を図るとともに、史跡への追加指定を目指し、A 地区への移行を図る。

B2（計画的発掘調査エリア）は、短・中期的な計画的発掘調査を中心とした成果の蓄積や地域住民の理解や協力のもとに、B1 への移行を目指す。

B3（埋蔵文化財保護エリア）は、長期的視点から、地域住民の理解や協力のもとに、周知の埋蔵文化財等の持続的保護を図る。

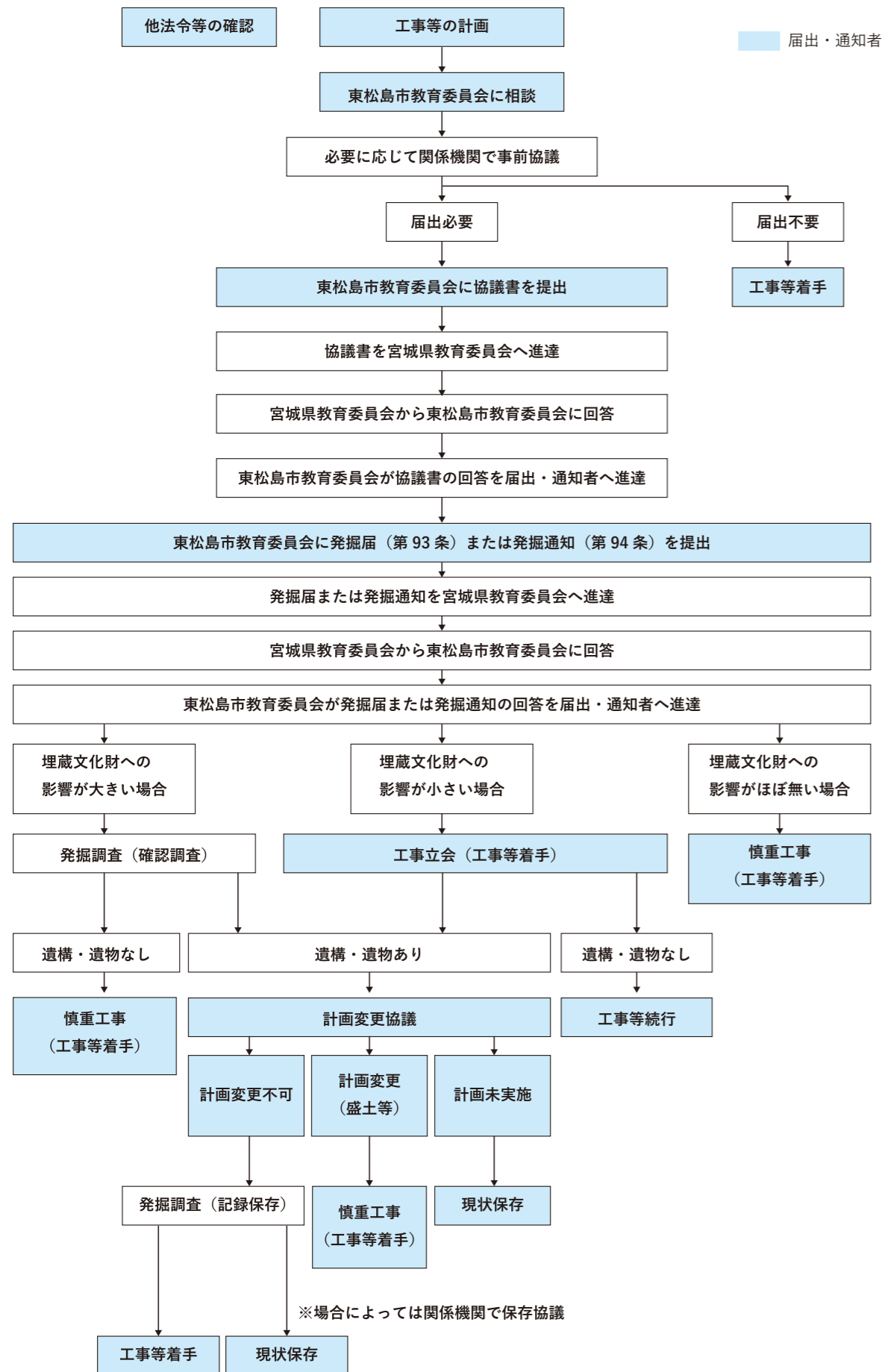
なお、B 地区の隣接地には、現時点では未確認の重要遺構等が連続して分布している可能性がある。調査の進展により隣接地で遺構等が確認された場合、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲が変更され、遺構等の分布が確認された範囲は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれることとなる。そのため、B 地区の隣接地においては、土地所有者や事業者等の理解と協力のもと、可能な限り B 地区に準じた取扱いの実施を図る。

② 文化財保護法第 93 条・94 条に基づく手続き

B 地区（周知の埋蔵文化財包蔵地）において、建築・土木工事など、土地に影響を及ぼす行為を行う場合は、事前に、協議書（宮城県の方針による）および文化財保護法第 93 条・第 94 条に基づく「発掘届（第 93 条）」または「発掘通知（第 94 条）」を、東松島市教育委員会を経由し、宮城県教育委員会宛に提出しなければならない。

発掘届または発掘通知の提出後、宮城県教育委員会から「発掘調査」、「工事立会」、「慎重工事」等の行政指導がされるため、東松島市はその指導に従って対応する。その際に、本質的価値に関連する遺構が確認された場合は、東松島市教育委員会が、宮城県教育委員会等の関係機関や事業者、土地所有者等と遺構の保存について協議を行うものとする。

なお、発掘届等に係る手続きの流れを、次の第 28 図のとおり示す。



第 28 図 B 地区（埋蔵文化財包蔵地）における発掘届等に関する手続きの流れ

6) 発掘調査、追加指定および土地公有化の進め方

① 発掘調査

発掘調査の進め方は、以下のとおりとする。

A 地区（史跡指定地）

史跡の保存活用等に関わる発掘調査を必要に応じて実施する。

B 地区（周知の埋蔵文化財包蔵地）

B1：必要に応じて優先的に実施する。

B2：計画的・継続的に実施する。

B3：工事等が生じた場合は、必要に応じて随時実施する。

② 追加指定

B 地区が追加指定の候補地であり、B 地区の追加指定の進め方は、以下のとおりとする。

B1（重要遺構分布エリア）

A 地区に準じるエリアとして、可能な区域から随時追加指定を図り、A 地区へ移行する。

B2（計画的発掘調査エリア）・B3（埋蔵文化財保護エリア）

史跡の本質的価値に関連する重要遺構が確認された場合、随時 B1 へ移行する。

③ 土地公有化

本計画対象地の公有化の進め方は、以下のとおりとする。

A 地区（史跡）

現状変更等の規制によって、建築物の建替え等を行うことができないなど、生活や土地利用に著しい支障が生じた場合、補償的措置として、当該地の公有化を進める。

その他、土地所有者の協力のもと、必要に応じて公有化を図る。

B 地区（周知の埋蔵文化財包蔵地）

B 地区は、史跡外であることから、原則として公有化の対象としない方針とする。ただし、史跡の保存活用や整備等において必要な場合は、土地所有者の協力のもと、公有化を図る。

6 活用

1) 現状と課題

①現状

これまでの赤井官衙遺跡群の活用は、東松島市教育委員会が中心となり、地域団体や教育機関と連携しながら実施されてきた。主な内容は、以下のとおりである。

ア. 市教育委員会が実施しているもの

- <遺跡>において、調査研究を継続しており、発掘調査時には可能なかぎり現地説明会を実施している（写真31）。
- 赤井市民センターにおいて、赤井官衙遺跡の展示を実施している（写真32）。
- 依頼に応じて、市専門職員が現地や地区センター等の施設で<遺跡>の説明を行っている。
- 講演会や企画展を開催している（写真33、第30図）。ただし、参加者は歴史に興味がある層が主体である。
- パンフレットを作成しており、講演会等で配布している（第29図）。
- <遺跡>について、市のホームページで紹介している。

イ. 地域団体が実施しているもの

- 地元の赤井地区や各自治会がイベントを実施する際に、市教育委員会に依頼して<遺跡>の展示や説明を行っている（写真34）。

ウ. 教育機関が実施しているもの

- 一部の小学校が赤井官衙遺跡をテーマに校外学習を実施しており、市専門職員が<遺跡>の説明を行っている。



写真31 発掘調査現地説明会

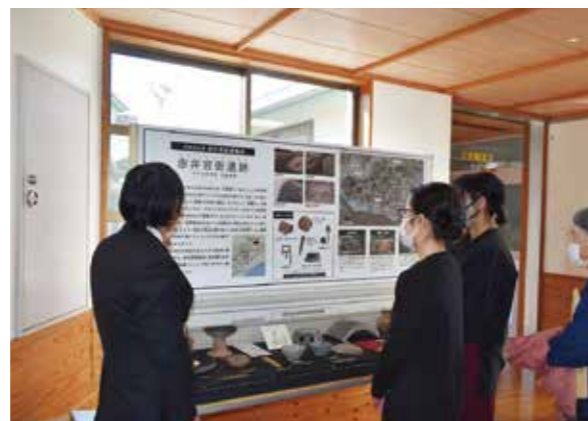


写真32 赤井市民センターでの展示



第29図 パンフレット



第30図 講演会ポスター



写真33 講演会



写真34 オール赤井まつり展示

② 課題

- 効果的に〈遺跡〉の活用を実施するために、継続的に〈遺跡〉の調査研究を行い、内容の解明を進めることが必須である。
- 調査研究の成果をもとに、〈遺跡〉の周知や理解促進のため、講演会や企画展の継続的实施、パンフレット等の紙媒体の更新や改善、ウェブサイトやSNS、その他有効な媒体の活用などを通じて、より積極的に情報発信をする必要がある。
- 特に地元住民の〈遺跡〉の価値への理解を深める方策を進めるとともに、地域のコミュニティと連携し、地域の貴重な財産として地域の活性化につながるよう、地域と〈遺跡〉が共存・共栄するような活用を進める必要がある。
- 次代を担う子どもたちの理解を深めるため、学校教育との連携を継続し、市内の各学校で史跡の学習を主体的に取り組むための教材の提供や教員への支援等、連携体制の構築を進める必要がある。
- 市内の他の史跡や文化財、観光施設等との連携により、市の文化財の包括的な活用につなげる必要がある。
- 他の城柵官衙遺跡が所在する自治体との連携による広域的な活用を進め、より効果的で影響力の高い活用を目指していく必要がある。

2) 方針

- I. 遺構や遺物、地形の保存、環境、景観の保全を第一とした活用を図る。
- II. 調査研究を継続し、その成果を反映させた活用を図る。
- III. 〈遺跡〉の重要性と歴史的価値が学習でき、郷土に誇りを持てるような活用を図る。
- IV. 地域のまちづくりと連携し、地域コミュニティの活性化につながるような活用を図る。
- V. 市内の他の文化財等や市外の城柵官衙遺跡・横穴墓など関連遺跡と連携した広域的な活用を図る。

3) 活用のあり方と方法

上記の方針に則り、具体的事例として下記のような活用を進める。なお、随時、活動に対するフィードバックをもとに、より効果的な方法を検討し実施していくことを旨とする。

- 本計画を地権者をはじめ、地元住民や市民等に周知する。(方針Ⅰ)
- 発掘調査等の調査研究を継続し、現地説明会や公開講座、企画展を実施する。(方針Ⅱ)
- 史跡にパンフレットボックスを設置し、パンフレットを配架する。(方針Ⅲ)
- 地区センター等に史跡の説明パネル、パンフレット等を設置する。(方針Ⅲ)
- 学校教育における〈遺跡〉の見学、体験学習の場の利用について、学校と連携する。(方針Ⅲ)
- 地域のイベントや歴史講座など地域の生涯学習活動の場としての利用を地域と協働して促進する。(方針Ⅳ)
- ボランティアガイド等の立ち上げを地域と協働して検討する。(方針Ⅳ)
- 地域や市が推進する地域づくりやコミュニティの活性化の取組に積極的に関与し、地域の課題解決の一端を〈遺跡〉が担える方策を探る。(方針Ⅳ)
- ホームページ等を利用し、情報発信をする。(方針Ⅴ)
- 市内外の文化施設等にパンフレット等を配架する。(方針Ⅴ)
- 関連遺跡のパンフレット等を配架する。(方針Ⅴ)

7 整備

1) 現状と課題

① 現状

史跡指定地のほとんどは、住宅や農地、道路、地区センター、公園などとして利用されており、史跡としての整備は未実施である。史跡の管理のために必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設も未設置である。

一部に解説板等を設置して案内を行っているが（赤井官衙遺跡は館院1地区に遺跡全体の解説板1基・館院1地区の解説板1基・電柱共架の案内板5か所、矢本横穴は解説板1基）、全体として解説板や案内板等の設置は限定的であり、ガイダンス施設やパンフレットを配付する設備等も未整備であることから、来訪者が＜遺跡＞を理解するための手掛かりは限定的な状況である。

また、駐車スペースとしては、赤井官衙遺跡には、＜遺跡＞見学者向けのものはなく、地区センターや公園等に付随するものがあるが、矢本横穴にはない。

② 課題

- 整備そのものが今後の課題であり、長期的視点のもとで＜遺跡＞全体の将来像を考へながら、本格的な整備に向け、段階的な整備計画を検討する必要がある。
- 城柵官衙としての中核的な施設の様相が未解明で、範囲も不明確なため、本格的な整備のためには、＜遺跡＞の解明を進める必要があり、さらなる調査研究が必要である。
- 本格的な整備の開始には時間を要するものの、現状で史跡の理解を促す仕掛けが不十分であることから、解説板・案内板の拡充やパンフレットボックスの設置、個別の遺構の位置を示す表示・解説板、史跡の管理のために必要な標識・説明板・境界標等の設置など、史跡の本質的価値を効果的に表示するため、暫定整備を先行して実施する必要がある。
- 既存施設および将来設置する施設は、継続的な維持管理と定期的な更新が必要であり、運営体制の充実と予算の確保を図る必要がある。
- 見学者の利便性向上と、将来的な史跡におけるイベント等の活用を見据え、専用の駐車スペースが必要である。
- 将来的には、＜遺跡＞の解説や展示を行うとともに、地域における活用の核となり、地域コミュニティの拠点ともなりうるような、ガイダンス施設等が現地に必要である。

2) 方針

- I. 遺構や遺物、地形の保存、環境、景観の保全を第一とした整備を図る。
- II. 調査研究を継続し、将来的にその成果に基づいた整備計画を策定して、本格的な整備を実施する。
- III. 来訪者が安全に見学し、地域の憩いの場としての機能や役割を併せ持つような整備を図る。
- IV. まちづくりとの連携を図り、地域の活動の場となるような整備を図る。

3) 整備のあり方と方法

① 暫定的な整備

本格的な整備を行うには相当の時間を必要とするが、来訪者が遺跡を理解しやすいように、暫定的な整備を実施する。暫定的な整備は、赤井官衙遺跡についてはA地区（史跡）のうちA1を優先し、矢本横穴についてはA地区（史跡）について、史跡の保存と活用のために暫定的に必要な整備の内容を整理して、計画的に実施することとする。

- 文化財保護法に基づく史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標等を設置する。（方針Ⅰ）
- 遺構表示や解説板等の整備にあたっては、遺構の保存を前提としたうえで地下に与える影響を最小限とし、景観に配慮した色彩を採用する。（方針Ⅰ）
- 発掘調査成果をもとに遺構の位置、名称等の表示や解説板、案内板を設置する。（方針Ⅱ）

② 本格的な整備

- 整備にあたっては、遺構の保存を前提としたうえで地下に与える影響を最小限とし、景観に配慮した色彩を採用する。（方針Ⅰ）
- 専門家委員会を組織して整備計画を策定し、整備計画書を作成する。（方針Ⅱ）

なお、整備計画の策定の際に、下記のような具体的事例について検討を深める。

- 発掘調査成果をもとにした平面や立体で遺構の表示。（方針Ⅱ）
- コンピューターグラフィック等を用いた復元映像の作成やスマートフォン等のアプリケーションによるガイド。（方針Ⅱ）
- 総合的に＜遺跡＞を解説し、地域コミュニティの拠点となるような現地ガイダンス施設の整備。（方針Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ）
- 駐車場や休憩スペース、トイレ等の便益施設の整備。（方針Ⅲ）
- スマートフォン等のアプリケーションによるルート案内。（方針Ⅲ）

8 運営・体制の整備

1) 現状と課題

① 現状

東松島市が史跡の管理団体に指定されているが、現状では宅地や農地、山林等に使用されているため、日常の維持管理は地権者等によって行われている。

現状変更や発掘届等に関わる案件は、東松島市教育委員会生涯学習課文化財係が窓口となり対応している。専門職員の配置は、平成 28 (2016) 年までは 3 名、平成 29 (2017) 年から平成 30 (2018) 年までは 4 名であったが、その後は現在まで 3 名体制であり、他の業務と併行して、新たに<遺跡>の調査研究、保存管理、活用、整備を一体的に進めていくに当たっては、充分とはいえない体制である。

② 課題

史跡の適切な保存に必要な現状変更の手続きや、<遺跡>の性格をより正確に知るための調査研究、今後さらに必要となる活用や整備を実施し、長期にわたって史跡のマネジメントを進めていくためには、高度な専門性を持った人材が必要なため、適切な人数の専門職員の配置が必要である。

<遺跡>の調査研究、活用、整備のスケジュールや進捗状況により、組織および職員体制を検討する必要がある。史跡を適切に保存活用していくためには、文化財担当部局の組織や職員体制の強化、適切な予算の措置が必要である。

史跡の目指すべき姿は、確実に保存を行ったうえで活用、整備を行い、史跡の価値を広く世の中に知ってもらうことにより、地域の歴史や史跡に親しみや関心を持ってもらい、郷土に対する誇りと愛着を育むことである。そのためには行政だけではなく、児童生徒を含めた市民、民間団体、研究者等と連携して史跡を保存し、活用していくための運営体制を構築する必要がある。すなわち、関係行政機関・部局との連携の強化、学校教育との連携、地権者をはじめ地元住民の協力と連携が不可欠である。

2) 方針

運営・体制の整備の方針は、以下のとおりとする。

- I. 適切な調査研究体制を組成する。
- II. 的確な史跡管理体制を確立する。
- III. 市民との協働体制を構築する。
- IV. 関係部局との連携体制を強化する。

3) 運営・体制の整備の方法

① 調査研究体制（方針Ⅰ）

東松島市教育委員会教育部生涯学習課が東松島市発掘調査指導委員会など専門家等の助言を受けながら、赤井官衙遺跡あかいかんがいせきの外郭施設がいかくや政庁せいちょうを明らかにするなどの計画的、継続的な調査研究を実施する。また、開発に伴う発掘調査にも対応する必要がある。調査研究のスケジュールや進捗状況を踏まえ、適切な組織体制、職員体制を構築する。

② 史跡の管理体制（方針Ⅱ）

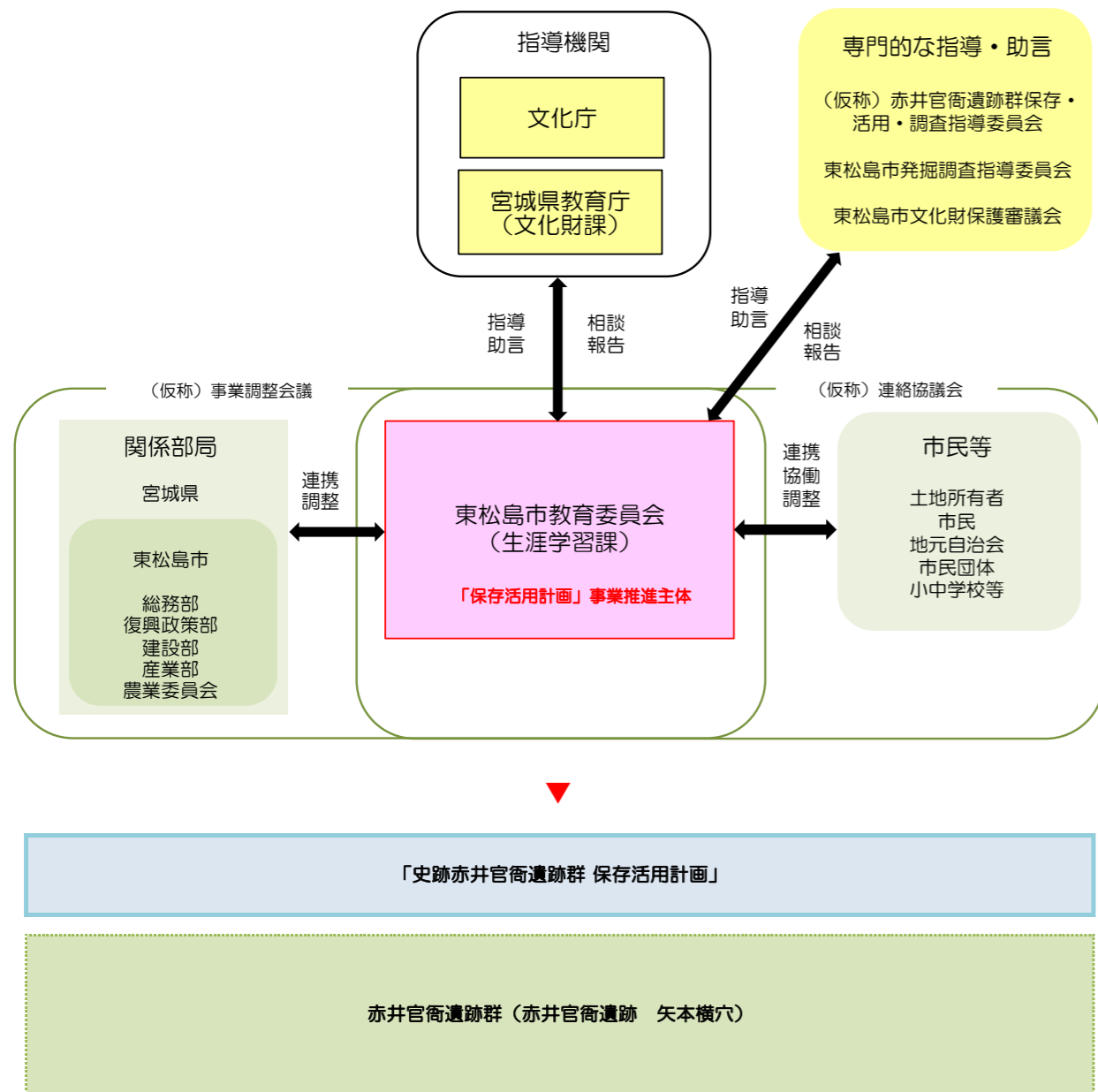
東松島市が地権者および地域住民の協力を得ながら史跡を適切に保存管理、活用していくこととする。活用、整備のスケジュールや進捗状況を踏まえながら、適切な組織、職員体制を構築する。

③ 市民との協働体制（方針Ⅲ）

史跡の保存活用に際して、市民の理解と協力は不可欠である。市民に周知しながら密な連絡体制を構築し、互いに協力しながら円滑に協働できる実施体制を構築する。

④ 関係部局との連携体制（方針Ⅳ）

今後の保存活用や史跡整備に関する事業は、文化庁や宮城県教育委員会の指導のもと、市関係部局と連携を密にして、東松島市教育委員会が主体となり実施する。



第 31 図 運営・体制の概念模式図

9 事業推進施策

1) 方針

史跡の保存・活用・整備・運営体制の整備に係る各施策について、短期計画および中・長期計画に分類し、個々の事業計画の具体化を図る。また、史跡の適切な保存と活用、調査研究は、一時的な行為ではなく、将来にわたり継続して取り組むべきことである。そのため、史跡の管理者には、史跡の状況や保存活用の現状を定期的に観察し、評価することによって、問題点を把握し、改善していくことが求められる。

事業推進に当たって、今後の活用や整備を適切かつ的確に進めるため、<遺跡>の内容や性格をより明らかにする必要があることから、「調査研究」を先行して進めることとする。特に、赤井官衙遺跡の政府と外郭施設の所在を把握するための範囲内容確認調査を優先して実施する。

なかでも、外郭施設は、現在計画されている圃場整備事業の事業範囲に所在する可能性が高いことから、優先的に内容確認調査を実施する。

政庁は、想定される範囲が広大であるうえ、ほとんど発掘調査が実施されておらず、詳細な位置についての手掛かりを欠く現状であるため、まずは遺物の散布状況を確認する分布調査や地中レーダ探査等の調査によって所在する可能性の高い地区を精査し、その結果を踏まえて、政庁の位置を特定するための内容確認調査を実施することとする。

なお、事業の推進および経過観察は、東松島市教育委員会が主体となって実施する。

2) 事業実施のプログラム

① 事業実施の基本的考え方

10年をひとつの区切りとして、事業の実施と見直しを進めることとする。最初の10年を1期、次の10年を2期、その次の10年を3期……と位置付け、1期で短期的な成果、2期で中期的な成果、3期以降で長期的な成果の達成を図る。

各期10年の終了時に、事業の進捗状況や<遺跡>の置かれている現状と課題等の再確認をし、必要に応じて保存活用計画の見直しを図って、次の10年でのより効果的な事業の進展を目指す。

また、各期10年を5年ずつ前・後期に分け、前期終了時に、経過観察等を参考に、その成果や課題の把握と分析に基づいて各事業の調整を図ることで、後期での効果的な課題解決を目指す。

②事業実施の段階的推進

本計画に基づき進める各種事業を、第6表「事業実施のプログラム」に示す。

長期に渡り継続的に実施し、その成果を蓄積していくことが求められる場合や、その時々
の必要に応じた様々な企画等に沿って短期的に実施する場合がある。

1期には、「保存活用計画」の内容について地域住民への周知を積極的に図るとともに、
調査研究の年次計画を立てて、速やかに発掘調査を実施する。また、様々な活用の企画を
実施し、その活用をより効果的に進めるために、市民や地域コミュニティとの協働、関連
部局との連携の強化を図る。整備では、暫定的な整備の計画を検討してその実施を完了さ
せ、本格的な整備のための整備基本計画の策定を図る。

2期には、1期10年における取組を踏まえて、調査計画に基づいて発掘調査を継続し、
内容の解明に努め、それまでの発掘調査の成果や市民協働の成果を活かして活用のあり方
を改良するとともに、継続的な実施によって成果の蓄積を図る。整備においては、本格的
な整備の実施を図る。

3期以降は、現段階で先の状況を見通すことは難しいため、2期までの成果や課題等を
踏まえ、改めて具体的な事業内容について見直しを図ることとする。

第6表 事業実施のプログラム

項目		年次		1期		2期		3期以降	
		前期5ヶ年	後期5ヶ年	前期5ヶ年	後期5ヶ年	前期5ヶ年	後期5ヶ年		
区分	対象地区	2025 ~ 2029		2030 ~ 2034		2035 ~ 2039		2040 ~ 2044	
施策		2025 ~ 2029		2030 ~ 2034		2035 ~ 2039		2040 ~ 2044	
計画	A・B	保存活用計画は、5年毎に調整、10年毎に見直しを行う。		●	●	●	●	本計画の成果や課題等を踏まえ、全体的な調整を図る。	
		計画の調整		計画の見直し・調整		計画の見直し・調整		計画の見直し・調整	
調査研究	B	計画的発掘調査		●	→	→	→	→	
	A・B	現状変更等に伴う発掘調査		●	●	●	●	●	
保存管理	A・B	現状変更等取り扱いの周知		●	●	●	●	●	
	B	追加指定		→		→		→	
	A	公有地化		→		→		→	
	A・B	既存施設の将来的なあり方		→					
活用	-	情報発信 (HP・SNS・動画配信サービス・パンフレット等)		●	●	●	●	○	
	-	発掘調査成果報告会・現地説明会等		●	●	●	●	○	
	-	イベントの開催 (発掘調査速報展・企画展・巡回展・講演会等)		●	●	●	●	○	
	-	学校教育 (歴史学習・体験学習・出前授業等)		●	●	●	●	○	
	-	まちづくりとの連携 (地区センターでの展示・祭り等イベントでの展示・歴史講座・ボランティア等)		●	●	●	●	○	
	-	広域的活用 (城柵官衙遺跡等との連携・周辺地域の文化遺産や施設との連携・散策周遊ルートの検討と運用等)		●	●	●	●	○	
	整備	A・B	暫定整備 (仮設/説明板・誘導案内板等)		●	→			
A		本整備 (ガイダンス施設・遺構表示等)			●	→	→	→	
運営体制	-	関連部局との連携 (仮称)事業調整会議		●	●	●	●	○	
	-	市民との協働 (仮称)連絡協議会		●	●	●	●	○	

【凡例】

3) 事業実施の経過観察

経過観察および事業評価については、計画の段階で掲げた理念や目標を達成できたかを客観的に確認するために自己点検を実施する。

自己点検にあたっては、本計画において示した保存管理、活用、整備における基本方針や方法と対応させ、その実施状況や結果の点検が行えるようにする。また、点検の結果は専門委員会等で報告を行い、第三者によるチェックが行えるようにする。この経過観察による現状の把握、結果の分析を行うことで、問題点を抽出、把握し改善していくこととする。

第7表 点検項目一覧表（例）

	点検項目
調査研究	史跡の全容を把握するための調査研究が実施されているか
	現状変更等に対応する発掘調査が適切に実施されているか
保存管理	史跡指定地内の遺構、遺物は適切な方法で確実に保存されているか
	定期的に現地確認を行い、史跡の保存状態を確認しているか
	出土遺物や各種調査記録類は適切に保存管理されているか
	史跡指定地における現状変更等の取り扱いについての周知は図られているか
	公有地の適切な維持管理は行われているか
	今後保存が必要な範囲について、追加指定等へ向けた準備が行われているか
	指定地内の民有地の公有化について本計画の内容に沿って行われているか
活用	史跡の価値を普及するための情報発信は充分に行われているか
	地域コミュニティの活動の場として機能しているか
	学校教育や生涯学習活動との連携は図られているか
	関連遺跡や文化財等との連携が図られているか
	周辺の文化・観光施設との連携が図られているか
整備	暫定的な整備は、遺構を確実に保存したうえで施設の設置が適切に行われているか
	説明板、表示等は適切な内容で適地に設置されているか
	説明板、表示等は適切に維持管理、修繕が実施されているか
運営体制	年1回以上地域住民の意見を聞く場を設け、市民と協働した保存活用が行われているか
	国、県、市の関連部局との連携は図られているか
	保存管理、活用、整備、運営に必要な予算や人員を十分に確保しているか
	年1回以上専門家委員会等で報告を行い、学識経験者から指導、助言を受けているか